

第百二回国会 商工委員会 議 録 第 六 号

昭和六十年三月二十六日(火曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 依興君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 梶山 静六君

理事 佐藤 信二君

理事 塩島 大君

理事 仲村 正治君

理事 野田 毅君

理事 原田昇左右君

理事 水野 清君

理事 奥野 一雄君

理事 上坂 昇君

理事 浜西 鉄雄君

理事 元信 堯君

理事 和田 貞夫君

理事 木内 良明君

理事 西中 清君

理事 横手 文雄君

理事 野間 友一君

出席國務大臣

通商産業大臣 村田敬次郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 与謝野 馨君

通商産業大臣官房長 杉山 弘君

通商産業大臣官房総務審議官 尾玉 幸治君

通商産業省通商政策局長 黒田 真君

通商産業省通商政策局長 鈴木 直道君

通商産業省産業政策局長 福川 伸次君

通商産業省機械情報産業局長 木下 博生君

通商産業省機械情報産業局次長 棚橋 祐治君

工業技術院院長 等々力 達君

工業技術院総務部長 荒尾 保一君

中小企業庁指導部長 遠山 仁人君

文部省初等中等教育局長 遠山 敦子君

文化庁文化部長 岡村 豊君

郵政大臣官房企畫課長 正幡 浩久君

郵政省通信政策局長 江川 晃正君

労働省労働基準局監督課長 菊地 好可君

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 福渡 靖君

労働省職業安定局雇用政策課長 齋藤 邦彦君

自治大臣官房情報管理官 後藤 功君

参事 考 安達 次郎君

参事 考 原田 稔君

参事 考 室長 木本 正君

委員の異動 三月七日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 貞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

同日 横江 金夫君 岡田 利春君 和田 贞夫君 矢山 有作君

○ 基盤技術研究円滑化法案(内閣提出第三八号) 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出第六三三号) 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出第六四四号) 同日 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号) 同日 経営診断コンサルタント等の企業内常駐制度法制化に関する請願(辻英雄君紹介)(第二三二一〇号) 経営内務診断士の企業内常駐制度法制化に関する請願(辻英雄君紹介)(第二三二一一号) 中小企業の経営安定対策等に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二三九九九号) は本委員会に付託された。

第一類第九号 商工委員会議録第六号 昭和六十年三月二十六日

諮りいたします。
本会の審査中、参考人として情報処理振興事業協会理事長安達次郎君及び同専務理事原田稔君の出席を願ひ、御意見を聴取したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○粕谷委員長 本案に対し、質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。浜西鉄雄君。

○浜西委員 多岐にわたっている質問しなければならぬ問題でありまして、基本はむしろセンター法という基盤整備に関連をして、その端末処理というソフトの部分、これを論議をするという順序が、この情報処理振興問題については順序とすれば正しいと思うのです。この情報処理問題だけを論じますと、かなり手落ちの部分、不足する部分が出てくるわけです。したがって、その点について一つ一つ解明する意味で質問いたします。

まず最初に、大臣の本法案説明の趣旨の中にございませぬ高度利用の促進ということについては、特段疑義を挟むものではありません。ありませんが、このコンピュータという代物を連帯利用というか、たくさん端末機に通信回線を通じて情報を高度に利用する、まあ一口に言えばそういうことだろうと思ひます。さて、わからなくなつたのは、この提案の説明の中にもあつたと思うのですが、一業種の中で相互に連帯利用、こういうふうな意味の提案なり法案の趣旨だと理解するわけですが、もともと情報処理については、異業種も含め、とにかく多岐にわたる端末機と将来は連携をして利用していくというの方が正しいと思うのです。

そうなつてくると、一体通信という一つの性能、通信という業務と、その間に介在をするコンピュータあるいはその先につく端末機、これらのこれからの何といひますか、行政部門における

責任分野、どこが所掌し、どこがそのことを管理監督し、研究開発していくのかという部分について、大変不明確でありますので、原則的な質問であります。この通信の分野というものと情報処理をするコンピュータというものと、これが混合して物事が進行しておるし、提案もそのようになつておると思ひますが、お聞きしたいのは、通信という分野と情報処理をするその機械、つまりコンピュータあるいはソフト、プログラマー、そういう人たちの任務、いろいろあるのですが、この整理というか、できるのかでござぬのか、その辺から聞いておきたいと思ひます。

○木下政府委員 コンピュータの利用が非常に広まつてまいりまして、産業各分野あるいは社会の各分野に非常に広く使われてくるようになっておるのは今先生御指摘のとおりでございます。その過程におきまして、通信回線を利用してコンピュータとコンピュータをつなげて利用するという形態も非常に広まつてきておるのも先生御指摘のとおりでございます。

現在、汎用コンピュータは十五万台程度でございますが、そのうち四十数%ぐらいはそういう形で、オンラインでつながつておるものがあるというふうな言われておりますけれども、そういうものについては、通信関係の施策とそれからコンピュータ関係の施策、うまくお互いに連携をとり合いながら進めていくということが重要だと考えております。

○浜西委員 具体的に聞いた方がいいと思ひますが、今度、プログラムを組むことについて、コンピュータでできるようにしよう、わかりやすく言えばそういう提案であります。汎用プログラム、汎用とは共通性があり、どういった業種にも共通して使えるという、つまり汎用ですね、そういう意味にとらえておるわけですが、そうすると、いろいろなシステムがあるわけですが、例えば特別に、特定のものしか使えないような部分が大変多くなつてくると思ひます。科学技術の関係の計算用あるいは生産用のプログラムあるいは流通サービス用、経営計画管理用のもの、特殊な情報処理検査用、つまりアプリケーションプログラム、システムプログラム、こういうものに汎用というものが使えるのかどうか。汎用というものはごく一般的な、在庫の出入れとか収支決算とか、そういう中小企業が手作業でやっておつたその程度の部分のものを汎用として使えるようにするのか、今私が言ったような個別のプログラムについてそれが応用できるのかどうか、また性能なり、ねらつておるところ、これからそれがどのような効果をあらわすのか、それが知りたいわけですから、その辺の説明をしてください。

○木下政府委員 コンピュータを利用します場合には、今先生御指摘のように、プログラムを使って、プログラムによって電算機に指示を与えて計算をしたりいろいろな情報処理をやつたりするわけでございます。したがって、コンピュータにとつては、コンピュータ機械自身とそれからプログラムというものが二つとも非常に重要な要素として考えられております。プログラムの違いによってコンピュータのやる仕事は全く変わつてくるといふようなことでもございまして、したがって、品質のいいプログラムをどんどん使つていくということが非常に重要になってまいります。

その場合に、プログラムをつくり出すには非常に人手がかかるということもございまして、通常人手がかかるというところもございまして、一つつくられたプログラムは非常に広い範囲で使

うように持つていった方がいいということで、汎用プログラムの普及ということに非常に重点を置いた施策を進めてきております。アメリカの場合には全体のプログラムの中で五十数%が汎用プログラムでございまして、日本の場合にはどちらかというと個々のユーザーの注文に応じたプログラムをつくつてほしいという希望もあつて、一〇%にも満たないものが汎用プログラムということになっております。

ただ、プログラムをつくるのには非常に人手がかかりますので、できるだけ汎用プログラムみたいな形で一つのプログラムをみんなが使つていただく方がいいということで考えております。そのような意味から、情報処理振興事業協会は従来からそういう意味での汎用プログラムの開発及び普及に当たつてきておるわけでございます。

汎用プログラムといふのは、各種の事業分野に共通した汎用的なものと、それから一つの事業分野におきましても、一つの企業だけじゃなくして多数の企業が同じプログラムを使う場合でも汎用プログラムというふうな言えるわけでございます。まして、その両様の意味から汎用プログラムをどんどん利用していくということが情報化を進めていく上で非常に重要な要素であると考えております。

○浜西委員 汎用プログラム、抽象的にはわかるような気がするのですが、具体的に一つの例を出しますと、例えば警察庁が全国的に犯罪捜査に係るコンピュータプログラム、そういうソフトを研究開発しようとする場合に、これは特殊なソフトと思ひますが、その分野に汎用プログラムが利用できるのかどうか。

それから交通関係では、何もプライベートとか企業秘密的なものはないと思うのですが、これもやはり一つの限定された特殊なプログラムであり、そういうソフトを考えると、中小の人たちが商業活動をやるということについて、必要ならソフトを組んでプログラムというか、こういうふうなものではないかと私は思うのですが、今私がさきに述べたそういう特別な機能が使われるようなもので、それが及ぶのかどうか、それをちょっと説明してください。

○木下政府委員 たいま御指摘のありましたような、警察関係で犯罪捜査に使用するようなコンピュータについてのプログラム、これは非常に特殊な分野のプログラムでございますから、全体として警察庁あるいは各県の警察本部が使う場合にはそれぞれの実情に応じたプログラムをつくっていかなくちゃいけないことだろうと思えます。

ただ、そういうプログラムの中でも例えばデータの管理というふうな形になりますと、そのデータを取り出したりしていくというふうなプログラムは一般のデータの管理のプログラムと同じようなものを使うことができることもあるわけでございます。一部そういうデータの管理的な、汎用的なプログラムをその警察の管理的な、汎用的の中に入れていくことは十分可能かと思えます。

それから交通管制というふうなことになりますと、確かに町によって交通事情が違いますから当然管制のやり方は違うかもしれませんが、ただ交通管制という一般的なことを考えれば、東京でやるのと大阪でやるのと大きく違うわけじゃないと思います。そういう分野で東京でやっているプログラムを一部大阪の交通管制に使っていくというふうな意味での汎用性というのは十分考え得ることかと思えます。

それから、中小企業の分野にしか汎用プログラムは余り利用できないのじゃないかというお話でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、

に、アメリカでは非常に合理的な考え方が貫かれておりまして、他の企業が使っていないものが非常に有用で安く使えるならばほかの企業も使うというところで、必ずしも中小企業だけで使っていくというのではないだろうと思えます。日本の場合には、中小企業の場合にプログラムの開発費用がたかさんかかりますから、でき上がったプログラムが自分の企業に十分使えるものであればその方が安く使えるという意味で中小企業には大いに使われていくと思えます。また今後ともそれを普及していく必要があるかと思えますが、私は、必ずしも汎用プログラムというのは中小企業分野だけではないと思えます。

○浜西委員 その辺が私はまだちょっと理解できないのですが、アメリカのIBMとの関係でいろいろ摩擦が起こってきている。もとをたせば、アメリカが開発したシステムというソフトの使用について、著作権と言った方がいいか、日本が海賊版をつくることに対して問題を提起したと思うのです。

これは新聞その他で伝えられたことでありますからここで説明するまでもないと思うのですが、結局大きな会社が開発した中に吸収されていくというか、日本の企業が必要とするソフトの部分が、大変やりにくいというか、独自に開発しようと思えば膨大なお金がかかる。この種の、大企業が今悩んでおる、開発しようとするソフトの部分の開発について通産省はこれからの程度介入し手助けをしようとするのが、これでも全然わからぬわけですね。金額的に見ても、そういう業者が開発するときにはその分について助けましょうというところは、その中に書いてございますけれども、人材の育成というか、おかれておるところの、もとは人間が組むわけですね。組んでしまつたら機械がやるわけですね。そういう研究開発について通産省はどの程度かんでいくのか、私はよくわからぬ。

というものは、予算的に見ても、IBMの関係は物すごい予算、研究費を出しているわけですね。日本にして年間大体五千億円というふうな報道されておるわけですね。日立の場合にはこれの十分の一ぐらいではないかと言われているのです。それでも膨大な金額になるのですが、大企業が自分の会社独自のものを開発するために人材を育成して、あるいは他から、後ほど問題にするわけですが、コンピュータサービスマン社のようなところから人材を派遣してもらつて一定の期間組んでいくということも、今競争でやられているわけですね。だから物すごくコンピュータサービスマン社がふえているわけですね。千を超えておるといふふうに私は聞いております。

後ほどまた詳しいデータを私の方が調べて発表しますけれども、そういう方向へ行つておるのに、汎用プログラムというところで事足りるだろうか。物すごい勢いで金を投資して、競争原理の中ですばらしいコンピュータと、それに関係するソフト技術がどんどん進んでおるわけですね。今の説明を聞いても、何か汎用プログラムがかなりの役割を果たすように見えるわけですね。でも、とてもじゃないが私はそういうふうな受けとめるわけにはいきません。もう少し詳しくその辺の状態を説明してもらいたいと思つたのです。

少し詳しいことを、ここにあげるのを言つてもいいのですけれども、ちまたに言われる第五世代コンピュータというものが、開発されれば、それこそ人間の言葉を解釈して、英語になるのか、エスペラント語になるのかわかりませんが、そういうものによってプログラムを組んでいくという時代がまさに来ようとしておるわけですね。そういう問題に対して、日本政府、通産省、どこが窓口になるか知りませんが、そういう技術開発に向かつてどのようにやるか、そういうのが、私から見れば、今回のけちな予算では、こんなお金ではとてもじゃないが太刀打ちできる代物じゃないと思つた。だからその辺の関係について、私にわかるように説明してください。

○木下政府委員 コンピューターというのは非常に高速の計算をやるわけでございますが、高速の計算をやるに当たりまして、機械全体がうまく動く基本的な仕組みをまずプログラムで考える必要がある。コンピュータメーカーではそれを普通オペレーティングシステムと言つておるわけでございます。一つはコンピュータが全体としてうまく動くような基本的なプログラムをまずつくつておるわけでございます。それを上乗せして必要なら、例えば銀行業務をやるとすれば銀行業務用のアプリケーションのプログラムをそれにくっつけて使っていくという形でやつておるわけでございます。IBMにおきましてはコンピュータの機械自身の開発、あるいは機械自身が基本的に動くような仕組みになるかどうかというプログラムの開発に大変な開発費をかけているのは、今先生御指摘のとおりでございます。日本のコンピュータメーカーも同じような努力をやつておるわけでございます。機械自身を開発すると同時に、基本的なオペレーティングシステムのプログラムの開発にも大変な人手と金をかけてやっております。その上で、個々の事業分野において使われるときにはその事業分野において使われるプログラムが必要になつてくるわけでございます。そのプログラムにつきましても、注文によってつくつてくるプログラムとそれから汎用プログラムと両方があるわけでございます。

従来、先ほど申し上げましたように、日本におきましては、コンピュータというものはそれぞれ注文主が注文を出してプログラムをつくつてもらうというふうな形をやつておりましたので、一つの銀行が新しいコンピュータシステムを入れるときには、その銀行のためにメーカーあるいはソフトウェア会社が多大な時間と資金をかけてプログラムをつくつておつたということでございます。そのために何十億、何百億という費用がかかります。最近では銀行なんかでも、自分でつくつたプログラムをほかの銀行がうまく使つてもらえるならばそれを売つていくというふうな動きが出てきておるわけですね。そういうふうな自分の

遂げている。株式市場のそれこそ一部上場に、サービス関係が一番右の下の方にありますが、下から二番目の「コンピュータ」、コンピュータサービスKKの意味だろうと思うのですが、これは私の聞くところによれば、新宿の住友ビルの中にあるようです。これらは資本が要らずに、つまり人間だけ集めて、そういう学校で勉強した若い人を集めて一定の訓練をすれば直ちに派遣できる人材として実用化できておられるわけですが、この今私申し上げました例を挙げて、ひとつ労働省とすれば、この種の派遣事業、コンピュータだけじゃありませんが、職安法の四十四条ですか、これが戦後できたときのいきさつから見ると、本来的にはこのコンピュータ、特別技術者も含めてこれは職安法には明らかに違反しておると思うので

聞くとところによると、これらの法改正ということに着手されておるようでありますが、これから情報産業がどんどん伸びて急成長を遂げていく。だとすれば、これらも含めて公的な派遣事業、派遣事業というよりか政府の方針で、外国に負けないようなあるいは国益を守る立場から日本独特のそういう技術者を養成し、育成をして、そして公的な立場で派遣をしていくというようなことをやらない限り、各個ばらばらで、もうけるためには手段を選ばずで、あるいはそこには法の秩序はなくなるし、場合によってはその技術者が高く外国から買われるかもわからない。そういう、大きく言えば国益の問題にも影響する重大な問題だと私は思っておりますが、労働省は今日までのそういう状態についてどのようにこれを把握をし、指導し、規制をし、将来どうしようとするのか、この考えを聞かしてもらいたい。

○齋藤説明員 お答えをいたします。

先生御指摘のように、情報処理産業におきまして自分が雇用している労働者を、他人のと申しますか他の企業に派遣をして実際に就労させるといふ形態、いわゆる労働者派遣的な形態の事業と申しますのが間々見受けられることは事実で

ございます。私たちといたしましては、いろいろな手段、関係業界からのヒアリングあるいは個別事業所等に対しまして指導等を通じて実態の把握に努めてきておるわけでございますが、先生御指摘のございましたように、現在職業安定法四十四条におきまして労働者供給事業は禁止されておるといふことになっております。

私もといたしましては、こういうような形態の事業が現行法で禁止されております形態にならないように、要するに現在禁止しております労働者供給事業の形にならないように、請負なら請負というところで適法に行われるように指導をしてきたところでございます。

私もといたしましては、業界ではこういうことを十分踏まえて対応してきておられるものといふふうにお思っておりますわけでございますが、いかにせん、先ほど御説明申し上げましたように、最近いろいろな経済社会の活動の変化に伴いまして、労働者側あるいは労働者を使われる方々のニーズといたしまして、こういうような派遣的な形態の事業が現実によつてきておる、そういうような実態を踏まえまして、現在国会に御審議をお願いしておりますいわゆる派遣事業法、労働者派遣法を提出したわけでございます。すなわち、このような労働者派遣事業、要するに自己が雇用する労働者を他人の指揮命令のもとに就労させるといふ形態の事業、これを労働力の需給調整システムの一つとして制度化をして、そういうような労働者を就労させる場合の一定のルールを定めることによりまして、労働者の保護と雇用の安定を図ろう、こういう趣旨でございます。

現実にとのような対象業務につきましてこの法律を適用するかどうかは、法案が通りました後でいろいろ関係業界あるいは関係各省等の御意見を伺いながら政令をもって具体的に定めるということになりますので、コンピュータの関係の技術者につきましてはどの程度この法律を適用するかという問題は今後の問題ではございますけれども、先生御指摘のいろいろな御議論も踏まえま

て、十分関係者の方々の御意見を伺った上でこういうような形態をどのような分野に認めるかということについては検討してまいりたい、こういうふうにご考慮をお願いいたします。

○浜西委員 労働大臣がおられますからここで基本的な問題で答弁を求めたいのは無理ですから、これ以上の質問は労働省については無理だと思っておりますが、通産省関係のこのソフト部門について、我々はこれからの将来どうするかということを中心に議論をする中で一つの問題がこういうふうに出てきたわけです。

ここにいろいろの資料を、新聞の切り抜きを持っておきます。そこでこれらを見れば、国鉄の場合は電算ソフト技術者を企業に派遣する、こういうことがこの新聞に載っております。出向先というか、それは、東芝が三十人、NECグループ四十人、日立が三十二人、三菱が二十人、富士通が二十五人、ユニパック十五人。これは電算ソフト技術者というふうに限定されておりますが、国鉄がこれらの要請にこたえて派遣をするという。これも一つの派遣の形態だと思っております。

問題は、ここにあるのは寿命が三十五歳というふうに書いてある。私は、これは将来のソフト産業について、現在審議しておるこの情報処理の問題について大変重大な関係があると思っております。非常に高度化されて確かに生活は便利になり、すべてが迅速に処理され、正確ですが、そういうものを組みあるいはそれを操作をするという人たちは、寿命が三十五歳だ。これは明らかに職業病によつてだめになるということがはっきりしておると思っております。これらも含めてこの人材派遣というものは、ただ単純な労働の提供ならばまた別の角度で、これだつて私は職安法に問題があると思っております。せつかく労働省が、事態が起つた後、このように人材派遣について新しい法案作成について何とかしたいという気持ちはわかりますけれども、これはコンピュータ関係については外すべきだと思っております。これは大変な問題だと思っておりますが、このようなコンピュータ

1をうまく利用して、人材を抱えて派遣をして金をもうける。どの程度の利益を上げておられるのか、これをちょっと聞いてみたいと思っております。

聞くとところによると、四分六六、六分が技術者、つまり労働者、四分が会社側だ、こういうふう聞いておられますが、それは少し極端にしても、かなりの収益を上げておるからこその一部上場へのし上がってきたというふうには言われるわけですが、このようなことについて、今度は、自分たちの体を守るために、あるいは低賃金でやらされておるために、そのコンピュータの人材派遣の労働組合がみずから派遣事業というものを考えて、つまり、中間搾取のないように、健康管理も十分注意を払おうということで、みずからが過酷な労働条件の改善をねらう、こう書いてある。労働組合が人材派遣業を始めようという。

これはちょっと労働省に聞いてみるのですが、これは届け出制でいいのか許可制なのか、これだけちょっと聞かせてください。

○齋藤説明員 今いろいろとコンピュータサービスの関係のところの問題について御指摘がございましたけれども、私もといたしましては、従来から、こういうような企業におきまして、長時間労働ではないかとか、いろいろな基準違反の関係があるのではないかと、いろいろな重点的に監督指導をしてきたところでございます。ただ、他の業種と若干違う要素がいろいろございまして、同一に論ずることは非常に難しい面もございまして、労働時間管理の適正等につきましてはいろいろ監督指導をしてきたところでございます。

それからまた、今御指摘がございました、私も国会に現在御提出申し上げております派遣法の関係で申し上げますと、いわゆる常用労働者のみを使って派遣的な形態の事業を行う場合、これは届け出制ということになっております。したがっていまして、現在、コンピュータサービスの関係の業界の方々にいろいろお話を伺いますと、常用労働者として抱えておる者を他の企業に派遣する

というような形態が多いのではないか、こういうふうな思っておりますので、そういう意味では届け出制でできるものが多いのではないか、こういうふうな思っております次第でございます。

○浜西委員 届け出制ということになると大変問題があるので私は質問したわけです。

これは通産省、把握しておられると思うのですが、この新聞は通産省調べによると、こう書いてあるのですが、これは確実に把握されておられるのかどうか。現在千八百社余りになるというのですね、こういう派遣事業をやっておる会社が。これは「急成長」と書いてある。「専門の技術者が不足していることに加え、派遣される側のユーザーにとってはプログラマーなどの専門技術者は、必要な期間だけで済み、一定の時期来てもらえば、目的を果たせばそれでいいわけですから、そうすると結局、三角関係のような状態で技術者の仕事になされるわけですね。派遣会社、人材を抱えておる会社とは労働契約が成立しておるけれども、派遣された向こう、日立なら日立、東芝なら東芝、あるいは警察庁なら警察庁へ行ってそういうものを組む、一定の仕事が完成するまではそこで仕事を終わらせるわけです。

では、その間、使用者なのか雇用者なのか不明確なままの状態が続く、万が一労働災害が起きたらどうなるのかとか、そういう問題も含めて、このコンピュータの関係についてはこれからどんどん成長する産業だけに、この問題はただ単に職安法四十四条の適用から除外するような意味で、届け出制、許可制、どちらでも私は問題だと思っておりますけれども、いとも簡単にこのことが一掃くたにされて今や論議をされようとしておるが、これから先人材を育てていくという立場からも、この種のことについて通産省は口を挟むのか挟まないのか、野放しにするのか。一定の公的な機関として、日本の将来のソフト産業の発展のために、国益を守るためにも——あるいは各業者間の企業秘密もあるでしょう。あるいは個人の関係のプライバシーもあるでしょう。地方自治体がこれ

から、選挙の投票に行ったかどうかともわかるようなものも組むでしょう。あるいは税金を納めたかどうかわかるでしょう。一軒の家が一月月に水道料を何ぼ払うかということもわかるでしょう。収入が何ぼあって口座で決済されるのが何ぼだという、これはやろうと思えば幾らでもわかるのです。逆探知もできる。

そういういろいろな問題も含めて、これからこの種のソフト部分については、公的な機関がタッチをし、育成をし、規制をし、指導をしていくというふうなことがなければならぬと私は思うのですが、通産省の考えを聞いておきたいと思えます。

○木下政府委員 ただいま先生御指摘のように、この情報処理の分野では、需要が急増しておりますために、システムエンジニアあるいはプログラマー等の数は毎年急増しておるわけでございます。現在、そういう人たちの数は約四十万人ぐらいいると言われておまして、これはコンピュータメーカーあるいはユーザーあるいはソフトウェア会社等で雇用されております。

それで、ソフトウェア会社が雇用しておりますそういうエンジニアあるいはプログラマー等がユーザーのもとに派遣されてそこで仕事をすると、ユーザーがあるのは確かでございます。これは本来、ユーザーのところコンピュータがございまして、どうしてもそのつくったプログラムを、そこでうまく動かさないと行かぬと作業をするためにはユーザーのもとに行く必要があるわけでございます。そのユーザーのもとに行かないで全くソフトウェア会社の中で作業を全部してしまおうということは実際上不可能なわけでございます。

ただし、現在のそういう契約形態では、ソフトウェア会社で働いている人たちがユーザーのもとに行つて仕事をし、長い時間をそこにいるというのが実際のわけでございますが、今後長期的に見まして、私どもとしては、ソフトウェア会社自身が技術開発力をつけて、みずからのソフトウェア

アをみずからつくつていって、それをユーザーのところへ売り込んでいく、売り込む際には当然必要な技術者はそこに行つていろいろ作業する必要はありますが、そういう自主的な形でこの事業が伸びていくのが一番望ましいと考えております。ただ、当面は、労働省の方で現在提案されております法案の対象にこの事業を入れるかどうかという点につきましては、今後法律が通りました後において、その政令で指定する業種に指定するかどうかというところで十分労働省と御相談していきたいというふうに考えております。

ただ、そのソフトウェアに従事する人たち全体の問題といたしまして公的な機関でやるべきではないかという先生の御指摘につきましては、こういう情報処理の仕事をやっておりますのは皆民間企業でございます。今後ますます民間企業がそういう仕事に従事し、それで、ユーザーの分野でもほとんどが民間企業であるという状況でございます。ですから、民間活力を活用して、民間企業が技術力をつけながらそういうソフトウェアの開発、それから、その供給をやっていくという形勢でいくのが一番望ましいことだと考えております。

○浜西委員 これは恐らくその認可をする業種の中に結果としては入ると私は見えています。入るとを私は望んでいるわけじゃありません。これはむしろこれから十分議論をし、将来の日本の情報通信と申しますか、これについての基本的な議論を十分やって、さらにその枝葉になつていくこのソフトウェアについても議論をし、その結果、これを、民間活力をどのようにつけていくかというところで順次議論をやつた上で、結論が出るならばいざ知らず、いざなり今回このソフトウェア問題について、つまり情報処理の関係だけが出てきておるわけですから、本来、この種のことには冒頭言つたようにセンター法ですね、基盤技術も含めて、まず日本の国益に合ったこれからの将来展望を十分議論して、そのための手段を十分尽くした中で、そのうちのひとつとして今や派遣事業の問題も扱いを決めていくべきであつて、これをただ単

に今既にやっておるから一定のところでは、規制をしなければいかにぬという事実が起つて跡を追っかけて法律をつくるというやり方でなくして、将来をずっと見通せば、見通しが幾らでも豊富ならいかにどんな広がついていく、つまり情報産業というものはとどめなく発展する問題だと私は思っております。この法案審議の中でこのことを含めて結論を出していくのは大変せつかちだというふうに私は思っております。

この人材派遣は重大なことです。これは本当に大変な問題ですから、これの扱いについてはこの中で十分検討していくということで、態度を留保しておきたいと私は思うのです。これは、場合によっては連合審査というところをおかしいのですが、現実にソフト産業に携わっている人たちが、そういう四十万人から四十万人、千八百から千八百の業者がそのことでもうけているわけですから、もうけるなどは言いませんけれども、その実態が余りにも残酷であつて、「大量農民の時代」、こう書いてある。人間が捨てられる、民が捨てられるという時代だ。これは関係者をもつと呼んで、実態を十分説明を受けて、これは一体どうなのかということ十分議論を尽くした上で、この人材派遣業について、日本の将来のソフト部門に大きな影響を与えるわけですから、何回も言うようにすけれども、公的な機関が一枚かむべきだ。公的な機関がそれには全然監視もできず、あるいは監督もできず、野放しで、もうけるところはほとんどもうけなさいということになれば、必ず最終的には大きな社会問題に発展していくことははっきりしておりますから、そういう意味で、この種のことについては留保しておきたいと思つております。

それから、基本的な話にまた戻りますが、コンピュータの連携利用ということなのですけれども、言つてみれば、私がさつき述べたようなたくさんな業種、業者、企業があるわけですから、全く違った業者、業種、異業種でも通信回線を接続して、これから先はあらゆる情報が、データがお互いに行き来する、いながらにしてショッピング

ができる、いながらにしてホームバンキングとい
いますか、そういうことができる、あるいは飛行
機の座席の予約もできる、映画館の入場券も買え
るというようなキャブテンシステムを通じ、ある
いは地域によってはCATV、そういう地域、地
域の情報活動も通じ、そういうのがどんどん入
組んでいくと思うのです。

したがって、この種のコンピュータの連携利
用の概念について通産省にまずお聞きをし、後
は郵政省にも聞いておきたいのですが、私たち
人が考えると、一本の通信回線があつて、通信
線も従来の分と光ファイバー、光通信の分と、そ
れからマイクロエープ、言ってみればこの三つ
ぐらい通信手段があると思うのですが、その途中
にコンピュータがあつたり、あるいはその先に
コンピュータがあつたりして、これがうまく連
動してこれからの日本の国を動かしていくと思
うのですが、この連携利用というのは皆さんの業
種がその通信回線にぶら下がってやることを意味
すると思ひますが、通産省の考え方を説明して
ください。

○木下政府委員 今回の法律の改正案の中で、今
御指摘ありました連携利用につきましては、第三
条の二ということの一つの条を追加すること御
提案申し上げておるわけでございます。

この条文では「主務大臣は、その事業の分野に
属する事業者が広く連携して当該事業の分野にお
ける電子計算機の効率的な利用を図ることが必要
であり、かつ、適切であると認めるときは、計画
を勘案して、その事業の分野において事業者が連
携して行う電子計算機の利用の様態、その実施の
方法及びその実施に当たつて配慮すべき事項に関
する指針を定め、これを公表する」ということにな
つております。

連携利用の必要性につきましては、今先生御指
摘のようにコンピュータが通信回線をつながれ
て、いろいろな分野で互いにその情報を交換し
合ひながら使われるという形態がふえてきてい
るという事実をバックにしておるわけでございま

す。現実には従来から、一つの企業の中では複数
のコンピュータを一つの事業所の中あるいは異
なる事業所の中でつなげていろいろな利用してき
ておつたわけでありまして、最近異なる企業同士
の間でそういうことが行われてきているというこ
とでございます。その場合に、なぜこういう連携
利用についての指針を出す必要性が出てきたかと
申しますと、具体的な例で申し上げますと、例え
ば一つの企業が使っております伝票の書き方、そ
れから商品のコードといいますか商品についてい
ろいろと番号をつけたり何かする番号のつけ方と
いうのが、一つの企業の中では完全に行われてお
りまして、他の企業においては別のやり方をや
つていけるケースがある。そうするとお互いに企業
同士の間でコンピュータで情報を交換し、ある
いは原材料の注文を出し、あるいは製品を売ると
いうような行為を行いますときに、コンピュータ
で伝票や何かの中に書いてある情報を相手の企
業に送るときに、そのやり方が違つて相手の企業
はそれを受けつけることができないということにな
るわけでございまして、その関係でどうしても
関係企業同士の連携が必要になってまいります。

ところが、一つの事業分野におきましてそのよう
な行為が行われますと、今度は競争している企業
同士で別々のシステムでやり合つていて別々の
システムをそれぞれの企業が全部入れていかなく
てはいけないということが起つてコンピュータ
が非常に複雑になるし、あるいは複数のコンピ
ューターを置かなくてはならないというような事
情が出てまいりますので、そういうことでむだ
がたくさん出てくるのを防ぐために、関連する分野
で企業同士が協議し合ひ、話し合つてうまくそ
を効率的にやつていく必要があるのではないかと
いうことで、そういうようなことをうまく進める
ようにするために、ここで主務大臣が指針を出
すというところになつたわけでございます。

したがらして、場合によってはその事業分野
というのはいくつかの事業分野に限られることもござ
いまして、またいろいろの異なる事業分野の間

でそういうコンピュータを使つて情報を流して
いくというところが起るとすれば、そういう
異なる事業分野全体を見ている主務大臣、場
合によっては主務大臣が複数になることもあるか
もしれませんが、そういう関係大臣が話し合つて
こういう指針を出していくというふうなことに
なつてくるのではないと思ひます。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○浜西委員 私にはなぜそれを言うかという
くさんな分野があるわけですね。私がここで述べ
るまでもないと思ひます。各省庁と言つたら少
し極端ですが、随分あると思ひます。行政関係
のシステムもありまして、地域での共同利用
のシステムもあるでしょう。今まで話が出たの
は、大企業の話を中心にしてやりましたが、産業
経済のシステムになると、それこそ銀行だとか新
聞社だとか、そういうシステムが各個ばらばらで
行われるわけでありまして。したがって、これから
想定されるあらゆる分野でソフトが組まれた
り、その通信回線を利用しての端末機がそれぞ
れ作動し始めるわけですから、これを一定の規格と
いへばおかしなのですが、接続が簡単にできる、
言つてみればこの会社の製品とここの会社の
製品が合わないとなつていけないということがあ
つては大変ですから、そういう単純な発想で恐れ入
りますが、そういうつなぎの部分も含め、とにか
く規格を統一するというか、そういう役割が今回
の情報処理事業の中にあるのかどうか、これが
がちょっと私よくわかりかねるのです。これから
先そういういろいろな異業種がどんどんやる、そ
れらがある程度統一し、規格化し、それが容易に
つながるといふか、接続できるというふうなこ
との中で開発し、そういうふうな行政指導、行
政指導と言つてはおかしいですね、そういうもの
を国の責任で、公の立場から指導していこうとす
るのか、その仕事がこの情報処理振興事業の中
にあるのかどうか、それを伺つておきたいと思
ひます。

○木下政府委員 コンピューターが非常に広い範

囲で使われるようになった現状におきまして、一
つの大きな問題は、異なったコンピュータを通
信回線をつないで使用する場合に、それがうまく
お互いにつながるかどうかという問題があるわけ
でございます。異なる企業のコンピュータとコ
ンピューターが必ずしもすぐにはつながらない、
あるいは一つの企業でつくられたコンピュータ
であっても機種が違つたりなんかすると必ずしも
すぐにはつながらないという問題がありまして、
通信回線で連携して使用する場合は、その異機種
間のコンピュータの接続の問題というのは非常
に大きな問題となつてきております。

この問題は、今御提案申し上げております電
算機の連携利用に関する指針のテーマではござい
ませんが、むしろそういう電算機の機器の標準化の
問題あるいは通信のやり方の標準化の問題、規格
化の問題、そういうような問題で処理すべき問題
でございます。その分野では、通産省として
は、工業標準化法に基づくJISというふうなも
のでそういうものを進めていくことが必要
だと考えておりますし、それを進めていくために
は、コンピュータあるいはソフトウェアの技術
開発の面でも、そういう連携、相互運用がうまく
いくような方式を考えていく必要があるというこ
とで、技術開発も必要だと考えております。

したがらして、通産省といたしましては、そ
の技術開発のためには、今年度新たな工業技術院
の大型プロジェクトということで、コンピュータ
の相互運用性を高めるためのデータベースの研
究開発というふうなことも別途やろうとしており
ますし、そういう技術開発あるいは標準化法の運
用、そのようなものでコンピュータ間のつな
りをよくする問題というものは解決していきたく
と考えております。

この法律で出ております連携利用につきましては、
先ほど申し上げましたように、実際に企業同
士でそのコンピュータ間がつながつたという前
提におきまして、各企業の間で流す情報の流し方
について、私どもはそれをビジネスプロトコルと

言っておりませうけれども、ビジネスプロトコルをうまく統一していくというようにそれをそれぞれ

の事業分野あるいは関係分野において進めていこうというのが趣旨でございます。

○浜西委員 私はなぜそれを言うかというところから、ニューメディア時代に対して、新聞で、投書ではありませんが、これは新聞の記者が指摘しておることを私は注目し、思うので、それが、それこそこれにも書いてあるように「民」を生かす「官」の役割がいまほど重要なときはない。ということ、その中に書いてあるのです。

例えばCATVですね。これあたりを、それじゃその地域で情報を送るためにそういう業者が考えてCATVを始めようとする。そうすると、手続から何か物すごく煩瑣になるわけですね。例えば建設省は道路に線を引き張ってほだめだと言います。そうすると建設省にも行ってそのことについての許可をもらわなきゃいけないとか、全部道路法三十二条に定めてあることに従ってやらなきゃいけないというふうなことがこれにも書いてある。

もう一つは、例えば裁判所の関係でいくと、磁気テープによる経理データの保管は今のところ裁判の証拠能力がないというふうになっておるので、五年間ほど帳簿の形で保管すると書いてある、その帳簿の形という部分を変えて、こういうテープによるデータの保存というふうにしなきゃいけないとか、気がつけば小さな部分、たくさん不統一な、つまり新しいメディアに対してうまくそれが乗っかっていかれない旧式の手続だとか法律があらわらにあるということ、この新聞は指摘しておるわけです。

したがって、そういうことも含め、今私が言った接続のことも含め、このことについては統一してそれを指導する、そういう官庁というか省庁が必要になってくるんじゃないか。だから多岐にわたっておるのです。先ほど言ったように、犯罪

の関係ならば警察庁だとか、銀行関係でいろいろ新しい方式を取り入れて、いながらにしての預金の出し入れ、決済ができる、あるいは口座間同士、個人対個人がお互いに端末機を使ってそういうことができるというふうなことを、そうやっていくとこれは大蔵省関係だということ、建設省から大蔵省から警察庁から、農水省も入ってくるので、あらゆるところが全部そういう問題について悩みを持ち、指導しなくてはならぬけれども、入り組んでおるわけですね。あらゆる省庁にまたがっておる。しかしそれは本来の任務ではないということ、それが……この新しい情報通信時代に責任を持って日本の国益を守り、国民の利益を守り、あるいは企業間の、言ってみれば何か著作権というかそういう権利の保護も考え、とにかく総体としてそれを管理監督するような省庁、省が必要だということ、私は思うのです。

なぜかというところ、セキュリティの問題が今全然出てないのです。それじゃ一体、大災害が起こったとき、犯罪が起こったとき、機密漏えいがある、あちこちで起こったとき、あるいは一つの例を挙げます。これは人の話です。ある人が殺そうと思つたことではありませんが、ある病人を殺そうと思つたこと、その逆な入力をカルテにやればいいんです。遠隔操作でカルテを変更すればいいんです。そうすると、全然わからない看護婦さんは、これだからこういう薬を飲ませればいい、こういう注射を打てばいいというので、間接的に殺人することができるといふふうな話も聞いたことがあります。あらゆる問題がこれから提起をされてくること、セキュリティの問題が全くないこと、一体この安全基準などは、いつ、どこかの省庁がどういふふうにとらまえてこれを考えるのか、通産省がわかっておる範囲内で答えてください。

○木下政府委員 情報関係の技術の進歩は非常に目覚ましいものがございます。通信関係の技術の進歩も目覚ましいものがございます。したがって、情報化社会に向けて社会は急速に大きく変わっているのは先生御指摘のとおりでございます。

その状況に合わせまして既存の法制が十分にそれを機能するかどうかという点についても、確かに御指摘のとおりでございます。いろいろの分野において新しいそういう事態に際した法制の整備は今後とも検討していかなくてはならないことではないかと我々は考えております。

ただ、このような問題はひとり情報化の分野にとどまらず、従来からも同じようなことがあったわけでございます。例えば工場をつつくるということになりまして、建設省関係の仕事もあるし、労働省関係の仕事もあるし、郵政省関係の仕事もあるし、通産省関係の仕事もあるし、環境庁関係の仕事もある、すべていろいろな分野の問題をうまく処理していく必要があったわけでございます。話し合ひをすることで解決してきておったわけでございます。情報化の分野についても同じことが言えようかと思つて、私も、関係する省庁はたくさんございますが、関係する省庁がお互いに十分に連携をとり合つて、この新しい事態に際した仕事を進めていくことは必要だし、また十分可能ではないかというふうに考えております。

先生の御質問になりましたコンピュータの安全対策でございますが、実は通産省は最初、御提出申し上げましたこの法案の中にそういう条項を入れてやたらどうかというところいろいろと検討をしたことがございます。各省庁といろいろ御相談申し上げました過程で、コンピュータの安全対策というのは、単に情報処理を円滑に進めるということだけではなく、例えば犯罪防止的な観点の問題もあるということがはつきりしてきたわけでございます。関係省庁はいろいろ安全対策の必要性は十分認めておつて、そのためには関係省庁で協力してやっていく必要があるということ、これは同意したわけでございます。

ただ、この法律の中に入れるということになりますと、例えば犯罪防止の観点の情報処理を促進しようというこの法律の体系の中へうまく織り込むことができるかどうかという問題点等も指摘されて、通産省といたしましては、安全対策はこの法律から切り離して別途関係省庁と御相談して対策を講じていくことがベターであるかと考えて、この法律の案からは一応外してございまして、その必要性は先生御指摘のとおりでございます。今後とも関係省庁とできるだけ早くその調整をとって必要な対策、案を考えていきたいと考えております。

というものについて私どもはお互いに協力して、この法案を進めていこうということになります。この法案をこのままにすることは、絶対にいけないことだと私は思う。歴史的に振り返って必ず大失敗をしないで済むと思う。お互いに商工委員として国民に対して申しわけない気がする。通信回線をなりたいか、お聞きしたいと思っております。

○江川説明員 情報処理といいますが、コンピュータの利用と電気通信の利用技術が大変進歩してまいりまして、先生御指摘のようにいわば両者が融合、ドッキングしまして情報を伝送し、処理し、交換し、受信する、一体として行われる新しい電気通信あるいは情報通信システムと言ってもよろしいかと思っております。そういうものが発展してきていくというのは先生御指摘のとおりでございます。この傾向はますます進んでいくものと考えております。社会の各層各界、産業分野のみならず、いろいろに入ってきています。我々これを社会システム化と言っておりますが、そういう状態になっていくのではないかと考えているところでございます。

○江川説明員 たいま申しました電気通信の高度化に関する基盤整備の法律につきましては、まだ国会提出には至っておりません。その中には電気通信システムの安全性、信頼性というものも一応書き込んであるところでございます。

○浜西委員 さあ、そうなるやうに私が心配したとおりで、郵政省も通信回線を通じて情報を提供するという立場にある。もとの、言ってみればインフラストラクチャーの関係、本体そのものが、そういうものについて今研究中だとかいうことできちっとしたものを持っていない。名前は高度化だとか基盤整備だとか言っておられるけれども、私はこれが大変なことだと思っております。今さっきからずっと一貫して私が言ってきたのは、日本の国益、国民の利益そして企業間の開発したソフトの権利も含め、ソフトの権利はまた別の角度で、別の法案であるやうであります。それを保護する施策、そして今言う安全性の問題もひくくろめて、これを十分論議をした上で、日本の情報通信、情報処理というものはかくかくしかじかだという基盤ができて、そのうちの一部である端末機であり人材であるソフト部分を論じて、そしてそれを仕上げていくことならば話は

○村田国務大臣 浜西委員の御質問、先ほどからずっとこちらで拝聴いたしておりました。非常に御高見を伺わせていただいて、ありがとうございます。先ほど来政府委員から御答弁、また関係各省か

順当でありますけれども、これはまるきり逆さまであります。ソフト部分だけ、技術の向上部分だけが前面に出て、基本的に一番大事な問題は全く論議をされないで、この国会にも提案をされないで、いざそのうち関係する省庁が相談をしようということでは、これはとてもじゃないが責任を持ってないことではあると思います。したがって、先ほど聞きました人材派遣の問題を私は留保いたしました。さらにこのセキュリティの問題について関係省庁と十分詰めて、どこが窓口になってかくかくしかじかでない限りは、この問題については私は法案審議について態度を留保しておきたいと思っております。

具体的な扱いについては私は理事事に一任してもいいと思っております。それぞれ理事さんで相談すれば私は何を言わんやと思うのです。大変な問題が隠されておられます。そういう統一指導ができる、手続的にも簡素化をもちろん含めて統一的な手続ができる、そういうふうな指導も含め、今言う安全性の問題も含め、あるいは労働基準法あるいは職業安定法などの関連もあるわけですから、それらをひくくろめて基本的な将来の情報通信の問題についての結論を出すための手だてを理事会でひとつ検討してもらいたい。その方法が出て初めてこの問題について私は論議に参画し、賛成なら賛成という立場を明らかにしたいと思っております。そういう意味で、この法案審議というものについては扱いを、私の態度として表明をして、やれば切りがあらまけんから、これで私の質問を終ります。

○浜西委員 もう多く申しませぬ。私は今、大きく分ければ人材派遣の問題、それから統一指導のできるやうな窓口一本化の、できればこのための独立した省庁が必要だと思っております。それが無い場合でもどこかの省がまとめて窓口になって、中心になって安全性の問題、秘密漏えいの問題、国民のプライバシーを守る問題、いろいろこれから想定される各種の犯罪も含めて、きちっとした基盤をこしらえた上で、この情報処理というものの振興について論議に参画をしたい。それまでは私は留保しておきたい。扱いに

らもありましたように、まさに高度情報化社会と技術開発というものがこれからの世の中を、世界を変えようというわけでありますから、そういう意味での情報の関係というのは非常に重要であると思っております。したがって、浜西委員の御指摘になったような点は今までも政府部内で行うと論議をいたしておりました。

まず、安全確保、セキュリティの問題でございますが、これにつきましては、この法律案を出す過程におきましても関係省庁といろいろ相談をいたしておきまして、ぜひひとつコンセンサスを得て安全対策を講じなければならぬということに進んでおるところでございます。

また、郵政省との調整につきましては、今通産省そして郵政省それぞれ御答弁がございましたが、各省設置法で一応区分はされておるわけでございます。しかし郵政省、労働省あるいは内閣官房、総務庁等を含めまして情報は関係各省に広く行きわたっておるわけでございまして、これからの世の中を変えようとする情報化社会というものに対する政府の対応は極めて重要であるという考え方のもとに、私も郵政大臣と個別にいろいろな話をしておきます。今委員の御指摘になりました点も今後心して、内閣官房や総務庁やそういう調整機能を持ってまいります。官庁とも相談をいたしながら、広い立場で検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひこの法律につきましましては御理解を賜り、御賛成をいただきたいと思っております。

ついでには理事會に一任ということをつけ加えまして、私の質問を終わります。

○浦野委員長代理 奥野一雄君。

○奥野(一)委員 最初に、基本的な問題についてお尋ねをしてみたいと思います。

今、同僚の浜西議員の方からも触れられましたことにも関連するわけでありますけれども、この法律案は情報処理の促進が主たる目的でありまして、そのための必要な施策を講ずることとしております。

しかし、今後の情報の発展という点から考えてみますと、ここ当分の間はいわゆる高度情報化社会に向かって今日私どもが予想し得ない分野にわたって発展していく可能性というものを保持していると思えます。しかも、これは単にこの法案で述べているソフトウェアの開発促進及び電子計算機の高利用という範疇にのみとどまらないで、その及ぼす影響というものは非常に大きいと判断をしております。そういう部分について考慮をどうしても払っておく必要があるだろう、こう痛感しているわけであります。

そういう点から考えますと、情報処理の問題というのは一つ一つの事象をとりえて法案をつくるという点では対応していけないのではないかと、いろいろなるものを想定した基本的なものをひとつつくる、それから各分野にわたる法案というものをつくっていくことが妥当ではないのか、こう思っているわけです。私どもは従来からそういう一つの大きなものというのには情報基本法という仮称で実は呼んでおりました、今日までそういう面について主張してきた経過があるわけであります、その辺についてはどうなんでしょう。

○村田國務大臣 奥野委員にお答え申し上げます。

通産省としては、本法の改正によって我が国の情報化を推進する上で大きな前進が図られる、こういうふうにご考えております。そして、今奥野委員が御指摘になった情報基本法というような問題の検討でございますが、情報の公開であるとかあ

るいはプライバシーの保護であるとか、情報基本法ということになりますと極めて広範多岐でありまして、相当の期間をかけて検討してまいることが必要であると思っております。

また、基本的な人権にかかわる重要な問題等も含んでおられるということで、関係各省も非常に膨大なものになると思っておりますので、政府全体としてこの問題は検討すべきであらう。当面はこの法律をぜひ通して情報化の進展をさせていたいただきたい、こう思うわけでございます。

○奥野(一)委員 大臣の言われることも私はわかっていないわけではないのです。これは後で具体的な問題については若干触れますが、例えば私がちょっと拾い上げてみた中でも、各省庁間にわたるいろいろな未解決になっている問題が十三、四くらいあるのです。

一つは権利保護の問題、これは先ほど触れられました。ソフトウェアの関係なんかでは著作権と通産省との間に若干まだ問題が残っております。あるいはICの集積回路の関係は今法案が出てくる、あるいは安全性確保の問題、それから企業系列化、独占化という形をとる可能性というのが出てくるわけです。それから雇用関係、これは先ほどちょっと触れましたが、また別な意味であり

ますが、これも後で触れます。あるいは職業病に認可事務の法律の整備の問題、それから各種許になつていく可能性を持っているわけで、そういう面についての対応あるいは地域情報化の格差の解消の問題、それから流通業務あるいは販売、こういう面に関する問題、それから社会生活にわたる問題、これは医療とか教育とかあるわけですが、そういう問題、あるいはテレビ会議など、これはまた商法との関連というのが出てくるわけでありまして、こういうような問題が未解決のまま残っている。しかし、そういうものが未解決であります、高度情報化社会というのに間違いなく今進んでいくという体制になっているわけですね。だから、そういうときにはもちろん個々の法

律案について作成を急がなければいけないものは当然出てくるわけでありまして、しかし、そういった基本的なものを放置をして、末端と言うと語弊がありますが、細部にわたるものだけがどんどん法案化をされていくということになりますと、どこかで混乱を生ずるという場合が出てくるのではないかと、こういうふうに思われなければならないわけですね。

確かに今大臣が言われましたとおり、各省庁間にまたがるいろいろな問題があるわけでありまして、調整には相当時間がかかると思っております。しかし、これからこの高度情報化社会というものを考えていった場合に、今からそういうことを考えて対応していかないと、さて片っ方でどんどん情報化が進んでいって、その段階にたつてきてから改めて統一をした法律案が必要だということになって、それまで混乱が起きなければいけないけれども、万が一混乱が起きたという場合にはどういふふうに責任をとっていかなければならないのかという問題も出てくるわけです。

ですから、私は従来から、関係する委員の皆さん方にも情報基本法のようなものはぜひつくらなければならぬのだ、これはちょうど新電電の法案審議の際もそういう面については指摘して主張をしてきたわけなんです、そういう面、今すぐというわけにはこれはいかないでしょうけれど、それは将来に向かって、そういう将来にむかってそういう法律というものが必要であるのかどうか、そういう面について、これはどこが首頭をとるのかは別です。本来であれば、きょう総務庁ちよつと呼びかけたのでありますが、手続が間に合わなくて総務庁の方からおいでをいただくことができなかったわけでありまして、そういうようなことについて、これからどこが主宰をするのかは別として、通産省がこういうものを仮にやっておるのであれば、やはり通産省が首頭をとるか、あるいは郵政に首頭をとらせるとか総務庁が首頭をとるとか、こういうものは別にしても、そういう

基本的な法律案というものは必要であるかどうか、あるいはこれから取り組んでいくという考えがあるかどうか、これをちよつとお聞きしたいと思います。

○村田國務大臣 今奥野委員から広範ないろいろ各省にわたる通産省の問題について御指摘がありました。通産省は産業全体、貿易全体に関連がありますので、いろいろな意味で委員御指摘のような懸案をたくさん抱えております。

しかし、最近はいくつかの問題についていろいろと調整をし、解決を図っておるものが多いのでございまして、例えば半導体チップ法等は、今回提出いたします法律案件の中に半導体集積回路保護法ということで新法を計画いたしておりますし、またいわゆるプログラム権法と著作権法の関係、これは極めて重要でございまして、実はアメリカのプロテクト通商代表との話し合いのときにも出てきたのでございまして、これはプロテクト通商代表の意見を一〇〇%受け入れまして、著作権法の改正でいこうということで、これも今国会で解決をしたわけでございまして、いろいろそういう懸案のものにつきまして着実に取り組み、着実に解決を一步一步してまいっております、今後もする予定でございまして。

ただ、情報基本法でございまして、これは余りにも広範な問題を含んでございまして、先ほど申し上げましたようにいろいろな具体的な問題がございまして、憲法との関係であるとか関係各省が極めて広範であります。したがって、果たしてそういうものをどこがイニシアチブをとってどういふふうに進めていくかというこの検討もこれからでございますし、この段階で今後どういふふうになるかということはまだ具体的に申し上げかねるのではないかと、そういうふうに思っています。

○奥野(一)委員 先ほど、ちよつと私各省庁にまたがるものでまだ未解決のものがこれだけあるのだというふうに申し上げました。この情報処理というものを一つ考えてみた場合に、これだけの多くの問題が残っているということは、私は、今

ますけれども、やはり早目に手を打っていくというところをぜひお考えをいただきたいと思うわけがあります。

私どもは役人の生活というのは余りしたことがございませぬから、どういふ官庁同士の駆け引きがあるのかはわかりませぬけれども、どこが所管をするとかなんとかということだけでなくて、やはりこれから高度情報化社会を迎えるに当たりましては、混乱が起きないように、そういう体制づくりのためにひとつ全力を挙げていただきたい、そのことはぜひ要望しておきたいというふうに思っております。

次に、郵政省の方からもきょうはおいでをいただいているわけでありまして、今後の情報量の推移などについて若干お尋ねをしておきたいと思っております。

通産省の方には郵政省の見解を聞いた後でお尋ねをしていきたいというふうに思っておりますが、第一に情報量ということについて考えてみますと、郵政の方で出しております情報流通センサス、これは調査対象メディアというのは、電気通信系とかあるいは輸送系とか空間系、こういうものに分かれているわけでありまして、この情報流通量は供給情報量あるいは消費情報量、こういうものに分けられているわけでありまして、五十九年度の情報流通センサスによりまして、供給情報量というのは、四十八年度を一〇〇としたときに、五十八年度には一六四に増加をしているというふうになっているわけでありまして、この内訳を見ますと、電気通信系メディアというのが全体の九七・八％も占めている、こういう結果が出てくるわけがあります。

恐らくこれからもこの情報の量というのは国民生活の各分野にわたって爆発的に増加をしていくのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、まず最初にお尋ねをしておきたいのは、どんな分野で情報量がどういふふうにあえていくというふうに考えておられるのか、その点ひとつお尋ねをしておきたいと思うわけですね。

○正幡説明員 郵政省では、ただいま先生からのお話しございましたように、種々のメディアによりまして情報流通の状況を定量的に把握しようということで情報流通センサスを実施いたしております。

それによりまして、ただいま先生からも御指摘がございましたけれども、総供給情報量は前年度に比しまして四・二％ほど増加しております。十年間では一・六四倍というふうなことでございまして、郵便とか新聞等のいわゆる輸送系のメディア、こうしたものの伸びは比較的小さうございまして二・一％というふうなことでございまして、それに反しまして、電気通信系のメディアは四・三％の伸びということになっておりまして、比較的には高い伸びを示しているということが言えると思っております。

では、その中ではまたどうかと申しますと、電気通信系のメディアの中でも特に伸びの著しいのは、ファクシミリとかデータ通信、そうしたものでございます。あるいは有線テレビジョン放送というふうなものも高い伸びを示している部類に入らうかと思っております。このような傾向は、このころずっと何年間か続いておりますので、当面はこんな状況で推移するのではないかと、当面に考えているところでございます。

○奥野(一)委員 今お答えいただいた分は、私も資料を見させていただきました、そういう面についてはわかりません。

そこで、一つ気になっていることは、これは郵政省の方にお尋ねをしておきたいのでありますけれども、情報量のものはふえていっている、しかし、情報の消費率というのですか、それを見ますと下降線をたどっているという結果になっていくわけですね。これはいろいろな理由があるのだけれうかと思うわけですね、この供給される情報というものが消費者のニーズに合わないのか、あるいはまた同じ情報というものが多過ぎるのか、

いわゆる情報過多という形になっているのか、そういう情報の消費率が下がっているということについてはどういふ見解をお持ちでしょうか。

○正幡説明員 私どもの情報流通センサスによりまして、情報の供給量に比しまして情報の消費量の伸びが小さいということが例年出てくるわけでございます。これは情報の消費というものを人間を主体に考えておりますので、人口の伸びが低いとか、それから生活時間がどうしても限られてくる、二十四時間という制約があるというふうなことで、情報活動の活性化等から着実に伸びておりますけれども、その伸びは低いということが言えるようにも思われます。一方、情報供給量はかなりの速度で伸びているということがございます。したがって、先生御指摘のように情報の消費率というものが年々低くなってきているという傾向は、ずっと続いてきておられるわけでございます。この辺の考え方でございまして、確かに情報過多というふうなことを否定はできないかとも思いますが、これはどういふ情報化社会を迎えようというふうな中で情報の選択の幅が広がっているというふうなことでございまして、情報の消費率が下がっているというところは、これは反面、情報の選択の幅が拡大しているんだ、こんなふうに考えている次第でございます。

○奥野(一)委員 次は通産省の方にもお尋ねしてまいりますが、今郵政省の方の情報流通センサスの関係についてお聞きになっておられたと思うのでありますが、通産省としては、これから情報量の量というものはどういふふう伸びていくのか、そういう面では何かお考えがございませぬか、非常に難しいことではございませぬけれども、私どもの方で情報をコンピュータで処理するという形で量をはかってみる場合に、それでは過去においてどのくらい伸びているかということは一応推定できるかと思っております。情報処理の分野におけるコンピュータの総処理能力という面でお考えれば一応の伸びが考えられると思っておりますが、

汎用コンピュータの設置台数は過去五年間におきまして年率二〇％程度の割合で伸びております。それから、御承知のようにコンピュータというのは毎年性能がどんどん向上しておりますので、一台のコンピュータの性能向上分というのを考える必要があるかと思っておりますが、それを一応年に二〇％ぐらい伸びていると仮定いたしますと、総情報処理能力というのは、現在年率約四割程度で伸びているというふうにも考えられます。

○奥野(一)委員 郵政の方は結構でございます。これはなかなか難しい点だというふうな今私ども判断しておりますのは、今、年率四割程度で伸びているというところですが、我々人間の能力の中で何年先ぐらいたまご予測できるのか。情報の伸びというものは、もちろんハードのものをのつくるかソフトのものをのつくるかということにも当然関連していくわけですね。情報が全然ないんだからつくる必要がないということになります。情報量が多いということになりますと、ハードの面でもソフトの面でもそれだけつくっていくかなければならないということになる。また技術者も養成をしておかなければならないということになるわけですね。そういうものと兼ね合っていくだろうと思っております。ですから、情報の流通ということについて押さえるということとは非常に難しい要素はたくさんあるわけでありまして、何らかの形で押さえておかないと、例えば今のようないふ法案が仮にできて全然利用するものがないんだということになった場合には何にもならないわけですね。未来を予測していくということは非常に難しいな、私はこう思っております。

たまたま三月十日に青函トンネルが貫通いたしました。四十五年ごろに、たしか本格工事を始めるときは、開通時には新幹線規模だと千七百万人ぐらいの需要があるだろう、在来線型でも千二百万人ぐらいの需要があるだろうというふうな予測はしたが、残念ながら二百十万ぐらいに落ちるだろ

か基準というものがあのかどうか。あるいは高度の技術を要するものについての、そういう技術に対する評価というのはどこでやられるのか。それがそういうものの価格にどういうふうな反映をされるような仕組みになっているのか、これをひとつあわせてお尋ねをしておきたいと思ひます。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

御質問をいただいたわけでございます。まず、情報の流通コストということでございませうが、一般的な商品の流通の場合には、人件費が上がつてくれば流通コストも当然上がってくる、したがって流通分野でもできるだけ合理化をしていく必要があるというところが一般的に言われております。ただ、情報につきましては、幸いなことに、コンピュータあるいはエレクトロニクス機器の基本となります半導体の値段が、非常にコストが下がっております。十年前に比べますと、私は、単位当たりのコストは百分の一から二百分の一ぐらいに下がっているのではないかと、思います。そのようなことを反映いたしまして、コンピュータのコストも、性能当たりのコストで申しますと、私は、十年間で十分の一ぐらいに下がってきているのではないかと、感じがいいたします。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

それから通信関係におきましても、従来のいわゆるケーブルを使ったのじゃなくて光ファイバーケーブルというようなものを使えば、光ファイバーケーブルの単価自身は高うございますが、一遍に大量の情報を送れるということで、送れる情報の量に対するコストという意味では、私は下がっているのではないかと、感じがいいたします。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

コンピュータ間の通信におきましても、過去において通信コストというのは大幅に下がってきております。もし電気通信の回線コストが大幅に下がると思ひますと、現在は、例えば大量のコンピュータの情報を一つのコンピュータから他の情報へ移すときには磁気テープを車で運んでいって向こうに持っていくというようなことをしておられますけれども、それを逆に通信回線を通じて高速で送ってしまうということも可能になってくるわけでございます。そういう形で技術改善の結果コストを下げることであれば、私は、まだまだ需要は十分に伸び得るし、また伸ばしていかなくちゃいかぬものであると考えております。

けであります。市場原理ばかり言っておりますと、高度な技術を習得する努力をすることがむだになるということじゃないのだけれども、余り張り合いがないということになってしまった技術の発展という面から考えると困るわけですね。しかし、余り技術を評価してコストそのものが高くなっているのはこれまた流通に影響をします。これもまた困ることになるわけでありまして、しかし、何らかの形で一定の技術に対する評価、保障、こういうものがなければこの種の技術者というものはなかなか育っていかないのである。そういう面でも今後御検討もお願いしたいと思っております。

次の方に入らせていただきます。これはちょっと難しい問題になるかと思うのですが、国民一人一人の負担の問題についてちょっと聞いておきたいわけでありまして。説明の中にもあったような気がするのですが、これから情報化の進展というのは、大企業とか大都市だけではなくて、中小企業も今どんどん含まれていっているし、地域的にはまた中小都市の方にも広まっている。それから、産業部門だけではなくて個人個人の社会活動あるいは生活の面までこの情報化社会というのは当然入っていくわけで、その中で今度またいろいろな問題が出てくると思うわけですね。そういう面、特に社会活動とか、あるいは家庭生活の面について影響が出てくる部分についてはある程度対策を考えておく必要があるのではないのかな、こういう感じがしているわけですね。

この分野について予想される問題をすべて列挙するということにいきませんから、一、二、例を申し上げておきたいと思うのですが、例えば医療の面、これは相当普及していく可能性というのは持っていると思うんですね。特に僻地なんかの場合とか、あるいは高齢者なんかの場合には、一々病院に行かなくてもテレビなどを通じて診療を受けるというのですか、そういうようなことなんかが可能になってくる。ただし、これは医療法の改

正が必要になってくると思うのですが、新聞などの報ずるところによりまして、現実そのことについて大変乗り気になって研究しているというところも具体的にはあるようでございます。あるいは子供さんたちが今塾などに通って勉強していても、これは通わなくても今度はやれるというところにもなっていくわけですね。その場合に医療費との関係が出てくる、あるいは教育費という問題が出てくる。教育の方はどういふふうになっていくかわかりませんが、例えば医療費なんかの場合、本来でありますと、病院に正式に通ってれば公的な面で援助される医療費が、テレビなどを通じてやるという場合に、これは情報消費の経費だ、これは個人負担ですよということになりかねないとも思うのです。そういう面、一体これはどうするんだらう、こういうことを、これは通産省が考えることなのか厚生省が考えるべきことなのか、いろいろあると思うのですが、一つはそういうものについて考えなければならぬ。

それからもう一つは、これは私も、数年前にこの問題について実は研究させていたございまして、将来どういふふうになっていくんだらうということ、六、七年くらい前だったと記憶しているのですが、いわゆる高度情報化社会ということについて私も何回か研究し合ったことがあります。

そのときには、例えばこれからスーパーであろうがデパートであろうが、不特定多数のところにあずからダイレクトメールを送るのには、電話局のファクシミリを通じてそういう機械ができるよということ、その場合、勝手にデパートの方からどんどんダイレクトメールを送られてきたら、各家庭の持っている出てくる紙の使用料は一体だれが払うんだらう。そんなのは困る。やはり消費者の方からデパートを呼び出してダイレクトメールを送ってもらうという感じにしないと、そういうふうには直さない、これは混乱が起きるよということ、私も研究し合ったことがあるわけなんです、そういうものがこれから普及して

いく。あるいはテレビに出る画面をそのままファクシミリに写し出すという、そういうものもこれから出てくるということにもなるわけなんです。が、そういう費用というものが今の段階の中では、いやそれは個人が使うんだから勝手に個人の方で金を払いなさい、こういうことになっていった場合、そういう情報を消費をするということを手控えるというふうなことに通じていきはしないだらうか。

こういうようなことを一体どっちが考えるんだらう。通産省だけではちょっとこれは考え切れないような感じもしますし、いや、そんなのは将来それは個人が全部負担すればいいんだ、こういうことになっていくのか。これは後の方のデパートやなんかのやつは別にしまして、私はやはり医療関係なんかではいろいろな問題が出てきそうに感じているので、そういう面というのはお考えになったことがございますか。

○木下政府委員 情報化社会が進むに伴って今後起こるであろう広範な分野における問題について、非常に深い御洞察に基づく御質問をいただいたわけでございますが、私も、新しい問題でございましていろいろと研究いたしているところでございます。

例えば、今医療の御質問がございましたが、医療につきましては、そういう新しい通信システム、情報システムを使って医師の診療を受けるといふのは果たして医師法上できるのかどうかというふうな基本的な問題も提起されているようでございますが、私も、医師法上それが可能になったということになれば、しかもそれが社会において非常に広く使われるようになってくれば、例えば健康保険の点数を、そういう場合にどういふ点数で決めるといふような問題が起こってきて、長い年月がかかるかもしれないが、そういう形で処理されていくものではないかと私は考えております。

おきましては医療関係の情報システムをモデルとして考えたいということで御構想になっているところもありませんけれども、そういう種類の医療情報システムということになりますと、どちらかというと地方公共団体がインフラストラクチャー的にそれを置いていて、みんながそれを利用するということのような形で使われるようになってくるのではないのかなというふうな感じもしております。その場合、負担が全部地方公共団体になってしまふのか、個人が若干負担するのかなという点は今後の検討すべき課題だと思っております。

それから、商品の販売等におきまして、そういう新しいメディアを使います場合のそのメディアのコスト負担の問題でございますが、これは私も聞いた話でございますけれども、電気公社がキャブテンシステムを導入されてやっておられる中の大部分は、キャブテンシステムで供給される情報の費用の方は、情報を提供する側のいわゆる広告費みたいな形で払われていて、その情報を受け取る側が代金を払っている例は割に少ないと聞いております。

ただ今後は、外国の例等でも聞くところがございますが、そういう物にあらわれない情報とかコンピュータのソフトウェアとか、そういうものを適正に評価して、もしそれに十分な価値があるというふうには適正なコストを負担していくというところが将来のソフト化する社会においてはより適切な考え方ではないかと思っておりますが、これは単に政府が、何かこういふふうにするとか、あるいは必ずしもないのでないかと考えております。

○奥野(一)委員 想定をされる問題でございますが、今今度のこのことにはならないと思っております。これからもまた申し上げますけれども、情報社会というものを考えると、単にハードのものをつくらなければならない、ソフトのものをつくらなければならない、ソフトのものをつくればいいということだけでは済まない影響がいろいろな面に及ぶということを実は指摘したいわけ

ございまして、そういう面で、本当は前段に申し上げましたように、基本法とか情報産業省のようなものが必要ではないかというところに結びつくわけでありませぬけれども、例えばこれからまた出てくるのではないかとというふうにも思われるのは、雇用の関係についての变化、これは先ほど浜西議員の方からは人材派遣の方で触れられました、具体的なものはきょうは避けたいと思いたす、例えば現にアメリカあたりでは在宅勤務制度というのをもうやっています。日本の場合だつて在宅勤務ということが技術的にはもう可能になってきているわけです。そうすればこれは雇用の形態が変わる。それからコンピューターを利用するという事は、一面においては新しい雇

用を創出はしますけれども、また一面においては大量の人を放出するということですか、そういう役目も果たすのです。雇用の創出と雇用の減少、これが出てくるわけです。

今言ったように、在宅勤務制度なんというものが出来てきますと雇用の形態が変わるし、そのことによって賃金構造も変わっていく、こういう問題もまた出てくるわけです。しかし、そういうことについて通産省がそこまで手を伸べるわけにはいかぬだろうと思つておられます。これは労働省あたりとか何かが当然考えなければならぬことになると思つておられます。

しかし私が言いたいのは、コンピューターの利用がどんどん進んでいけばそういうことにも到達をするということでは当然考えなければならぬ。そういうことを考えないで、いやいや結果はどうなるか通産省は要はたくさんいろいろなものをつくればいいんだとか、そういうことだけでは済まされないと、そういうことになってくるだろうと思つておられます。だからそういうことについて、いや、ほかの省が考えればいいとか民間がそれに対する対応を考えればいいとかということだけでは済まされないのであつて、そういうことについては一体どこが対応策を考えるのか。通産とは申し上げませんが、国として責任を持って、企業任せにする

ということだけではなくて考えていく、そういうような方針はもう既にできているのかどうかということもあると思つて、その辺の関係は一体どうお考えになっておられますか。

○木下政府委員 先生御指摘のように、コンピューターの利用による情報化が進みますと、当然雇用の関係にも影響が出てくるかと思つておられます。そういうことで通産省といたしましては、ただコンピューター等が売ればいいということでは政策を進めていくわけではございませぬで、産業政策局の中に研究会を設けて、そういう問題も十分取り組んで研究する必要があるのではないかと、こういうことで勉強しているところでございませぬ。

それで、当然のことながら在宅勤務とか賃金構造とかいうことにも将来は影響を及ぼしてくると思つておられますが、今のところはそういう問題は出始めの段階でございませぬで、どういふふうな今後になっていくかということにはわかりませぬ。ただ、雇用全体について、ある分野では雇用が減少し、ある分野では雇用が創出されるということとは十分予想されるわけではございませぬで、工場部門でのロボット化、自動化によって人手が要らなくなるのではないかと、こういうような議論が一方では出ておられます。ただ、これにつきましては通産省としましていろいろ今までのところ調べましたところでは、余り具体的な形では影響が出てこないで、企業の中でうまくそういう問題は配置転換によって処理なさつておられるというふうになっておられます。

ただ、私どもがむしろ心配しておられますのは、今回の法案の提出の主な理由になつておられますソフトウェアの生産の問題でございまして、人手が非常にかかるソフトウェアに対する需要が今後非常に急速な勢いで伸びていく、しかもその生産性を向上させることは非常に難しいということになりますと、ソフトウェアの生産に従事するシステムエンジニアとかプログラマー、こういう人たちの数が足りなくなるという問題が出てくるわけではございませぬし、これは教育問題にも波及するところがあるかと思つておられますし、先ほどから御質問が

ありますように、割合年齢の若い層の人たちがそういう仕事に従事しておりますので、そういう層だけで大量のソフトウェア生産従事者の需要を賄うことができるか、またそれらの人たちが高齢者になつたときにはどういふふうにしていったらいいかという大きな問題があるかと思つておられます。

私どもが今回御提案申し上げておられますソフトウェアの生産工業化というものは、そういうものにはできるだけ機械に頼る形にして、余りに無用な形で人手がそこに集中するということを防いでいこう。しかも機械を使うようなことができれば、必ずしも若年の人じゃなくても十分にそういう仕事に従事することができるようになるかもしれませぬので、そういう形で雇用問題にも好影響を与えていくように持っていきたいというふう

に考えているわけではございませぬ。

○奥野(一)委員 雇用の問題あるいは雇用形態が変わる、賃金構造が変わる。これは一つには、確かに企業の内部においてそれぞれ努力をしなければならぬという面も当然出てくるわけでありませぬけれども、これは国が、一つは情報化社会ということについて力を入れていくわけですから、全国的なものから地域情報化社会というふうなものもやはり国の方でも何らかの対応策というものを打ち出すべきだろうと私は思つておられるわけではございませぬ。

次は、簡単にお尋ねをしておきますが、コンピューター利用によつて、各種許認可事務というものについての見直し、あるいは関係法律の整備、こういうものも一つは必要になつてくるわけではございませぬ、そういう面についてはもう既にどこか

で対応されておられますか、あるいはこれからということになりますか。

○木下政府委員 コンピューターの導入に伴つて従来の取引ややり方が変わつてくることに伴い、許認可の体制は当然見直す必要が出てくるのではないかと、御指摘は全く私も同じような意見でございませぬ。

高度情報化の進展に伴ひまして、例えば双方向

CATVとかビデオテックス等を利用した無店舗販売というふうなものが出てきておりますけれども、このような販売形態に対して、もし法規制が必要な場合にどういふふうに行つたらいいかというふうな問題もあつたらいいと思つておられます。

つきましては、私どもとしては、技術革新の成果や民間事業者の創意と活力の發揮が阻害されることのないよう配慮しながら、既存制度の見直し、情報化社会にふさわしい新たなルールづくりに取り組んでいきたいと思います。そういう、具体的な問題が生じた段階で個々にそういう新しい問題は対応していく必要があるかと思つておられます。

○奥野(一)委員 これは早晩私はいろいろな問題が出てくると思つておられます。コンピューターを利用した例えば各種証明などという問題もあつて、そのことが法的に認められるかどうかという問題だつてあるわけでありまして、そういうものの対応を一つは急がなければならぬのじゃないか。ただ、これは通産省がやるのか、いや関係省庁がやるのかということでは私どもの方ではわかりませぬけれども、先ほどから言つておきますように、通産の方では物ささつくつて売ればいいんだということだけでは困るのでありまして、そういう面では関係各省庁とやはり連携を密にしたいと思います。

思つておられます。

それから安全性の問題については後で同僚議員の方から詳しく触れることになっておりますから、これは省略をいたしますが、ひとつプライバシー保護についてお聞きをしておきたいと思つておられます。

ネットワーカー社会というものがだんだん進んでいきますと、民間企業だとかあるいは公的機関にも個人情報というのはいくらも蓄積をされるということになると思つておられます。そういう情報が大量に蓄積をされていくということになると、漏れる可能性というのものがふえるということになると思つておられます。これは非常に大きな問題になつてくると思つておられます、安全対策と恐らく並

行して考えられていると思うのですが、例えば今、三鷹・武蔵野で地域INSの実験をやっているわけですが、その経過を見て、新聞の報ずるところによりますと、一橋大学の堀部教授が、消費者が企業に対して、個人情報や他の企業に貸したり転売したりするということを差しとめる、流通制限の措置をするということとを求めたらどうか、こういう提起なんかもしているわけですが、このプライバシー保護ということについては通産としては何かお考えになっておられますか。

○木下政府委員 プライバシーの保護の問題というのは極めて重要な問題だと私も考えております。まず、政府がコンピュータを使っていろいろな行政をやっておりますけれども、その関係で政府としてどうしたらいいかということをごさいます。現在臨調の答申を踏まえまして、行政機関の保有する個人データの保護については、行政情報システム各省庁連絡会議というものがございまして、その場において法的措置を含め制度的方策の具体的な検討を進めております。

それと同時に、民間部門で保有する各種の個人データの保護につきましては、その個人データの内容、規模、その処理方法が多種多様であることにもかんがみまして、その実態を踏まえつつ各省庁で考えていくべきものであろうかというふうに考えておりますが、今先生御指摘になりましたようにOECDにおきましても、取引の関係で得た個人のデータを他の人たちに売買の対象として売る、そういうのをどうやってチェックするかというような問題が取り上げられておまして、そのような問題は現実にも日本でも起こりつつある問題でございますので、そういう点については、その関連領域の調整、諸外国の制度や運営の実態等を見まして対策を考えていかなくちゃいけない。これも放置してよい問題だと私も考えておりません。

○奥野(一)委員 時間がちょっと少なくなってきましたので急ぎますが、このプライバシー保護の

関係については今からでも実は手をつけなければならぬ問題でございますので、これも関係各省庁とやはり連携を密にされまして、安全性の問題と同時に提起できるような態勢というものをぜひとももらいたいと思うのです。

では次に、ちょっとお尋ねをしておきたいのは、国の経済計画なりあるいは国土開発計画と情報供給という関係ですか、これは従来でありますというところ、国の経済計画なりあるいは国土開発計画と情報通信なんかの場合には整合性を保たれた開発計画というものがなされてきていると思うのです。それで、この情報処理という問題についても、これはただ単に情報をどんどん流せばいいということだとか、それをどんどん利用すればいいということではなくて、やはり国のいろいろな開発計画の中との整合性というのをはひとつ図っていかなければならぬだろうと私は思っているのですが、そういう面がどうなっておるのかということが一つ。

それからもう一つは、今度の国会では通産も郵政も提案を断念をいたしました地域情報化の関係ですね。これは新聞の報ずるところによりまして、いや、予算の方で組んであるから無理してこの法案を通さなくてもいいんだというふうな報道がされているのですが、これは私はちょっと問題だと思っております。そういうのでなくて、地域情報化ということについても、これについては各省庁が縄張り争いをやるということではなくて、その地域に合った情報社会というものをどうつくっていくかということになると思うのです。

だから、こういう面、予算だけ通ってれば法案は通らなくても、郵政は郵政でやるし通産は通産でやるんだ、これではちょっと困るのではないかと気がするのですが、その辺も含めてひとつお尋ねしておきたいと思っております。

○木下政府委員 情報化社会になってまいりますと、今先生御指摘のように、政府が策定いたしました経済計画や国土開発計画等のマクロ計画におき

ましても、今後情報処理に関連する事項をその中に織り込んでいくという必要性が高まってくるというふうにご考えております。そういう意味では、そういう計画をつくっておられる諸官庁において、今後十分にそれを検討されることになるかと思っております。

私も通産省におきましても、この情報化を進めるに当たっての電子計算機利用高度化計画、この法律の中の三条に入っておりますけれども、このような計画の中に、今後のそういう日本社会全体としての利用の方向というのを考えながら計画をつくっていくということになるかと思っております。

それから、地域の情報化についての御質問でございますが、情報化が進んでいく場合に、情報の地域格差が広がっていく場合に、情報の点については二つの意見がございますが、私どもは、情報化が進むとむしろ情報が中央に集中するということの方が心配な気がしております。そういう意味から、地域の情報化というのには適切な施策でこれを進めていく必要があるだろうということで、私どもとしても、それに関連する法案を考案しまして、現在各省庁と調整中でございます。ただ、調整がまだ済んでおりませんので提案するに至っておりませんけれども、そういう問題意識で私どもは地域の情報化を進めていきたいというふうに考えております。

○奥野(一)委員 休憩する時間がある間に迫っておりますが、この地域の情報化ということにつきましましては、先ほども申し上げましたように、各省庁が違ったものをばらばら出されるのでは、大体、地域が混乱して迷惑するということが一つあります。

それと、今申し上げましたように、国の全体的な開発計画というのですか、そういうものとの整合性というのはどうしても図っておかなければならないのではないか。そういう面では、関係各省庁が同じようなものを出すとすることはなく

て、統合できるものはどっちかの方に統合して、そして地域の均衡ある情報化社会をつくっていく、こういうようなことにしてもいいのではないかと非常に迷惑をするだろう、こう思っているのです。そういう面については、なおこれからもまた関係省庁とはひとつ十分打ち合わせをしていただきたいと思います。

時間が来ましたので、一応休憩ということなそうです。

○粕谷委員 それではこの際、本会議のため、暫時休憩をいたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時三十九分開議

○粕谷委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。奥野一雄君。

○奥野(一)委員 それでは次の問題といたしまして、昨年の四月ごろだと思っておりますが、通産省では流通産業についての需要動向などについて、流通情報の利用状況に関するアンケート調査をやられているはずだと思っておりますが、その結果を見ますと、コンピュータを使って処理した流通データの蓄積や利用が、企業ごとの秘密の壁などに阻まれて十分でないという実態が判明しているわけでありまして、今回の法改正では、汎用プログラムとかあるいはプロトコルなどの開発を行っていわゆる電子計算機の連携利用などを図ることになっているわけでありまして、販売情報あるいは商品情報は流通データサービス業に集めていくということが全国的な傾向であるわけでありまして、前年の調査でも半数近くの企業が、企業秘密が漏れるおそれがある、こういうことで自社情報の提供に消極的であることが判明した、こういうことが実は報ぜられているわけでありまして、こういう状況につきまして通産省としては今日までのような指導を行ってこられましたか。あるいはまた、これからどういうようにされようとするの

か、今後の見通しなどについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○木下政府委員 確かに、企業間でコンピュータで取引等を行う場合に、個々の企業の情報が相手方あるいは第三者に渡ることを嫌がるということとは十分考へ得ることです。ただ、流通関係の情報化というのはほかの分野に比ばますと非常に進んでおりまして、コンピュータ利用における流通分野のウェイトも四五%に達しているというふうなことでございまして、今後も流通分野における効率化を進めていくためには、コンピュータを企業内だけじゃなく企業間においても利用する必要性が高まってくるという認識も非常に高まっております。したがって、個々の企業の情報が流れる問題は、コンピュータのシステムをつくることで本間に企業にとっての秘密事項が流れない仕組みをうまく考えながら、しかし必要な情報はお互いに流れていく、それによって全体としての効率化を進めていく必要は十分にあるし、また、業界における認識も高まっております。私も聞いております。

○奥野(一)委員 一年の間にそういう認識が高まったのかどうかということなんです。昨年調査したわけですね。流通産業についての需要動向調査というのをやられたと新聞が報じているわけなんです。その調査の結果では、今申し上げましたように、企業秘密が漏れるおそれがあるということ、自社情報の提供に消極的であるということが判明しているわけなので、その時点では今お答えがあったような状況ではないと判断をされるわけです。ですから、その後その調査に基づいて通産省としては業界にこういう指導をいたしました。その結果状況がよくなった、これであれば話がわかるのでありますけれども、昨年の調査結果に基づいていろいろな指導というのはいやられたのですか。

○木下政府委員 ただいま御指摘のありました委員会の報告というのは、どの委員会のことをおっしゃっているのか、ちょっと私手元に資料がござ

いませんでございまして、企業間の情報システムをつくる場合に、個々の企業の情報がほかの企業に漏れるのを嫌がるという問題があるのは確かでございます。ただ、そういう問題をうまく防ぐ措置を講じながら全体としてのシステムを構築していく必要があるというのには、流通業界全体の認識ではないかと考えております。

○奥野(一)委員 私は、通産省が調査したものですから御承知だと思つたのですが、昨年の四月四日の新聞には「流通情報 宝の持ち腐れ 利用状況を通産省調査 企業秘密がカベに」という見出しで報道をされているわけですね。四月四日の報道です。恐らくそれ以前にアンケート調査をやられたのだと思う。昨年暮れというので五十八年の暮れに調査して、百貨店、スーパー、専門店などの小売業や卸売業、製造業八百九十七社から回答を得た。そういう調査を通産省自体がやっておられて、その結果では流通情報は宝の持ち腐れになっておるわけだ、という状態が判明した、こういうふうな指導をされたのか、という点をお尋ねをしたわけなんです。

○木下政府委員 通産省の産業政策局におきまして「望ましい企業間情報ネットワークの構築に向けて」ということで、産業政策局の私的諮問機関である研究会から去年の十二月に報告書が出されておられますけれども、その中で「企業間の共同情報システムの問題点」ということで実は今先生から御指摘のあったようなことも書いてあって、そういうことのために異なる企業間で情報システムをつくることについては問題点として指摘されております。それと同時に「対応の方向」ということで書いておりました。ただ、その個々の企業の中でシステムだけに頼っていると、全体としてのネットワークが進んだときにむしろその企業としては取り残されてしまうというふうなことで、他の構成企業等への情報漏えいや盗用の防止等セキュリティ対策を講ずることを前提に中長期的な観点から共同化を志向すべきだと考えている

ような報告書も出ておまして、通産省といたしましては、これは流通関係だけでは必ずしもございませぬが、全般としてはそういう企業間の共同システムを進めることの方が結局全体にとって得である、有利である、必要性も高いと考えておる次第でございます。

○奥野(一)委員 その点はいいです。それで、その調査の結果を踏まえて、通産省の方ではPOS、販売時点情報管理システムの一層の普及を図るとともに、各社の生データを加工し、秘密を守る形で情報を有効に使う流通データベース産業の育成に乗り出す方針のようである、こういうふうな同じく新聞が報じているわけですが、流通業における高度情報化ということになりますと、通常はPOS、そこに引き着くことになると思つておられます。売れ筋商品の迅速な把握とか売り場の販売効率の改善、機動的なマーケティングあるいは受発注の自動化、商品在庫の高度な管理など、こういうものがPOSの主な目的になっていく、こういうわけでありまして、果たしてこれからPOSだけでいいのかどうかという点なんです。そういう問題が一つ出てくると思つておられます。

それはなぜかといえますと、通産省の方でも御承知だと思つておられますけれども、三重県でフレッシュシステムですか、無店舗販売でありまして、一人一人のお客さんとの取引、そのことによってやっている方式があつて、大変いい成績を上げておられるわけですね。そういう場合には在庫というものが当然出てくるわけでありまして、消費者のニーズをいかに的確につかんで在庫を少なくして売り上げを伸ばすかということになると思つておられます。

先ほど言いましたように、この一昨年の暮れ調査したアンケート調査で、通産省はPOSというシステムを普及させなければだめだ、こういうふうな方針をとっておられると新聞が報じているわけけれども、中小企業という面から考えていた場合には、フレッシュシステムというふうな考え方方も一つは有効な手段ではないか、私はこう考へておつたわけなんです。その辺は一体どういうものでしょう。

○木下政府委員 流通分野においては、最近いろいろの販売方式がどんどん伸びてきておられるわけございまして、今先生御指摘のような無店舗販売というのもカタログ販売やなんかと同じような形で非常に伸びていると聞いております。ただ、POSといひますのは、販売時点情報管理システムということで、最近私も買います商品にはよくバーコードというのがついておまして、それによって特にコンビニエンスストアやスーパーではそれを使って販売しておられるわけございまして、それが急速に普及してまいりまして、この三年の間にそういうバーコードをつけるメーカーの数は、五十七年三月には二百七十七しかなかったものが六十年二月には一万二千三百三十三ということで急速にあつてきております。これは流通関係の合理化には極めて重要な意味を持っておりまして、メーカー段階でそういう印をつけておきますと、後販売段階においては全部そのバーコードをベースにして情報管理ができる。したがって、在庫管理も同時にできますので、最低の在庫を抱えることによつて販売することができるといふことで、極めて合理的な仕組みでございます。

それからまた、販売段階におけるいろいろな情報集めることもできるということで、小売の合理化には、効率化には極めて役立つものでございまして、それが急速に各企業の間浸透しておるといふことでございまして、そういうシステム

は今後も通産省としては大いに進めてまいりたいと考えております。

○奥野(一)委員 時間が少なくなってきましたので、私、この辺のシステムはおもしろいと思いついて少し御意見なども伺いたいと思つたのですが、時間の関係がありますから最後の方の質問に移らせていただきます。

そのうちの二つは、今ソフト危機などと言われておりましたが、あるいは適当な表現でないかも知れませんが、何か流行に乗りおくれるなというところでソフト、ソフトというようになつてきている面もあるのではないかと、こういうことに對していろいろの方々から実は警告もなされているわけですが、大学の先生方の中にも、ソフト化重視の論議の行き過ぎというものは是正しなければならぬのではないかと、ソフトとハードの両面というものを適切なバランスを持つて見るというところも考えなければならぬのではないかと、あるいはこういう観察方法と分析方法というものが、あるいは必要なのではないか、あるいは面なんか指摘をされているわけですね。そして、現実の産業においては、実際にはソフトウェアはハードウェアと完全に切り離された形では有効に成立をしないのだ、ハードウェアを責任を持って生産をする部門、そこが適切なソフトウェアというものを生産することが可能なんだ、そういう可能性の方が多いんだということを指摘されているわけなんです。

私も、その面については一面そうだなと思う点もあるわけでありまして。何か情報化社会だから、ソフトだソフトだということで、そっちの方にばかり走り過ぎていって肝心な面を見落とす、そういうことに陥らないだろうかという危険性を一つは感じてはいるわけですね。

これも通産省の方では御存じだと思つておりますが、堺市に本部を持っているフォルス、薬品の戸別販売というところと変ですけれども、そういうところがあります。そのフォルスの顧問をしておられる方が、ソフトに価値というのではない

のだということも言っているのです。価値があるのは情報なんだ。ですから高度ソフトウェア社会なんというところは言わない。高度情報化社会と云うのであって、情報そのものに価値があるものであって、いかにいいソフトが仮にできて情報そのものがよくなければこんなものは価値がないのだ、こういうような意味のことを言っておられるわけであつて、これも傾聴する言葉だ、私はこう思つておるのです。私もそれはそういう面では間違いないような対策というものをそこで考えていかなければならぬのではないかと、これが一つあります。

それから、これは私も非常に恐れていることでもあります。識者の中でもやはり同じように指摘されている方がありますが、高度情報化社会というものを私ども今頭の中で考えてみますと、下手すると人間疎外ということになつておそれが出てくる。表に出なくても家の中ですべての用事が足せるということになつたりするわけですね。キャブシステムなどを利用してボタン一つでもって商品注文し、支払いは銀行口座から自動的に振り込まれていくとか、いろいろなもの生活面に入つてくると、人間性というものが疎外をされるおそれ一面に出ている。したがって、そういう面についても今から対応策ということについて考えていかなければ、こういう高度情報化社会という巨大な機構の中に巻き込まれて、何か人間の方がそれに使われていくというか、そういうおそれがある社会になるのではないかと、こういう面を識者の方々でも指摘されている人があつてあります。そして、そういう面では、これも所管が通産省になるとは限らないと私は思つておりますけれども、そういう高度情報化社会というものが人間性をむしろ高めることに役立つということではないと、人間性が疎外をされる社会がそのことによつてつくられるというのであれば何も意味がない、こういうふうにするわけでありまして、そういう面については通産省としてどう考えておられますか、見解を伺いたいと思つておられます。

○木下政府委員 コンピューターのハードウェア自身は、半導体の技術の進歩等によりまして性能は向上いたします一方で、コストは大幅に下がるというところで、大変な進歩をこの十年、十五年の間に遂げてきておられるわけでございます。コンピュータといふものはソフトウェアがなければたゞ速く計算するだけの機械でございます。ソフトウェアでいろいろな指示をすれば同じ機械がいろいろな方面に、交通関係でも使えれば金融関係でも使えれば、流通でも使えればということ、非常に広い範囲で使われるわけでございます。したがってソフトウェアがなければコンピュータというのはただの物にしか過ぎなかつたという意味で、ソフトウェアというものは非常に重要だと言われております。

ただ先生おっしゃる通りに、ソフトだけがそれじゃうまくいけばいいのかということもございまして、ソフトがうまく使えるようなハードウェアでなければいかぬという意味では、両面がバランスのとれた格好で進んでいく必要があるかと思つておられます。ただ日本の場合で、ほかの国特にアメリカと比較をいたしますと、むしろハードではそれほど見劣りはしないけれども、ソフトの分野においてはまだまだアメリカにはるかに劣つておるというふうな一般的な言われておるわけですね、そういう意味から私どもは、ソフトウェアについては今後ますます振興する必要がある、それによつて初めて両方がバランスのとれた形になるかと思つておられます。

それと同時に、今御指摘がございました情報の価値の問題でございますが、確かにコンピュータというものは、機械があつて、それから機械を動かす指令の集合体であるソフトウェアがあつても、それにどんな情報をつぎ込んでいかなくちやいけないし、また入つてくる情報をうまくコンピュータを使って出していかなくちやいけないというところで、私どもはデータベースというものが非常に重要だと思つておられます。したがって、今後コンピュータ政策を進めます場合には、ソ

フト、ハードとともにデータベースの充実を圖つていく必要があると思つておられますが、データベースにつきましては、ソフトよりもはるかにまた日本のデータベースはおくれているというふうな言われております。これはまたソフトウェアと同じようにデータベースの構築には非常に人手がかかるというふうな問題がございまして、ここをいかに人手がかららないで非常に価値の高いデータベースをどんどんつくつていくかということが私どもも今後の政策の課題であらうかと考えておられます。したがって、そのようなものができ上がつて、コンピュータを使つていく人々がそういう情報を取り出し、利用していくということ、初めて情報化社会が進んでいくことになるかと思つておられます。

それから、最後におつしやいました人間性の問題でございますが、私ども全く同感でございます。情報化を進める場合に私は四つの柱があると考えておられますが、それは一つは、先ほど申しましたハード、ソフト、それからデータベース、それにもう一つが人間性ということでございます。そういう情報化を進めるに当たつての人間の重要性というものはますます高まつてくるわけでございます。人間を忘れてしまつたようなシステムができ上がつても困るといふこと、ございまして、私どもとしては、例えばコンピュータのハードウェアにしても、非常に人間にとつては使いくらいものになつてきていくというふうなことで、だれでもが使いやすいハードを開発していく必要があるかと思つておられます。

それと同時に、ソフトウェアの生産工業化といふことで私どもが進めているような政策につきましても、ソフトウェアをつくるのに、ただたくさん人間と時間をつぎ込んで、ただ人海戦術でつくつていくというものは、ある意味では人間性無視のこと、ございまして、むしろそういう仕事はできるだけ機械にやつてもらつて、人間はもっと高度な創造的機能を営むような方向に活動を向けていかなくちやいけないというふうな考えをしております。

ので、今先生おっしゃったように、そういう四つの分野を並行してバランスのとれたような格好に進めていくのが重要かと考えております。

○奥野(一)委員 これが終わりますが、最後に大臣に、最後の人間性を顧慮しないという関係について大臣の考えがありましたらひとつお尋ねして終わりたいと思います。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

○村田国務大臣 非常に、コンピュータにいたしましてもロボットにいたしましても二十一世紀に向けて発展をしておるわけでございますが、今の段階では、いかにコンピュータが進みましても、それをつくった人間には及ばないのでありまして、したがって奥野委員の御指摘になったような、人間の性の曲轡という事態が起こればこれは大変なことだと思います。あくまでもこの世の中は人間のつくる社会でありますし、人間中心の社会でなければなりません。そういう意味で、いわゆるコンピュータ化、情報化というものが、委員の指摘するような弊害が起きないように人間がしっかり管理しなければなりません、こういうふうにしておきます。

○奥野(一)委員 終わります。

○田原委員長代理 城地豊司君。

○城地委員 最初に通産大臣の御所見を伺いたいと思うのですが、今本法案の審議をやっているわけでございますけれども、我が国の情報化の進展、これには非常に目覚ましいものがある。そしてこの情報産業そのものにしても昭和六十五年には約二十四兆円という規模になるといふような見通しが立てられているという状況でございます。しかし、私、そうはいいまして情報化の進展の中で非常に心配していることが二つあります。

大きな意味で、後ほど申し上げますが、ハードの方はいいけれどもソフトが非常に欧米特にアメリカに比べておかれている。それを何とかしなければならぬという課題が一つ。それからもう一つは、第五世代コンピュータの開発というのが非常に命題になってきているわけでございます。

が、この第五世代コンピュータの開発についても、着手をした当初は割合日本の場合には着想がいい、それから考えをまとめるというその計画もいいということでありましたが、昨年東京でこの第五世代コンピュータに関する国際会議が持たれた。それらの中でも、いろいろな海外の学者の指摘等見ますと、第五世代コンピュータの日本の開発の状況は大したことがない、言うなればそういうような記事を新聞等でたまに見るわけでございます。そういうことでは、どんどん進んでいく情報化社会として情報産業、それらの中で非常に大事だと言われるソフトの部門もおかれて、第五世代コンピュータの開発もま

ごまかすと随分おくれるということでは、この後二十一世紀問題、いろいろ言われておりますけれども、この次のいわゆる国際競争といえますか、そういう点では立ちおくれしていくのではないかと内心心配もいたしますし、そういう点でこの情報産業全体、さらに情報化でソフトの問題や第五世代コンピュータの開発の問題等々についてどういふように現状認識をしておられるか。さらには、大きな意味でこれからどういふような対策を立てて、そのおくれを取り戻すのか、それともまた第五世代コンピュータの開発については他の国に比べて遜色ないようにしていられるか、それとも、大枠で通産大臣の御見解をお伺いしたいと思っております。

○村田国務大臣 非常に大事な御指摘であり、御質問であると思っております。

まず、ソフトウエアの発達がおくれたらどうなるかという問題でございますが、よく言われる言葉にソフトウエアクライシス、ソフトウエアの危機ということがあるのでございます。これはまさに委員御指摘の、そういう重要なソフトウエアの面がおかれてしまうと日本全体の発展がおくれないかという点でございまして、したがって、この国会におきましては、情報処理振興事業協会、この振興事業協会等に関する法律、今こ

の法律の改正と、また技術開発のセンターを設置するといふ法律案をお願いをしておるのでございまして、これはまさに、委員の御指摘のソフトウエアクライシスに対応する具体的な措置として進めている。私もこれはこれらの法律を通していただいて、意欲的にソフトウエアの危機に対して対応をしたいと思います、こう思っております。

それから後段の、第五世代コンピュータの開発についての問題でございますが、第五世代コンピュータの開発プロジェクトは、高度情報化社会の高度かつ多様な産業社会ニーズにこたえる画期的なコンピュータシステムの開発を行うものでございます。まさにコンピュータも最初の大がかりな設備から第五世代コンピュータに進展をして、ますますつくった人間の頭脳に近づいていくのではないかと感じるのでござい

ますが、ナショナルプロジェクトとして昭和五十七年から十カ年計画で推進をしておるところでございます。

御指摘のありました欧米諸国におきましても、我が国の第五世代コンピュータプロジェクトと同種のプロジェクトに着手し、積極的に研究開発を進めているというふう聞いておりまして、現時点においてはまだ初期段階でもあり、日本とヨーロッパとのプロジェクトの比較は困難でございますけれども、いずれにしても、我が国としては将来の創造的技術立国を目指すために本プロジェクトの一層強力な推進が必要と考へておりまして、委員御指摘の二つの問題に適切な対応をしたいと思いますと思っております。

○城地委員 概括的なお話はいただきましたが、後はどなたも問題点は指摘をして大臣の御見解を伺いたいと思っておりますが、本法案が提出されたその背景というものをいろいろ考へてみますと、いろいろの理由がありますけれども、今指摘をしたソフトが非常に重要になってきたということ、それを何とか解決をしなければならぬ。ソフトの危機と言われている、その危機を克服しなければならぬから伸びていかないということでございますが、

このいろいろな提案された理由の中にも、しからばなぜソフトがおくれたのだらうか、ハードはアメリカに比べても遜色がない、にもかかわらずソフトがおくれた、しかも、コンピュータを導入し、いろいろな仕事をやってきたその流れ、この十五年から二十年ぐらいの流れの中でなぜソフトだけがおくれたのだらうかということをお尋ねを我々は疑問に思うわけでございます。言うなれば、ソフトもハードも両方一緒に車の両輪のように伸びてくるということが当然なんです、なぜソフトだけがそんなにおくれたのだらうか。その原因についてどういふふうにお考えになり、どういふふうに分析されていらっしゃるか、そのことについて伺いたいと思っております。

○木下政府委員 コンピューターが開発されて一番進みましたのはアメリカでございまして、具体的な企業の名前を挙げてどうかと思っておりますが、IBM社等が非常に早い段階からコンピュータの技術開発を進めて、発展させてきたわけでございます。コンピュータは、先ほども申し上げましたけれども、ハードを動かすためのソフトウエアというものが非常に重要でございまして、コンピュータがアメリカで進んだというのは、ハードと同時に、コンピュータを動かすソフトウエア自身も非常に進歩が速かったという歴史的な経緯があるかと思っております。

我が国は、コンピュータの国産化を目指して四十年代初めから各社がいろいろと努力をしております。ハードの面においては相当の進歩を見せてきておりますけれども、スタートの段階からアメリカがそういうふうなことでソフトを中心非常に力をつけていたという差があったということが今までも響いてきていることとは言いようかと思っております。

それから、大きいシステム、例えばアメリカにおきましては、NASAとか何かでいろいろ大きな、月へロケットを打ち上げるとかというふうな計画を進めておりますが、こういうものも全部コンピュータを使ってやっているわけでございます。

して、そういう大きなシステムをつくり上げていくという技術力という面においても、アメリカがはるかにまさっていたところがあるかと思ひます。ただ、最近におきましては、日本においてもソフトの重要性が叫ばれておりますので、その面においての努力もなされてはおります。

ただ、昨年の暮れにアメリカの商務省が発表しました世界のソフトウェア産業の報告書を見ますと、世界の中で七割の生産をアメリカの企業が占めているというのを言っておりますし、今後ますますそのウェイトは高まるだろうというふうな言っております。アメリカ自身もその点は十分、アメリカが第一人者であるという事は認識しておるわけでございます。

それは、ソフトの生産面についてもそうでございますが、もう一つ忘れてならない点は需要者側の意識でございます。我が国においては、今申し上げましたように、コンピュータ技術の歴史が浅いということ、それから、ユーザーサイドにおいてソフトウェアに対する評価が十分に過去において行われなかったということがありまして、ソフトウェアが重要だという認識が国内的に高くなかったという面があるかと思ひます。しかし、アメリカでは、したがって、表には出ないソフトというものが十分取引の対象として確立しております。七〇年代の中ごろからは、コンピュータメーカーはハードウェアとソフトウェアとを分けて販売するというようなことをずっとやっておりますし、独立のソフトウェアメーカーがたくさんできて、そこでどんどんソフトウェアだけをつくって、それを一般に販売しているというようなことがあります。

ところが、日本の場合には、従来なかなかソフトの価値を認めないために、機械と一緒にユーザーがソフトを買うということで、どこまでがソフトなのかどこまでがハードなのかはつきりしないようなのがずっと続いておりました。日本も最近に至ってやっとソフトとハードとを分けるような取引ができたというところでございます。

ういう社会的な背景もありまして、日本のソフトウェア産業がまだ十分に伸びていないということが言えようかと思ひます。

○城地委員 今ソフトがおくれた理由について説明がありましたが、どうもちょっとびんとこないのですが、私はむしろ、例えば最後に言われた、ソフトとハードが分離されないで一緒に売られてきたというふうな問題もある。アメリカが非常に強大な力を持っていた等々ありますけれども、しかも、それでいてハードはアメリカが追いついてきたというふうなことからすると、その過程でどうもソフトを軽視してきたんじゃないか。軽視という言葉は当たらないかもしれないけれども、おろそかにしてきたと言っておとなしい言葉になるかもしれないが……。

そういうことで、ソフトの重要性、これはコンピュータとか情報化ということが始まった時点でもう既に十分わかって切っていることなんです。その方に余り神経を使わなくていい。物をつくる方とかコンピュータの開発というふうなことで、割合大企業を中心になつてどんどんどんどん進めてきた。IBMに追いつき追い越せというところで、例えば富士通とか日本電気とか日立とかそういうメーカーがやってきたというところのために、何とかそつちの面では追いついてきたというところじゃないかな。ソフトをおろそかにしてきたという感じがするのですが、その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○木下政府委員 昭和四十五年私どもは情報処理振興事業協会というのをつくったわけでございます。情報処理振興事業協会の事業の主たる目的はソフトの振興にあつたわけでございまして、私どもも関係者がソフトウェアの重要性を軽視していたということは必ずしも言えないかと思ひます。

ただ、コンピュータを使うに当たりまして、コンピュータを使う人たちが、そういうソフト自身がかかかって大変なものだという認識が当初のうち非常に少なかった、したがって、あるコンピュータシステムを入れるときにはそのハードとソフトを一緒に入れるような感じでやっていったというふうなことがあつて、そのソフト自身が一つの独立の商品として認識され、それが売買の対象となるというふうな感じが少なかったがために、ソフトの関係がどつちかとおろそかになっているというところがあるのではないかと思ひます。

○城地委員 私の独断と偏見かもしれませんが、考え方はそういうふうな考えているのですが、しからば、このソフトがおくれている、そして、今言われた情報処理振興事業協会をつくって努力をされたということは私は十分認めております。ただ、その問題は、情報処理振興事業協会の十五年の歩みといえますか、実績については後ほど伺いますけれども、仮にそういうものをつくって何とか振興しようとした、しかし、十五年たつて今見ると、アメリカにはるかに引き離されているという現状であるわけでございます。

その中には、このソフトの関係で、言うなればコンピュータ、ソフトがなければだの箱という言葉が一般に通用しているわけでありまして、これも、そういう意味では、ソフトウェアに関係する技術者、そういう技術者の養成というふうなことに對して非常に気を使わなかったのではないかと。といいますのは、極端な言い方ではありますが、大企業なんかでは、コンピュータとかソフトウェアとかそういうことに對して採用する人員は、仮に若干景気が下向いていても非常に多くの人を採用してきている。要するに頭脳がなければ商売にならないということで採用してきているわけで、ここ数年の傾向を見てもかなり多いわけでございます。そして、例えば私の知っているある会社なんかは、理工系の学生でなくて、むしろ法文系の学生の方が教育をすればソフトに使えるというところで非常に積極的に採用しているという話もあるわけですね。

しかし、裏返して見ますと、要するに、そういう技術者を学校で教育をするのではなくて、むしろ学校では基礎教育をしてきて、企業に採用してそこから特殊な教育をしてきて、企業に採用してついでにたつたということが、ある意味でこのソフトの面でおくれをとった一つの原因じゃないか、全部の原因ではありませんが、私はそういうふうな考えているのです。

といひますのは、もつと突っ込んで言いますと、大企業は多くのいろいろな人を採用することもできる、そして、そういう技術者の教育、さらには再教育というふうなこともできる、そういう面を中心にしてやられた。大企業は自分で生きていくためにそれをやっていたかざるを得ないわけであつた、したがって何とか追いついてきた。しかしソフトの面を除いてはたつたというのでは、大企業の場合にはソフトもハードも一緒にしてある程度自分の製品開発のためにやっていたというのには事実じゃないかと私は思ふんです。これは大企業でなくてもいい、大銀行でもいいし大のつくところであればみんなそういうものを入れて、今、銀行のいろいろなシステム管理、預金管理やそういうものにしても、ある意味では欧米と同じくかなりの水準に上つていっているわけですね。しかし中小企業やそれから社会一般としては、御答弁がありましたように、ソフトがおくれている、そういうことが原因ではないかと私は思ふのですが、その辺についてはどういふふうにお考えですか。

○木下政府委員 御指摘になりましたように大企業、特にコンピュータのメインフレームといひますコンピュータの従事者も充実したものを保持しております。従来からそれらの技術者の教育等も熱心に行つてきております。ただ全体として見ますと、日本の場合には情報処理技術者の数が不足しておりますし、それから質の高い従事者も必ずしもたくさんいないというふうな状況がございまして、したがって私どもとしては、従来から、この

第一類第九号 商工委員会議録第六号 昭和六十年三月二十六日

情報処理振興事業協会等に関する法律ができました四十五年から、例えば情報処理技術者試験というふうなものを実施いたしまして、それによって関係者の人たちの向上意欲を出させ、それで技術力の高い技術者の数をふやすような施策を進めてきておりますが、最近この試験については大変な関心が持たれておりまして、昨年度は十七万四千人の人が応募してきたというふうなこともあって、この技術者試験制度も定着し、また高度の技術力を持った技術者の数もふえてきているという事は当然言えようかと思っております。

それからまた、情報処理振興事業協会によっております債務保証の事業の対象といたしまして、情報関連企業が技術者を育成するための借金に對して債務保証をすることができるといふような制度も導入しております。

そのようなことで、通産省としてもいろいろな施策を講じておりますけれども、基本的には学校教育の面を含めてもう少しその面を充実する必要があるであろうということで、私どもの方からは文部省に對して小中学校教育も含めた学校教育の充実をお願いしているところでございます。

文系の人たちがソフトウェア会社に入っているような実情のために水準が余り高くないのではなにかという御指摘がございましたけれども、確かに理系の人たちの卒業生の絶対数が非常に少ないので、需要が非常に多いために文系の卒業生の人たちをソフトウェア会社はどうしても使わざるを得ないという事情もあろうかと思っております。ただ、ソフトウェアをつくり出すのは論理的な作業でございますから、理系の人だけが論理的な作業でございます。文系の人にはできないということでも必ずしもありませんので、優秀な人が集まれば十分な技術者に成長するということも十分考え得ることだと思っております。

○城地委員 ソフトのおくれを取り戻す、ソフトの危機を克服するためには技術者の養成ということか最も必要なことではないか。その他にもやらねばならぬ課題がたくさんあることは知って

おりますけれども、いろいろな資料によりまして、近々六十万人ぐらゐ技術者が不足であるといふことでもあります。一遍に六十万人の穴を埋めるということも容易ではありませんが、五万でも八万でもそういう不足している技術者の穴を埋める、それが緊急な課題になると思うのですけれども、それらについては今後どういふような対策を立てられるか。

文部省等で小学校の教育からずっとそういうものを取り入れてそれに対応できるようにすることにしてい、これは将来の課題としてはいいのです。が、近々この五年間くらいのことを考えればそれでは間に合わないわけであつて、通産省としてはどういふようにそれを考えにたつておられるのか、また解決方法として何が決め手と考へておられるか御質問いたします。

○木下政府委員 最近ソフトウェアの企業が地方にどんどん進出しておりますけれども、これは一つは東京や大阪、こういう都市周辺ではソフトウェアの技術者を十分に集めることはできなくなってきたというふうなことも反映しているといふふうには言われております。したがって私どもとしては、今のようになンポでコンピュータの需要が伸び、ソフトウェアに對する需要が伸びていく場合、ソフトウェアの技術者を短年月のうちにつくり出すということはどうしても必要になってくるわけでございます。それが果たして可能かといふような御質問になりますと、私どもとしてははつきり言つてちゃんとした見通しを持てる状況ではございません。

例えば大学から出ます情報処理技術者は、毎年卒業する人数は五千人ぐらゐでございます。それから高校、高専から卒業する技術関係の人たちも合わせて一、三万人ぐらゐいしかいない、そういうことでございますから、そういう人たちの全部をどういふ分野に集めたとしても到底充足し得ない状況でございます。したがって、私どもはそういうような深刻な情勢を解決するためには、今か

らでは遅いではないかという御指摘があるかも知れませんが、ソフトウェアの生産性を上げて、ソフトウェアの需要がふえればそれだけ技術者に對する需要がふえるということじゃない、よりな形で、むしろ生産性を上げてそういう問題を解決していくというのをやつていく必要があるかと思ひます。ニューター企業を含めまして、一般の企業においてコンピュータを扱える人々たちを社内教育等でどんどん広げていくというふうなことも必要かと思ひます。

それは、ソフトウェア自身の生産性を上げるのは、つくる面での生産性を上げると同時に、先ほどから申し上げておりますように、販売面において、一度つくつたソフトウェアを多数の企業で使つていけばそれだけ生産性が上がるということにもなるわけでございます。そういう意味での汎用ソフトウェアの普及というふうなことでいろいろな施策を講じながら、深刻なソフトウェア危機に對処していく必要があるかと考へております。

○城地委員 今局長から御答弁がございましたが、要するに見通しが持てない、正直な御答弁だし御見解だと思ひます。確かに口で何十万人といつてもその教育をするのに年月もかかります。しかし今ソフトウェアの危機だと言つてはいるのですから、危機だとすればそれを乗り越えるための処方せんが必要になつてくる。処方せんの一つが今度のこの法律の改正でもありますけれども、技術者の養成は緊急な課題ではないかと思ひます。

今コンピュータ関係の卒業生一年五千人、さらに専門学校とかその他いろいろありますけれども、そういうものを集めても追いつかない。しかし追いつかないと言つていたら危機からそのままとんざを来してしまふというふうになるのですから、見通しが持てないでなく、今見通しが持てないにしても何かやらなくちゃならない。その技術者の養成については、何をされておいても日本全体が生きていくためにはやらなければならぬ課題じゃないかというふうな考へ方を持つわけ

です。ですから、新たな何か決め手になるようなカソフル注射に近いようなことをやつていく。そのためには例えば新たに専門学校を、今あちこちに大分あるようでありませうけれども、私はまだ十分じゃないかと思ひます。ですから、学校をつくるということだけでは足りないのですが、そういうことをやれば二万人が三万人になり四万人になると考へるのです。それらのカソフル注射的な、特効薬的なことを何か技術者養成についてやらなければならぬと思ひます。それについて通産大臣が通産大臣としての責任で、とにかく日本が生きていくためにはこれしかないんだということに処置されれば道はおのずから開けるのじゃないか。

○村田国務大臣 ソフトウェアの技術者の養成は、委員の御指摘のように高度情報化社会をもたらしていくために欠くことのできない点であり、また、まさにアメリカやヨーロッパと比較して日本の情報化産業がおくれなためにも喫緊の問題であるかと思ひます。

「田原委員長代理退席、委員長着席」
政府委員からもいろいろ御説明申し上げたわけでございますが、何よりもやる気というものが非常に重要だと思ひますので、委員御指摘のような点を体して技術者の養成については今後全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○城地委員 では、技術者の養成の問題については、そういうことで前向きでぜひ対処をしていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、時間が余りありませんので少しはしょつて申し上げますが、ソフトウェアのいわゆる保護をするために、それからこの情報産業を伸ばしていくために、いろいろ安全基準が必要であるということが言われておるわけでございますが、

今度のこの法案の内容については後ほどいろいろと質疑をいたしますけれども、その技術者の養成という点だけにしぼつて、大臣の御見解があれば伺いたいと思ひます。

新聞その他の報道の伝えるところによりますと、安全基準がいわゆる政府部内の意見の統一ができていないためにまともでないというようなことが報じられております。私はただ単にそれだけではないと思うのでありますけれども、その安全基準がまともでない理由はどこにあるのかということと、それから、いつそれらをまとめて法案として提案されるのか。三月八日付の新聞によりますと、今回もまたまともなかつたようなニュアンスの新聞報道もありませんし、それらについてはどういふようにお考えになつていらつしやるのかお聞かせいただきたいと思つております。

○木下政府委員 コンピューターの安全対策につきましては、従来から通産省は、五十二年ごろからだつたと思つておられますけれども、電子計算機の安全対策基準というのをつくりまして、情報処理サービス業者中心にその安全対策をいづゆる行政指導ベースで進めてきておるわけでございますが、最近におけるシステムの大型化に伴つて、コンピューターがダウンするといふようなときの社会的影響も大きくなつておるので、今までのような単なる行政指導ベースでやるよりも、何か法律をバックにした安全対策の必要性があるのではないかとこの認識が高まつておるわけでございます。

そのようなことを背景にいたしまして、今回情報処理振興事業協会等の法律を改正するに当たりまして、安全対策の条項を入れるべくいろいろ検討を加えたわけでございます。しかも、関係各省多うございまして、関係各省とも調整をいろいろ行つたわけでございますが、その過程においてはつきりいたしましたことは、安全対策ということになりますと、単に情報システム、コンピューターシステムが故障でダウンするといふ対策のほかに、情報漏れというようなことを防止するといふ意味での安全対策もありませんので、そういう面につきましては、どちらかといふとやや犯罪防止的な見地も入れていかなくてはならない。行政指導ベースでやつておるときにはそういう問題はそれほど大きな問題となりませんが、法律の中

で書き込むということになりますと、その点をきつくりさせていかないと法律の中に必ずしもまじり込んでおかないといふようなこともありまして、いろいろと関係各省と議論をしたわけでございますが、事業者の情報処理の振興をやることを主たる目的としております本法において、そのような見地の法益を含んだ条文を入れるといふのはなかなか技術的にも難しいといふことがありまして、一応切り離したわけでございます。ただし、切り離しても、関係各省においてはその安全対策の必要性は十分認めておるので、どのような形でやるかといふことについてはまだ関係各省との間で話し合いを進めておる段階でございます。話し合いがつき次第、私もとしましては法案を提出したいと思つておるわけでございます。

○城地委員 話し合いを進めておるということでございますが、できるだけ早急にこれはやつていただきたいといふことを要請しておきたいと思つております。

時間の関係がありますので次へ飛ばさせていただきますが、次に、情報処理振興事業協会の理事長、専務においでいただいておりますので、情報処理振興事業協会の関係について伺いたいと思つております。

情報処理振興事業協会と言つて非常に長いものですから、略称のIPAということの後発発言をさせていただきます。このIPAの十五年間の実績です、それらを、直接やつてこられた方でございますが、当初協会を設立してやつてきた十五年の歩み、それを総体的に見てどのように評価をされますか。実績について御報告を、できれば評価の面でも、みずからやつてこられたことは合格点だ、八十点といふ採点をつけるとか、百点満点であるとかいふようなことで、評価と自己採点も含めて、本当は細かく一つ一つ伺つておつて、これはどうだ、あれはどうだといふことでも、これも考えたのですが、時間の関係がありますのでそのことについて最初に御質問申し上げます。

○安達参考人 IPAといたしましては設立以来十五年経過したわけでございますが、その間には、当協会の業務として、民間企業で開発が困難な先進的な汎用的なプログラムの委託開発及びその普及の事業をまず第一に取り上げております。それから第二に、情報処理サービス企業、ソフトウェア企業の育成のために、これらの企業が金融機関から借り入れるいわばコンピューターの導入、ソフトウェアの開発あるいは技術者の研修といふような関係の所要資金の債務保証、それから一般企業が金融機関から借り入れるプログラムの開発資金の融資などについての債務保証を第二の業務として実行しております。

それから第三には、先進的な情報処理技術の開発を促進するために、研究所、試験所その他の高度の技術的成果、これを具体的に情報処理に適用することの可能性及びその方途についての調査研究などを実施してまいつております。

主に申せばその三つが主要な業務でございますが、このような業務につきまして十五年間にわたる事業の実施をいたしました結果としては、結論を申し上げますと、立ちおくれしていたソフトウェア技術の振興あるいはソフトウェア産業の育成、汎用プログラムの開発、利用の促進あるいは一般社会の汎用プログラムの開発に対する認識の高揚といふようなことを通じて、我が国の情報化の健全な発展に大いに貢献してきたものと自負しております。

なお、例としてただいま申し上げました特定プログラムの委託開発について申し上げますと、既に本年三月末までには二百二十五本の開発が終わりまして、そして累計百四十億円の財政資金を投じてやつてきておられますが、これが、できたものをユーザーなり何なりに普及、販売するわけでございます。延べ一萬二千百数十の案件となっております。

あるいは債務保証につきましても、本年の二月末までに約千三百件、累計の保証金額では五百四十二億に上る融資の保証をいたしております。な

お、現在の債務保証残高は四十八億程度でございます。

このような規模でこのような成果を上げ、これがやはり先ほど申し上げました我が国の高度情報化社会の実現へのためにある程度貢献できたもの、こつちふうに考えております。

○城地委員 今御説明がありましたので、私も、この十五年間でこの陣容でいろいろ汎用プログラムさらには特定プログラムの開発等々、非常に精力的にやつてこられたことは十分認めております。ただ、日本の国は全体的にソフトウェアで少くも、つくつてもその利用状況が悪いといふことが指摘されるのじゃないかと思つておるのですが、汎用プログラムの利用状況についてはどのようにお考えですか。

○原田参考人 最近におきましては、汎用プログラム、特に協会が開発いたしました汎用プログラムの普及の状況、販売の状況は非常によくなつております。

全体で申し上げますと、この十五年間で一萬二千五百五十件余りの販売実績を上げておられますが、私どもの開発した二百二十五本のうちまだ販売活動を開始していないものを除きました、現実に販売活動を開始しているものにつきましては一本当たりの販売件数を申し上げますと、六十五件に上つております。この中には一本当たりの販売件数が非常に多いものもございますから、そういう例外的なものを除きましても一本当たりで約七件弱になつておられます。私どももその間に、この汎用プログラムの開発につきまして相当な成果を上げてきつたものではないか、かように実は考えております。

○城地委員 そういふ物の見方もありますが、業績が上がつてきたのはこの数年ですね。十五年の歴史の中ではやはりソフトウェアのおくれというものがある。それは、世間全体の無関心もある、それからいろいろなもののおくれもありません。ここ数年間は確かに世の中全体がオフィスオ

トーションとかパソコンの普及とかということ、非常に関心も持たれてきている。汎用プログラムの活用も多くなってきている。しかし、十五年全体で見ますと、前半から中盤にかけてはそういう点で活用がはかばかしくなっている。最近の実績については私は敬意を表しますが、そういうことで実績が上がってきた、これからはもう少しプログラムの活用を十分やっていた、さらにそういうものの活用を十分やっていた、さういふことを申し上げたいと思います。

次に、IPAが新規事業として今回、低利融資事業、債務保証事業の拡大、さらにはシグマシステムとかいうことでやられることは非常に結構なことだと私は思うのです。ただ、これは大臣にも伺いたいのですが、昨年の十一月に通産省から出された六十年度予算の概算要求、それによりまして、低利融資は六十億円の金をもつてやりたいということが通産月報か何かに出ているのを拝見したのです。その後、予算編成の過程の中でそれが抑えられてしまったということがあるわけであり、当初六十億円の低利融資事業をやる、それが半分以下にさせられて今度は二十五億円ですね。

ことしの場合には半年で十二億五千万ですが、そういうことでありますが、私は、一つの考え方で、新たな事業をやる、それは何も、新しくやるからサバを読んで多く出すというふうなものじゃないと思うのです。これをやるためにこれだけ必要だということから予算というの出すのだと思うのです。

私は民間企業の出身だから言うわけじゃありませんが、民間企業の場合には、何かの要請をするときにサバを読んで出したらもうそれでベケですね。サバを読んだというところがわかれば、さういうふうなことはないと。ある程度削られることまで考えて出すということは許されなければいけません。差し迫ったものでこれだけは必要だと。そのかわり絶対に引き下がらないわけです。例えば、これをやらなければ会社の命運はもうだめだ

ということになれば、そのことを主張するわけです。その正当性が認められてその予算を入れるか入れないかなんです。

ところがお役所の場合、全体の状況もありますから、削られたからだめだとか、半分にさせられたからどうだということ、一概に言うのはどうかと思いますけれども、今回の場合のように新しく目玉としてどんどん進めていくためにはやはり低利融資というふうなもので、しかも当初四・五%とかの非常に低い利子でやる、今は五%というところで提案されていますが、さういふ低い利子でやるのがこの普及、それから情報産業全体を育成していくために非常にいいんだ。その目玉であるからということ、さういふ金額を要請されたと思うのです。だから私は、幾ら行軍であつても何であつても、日本の国の将来を考えて今これをやらなければだめだということには、一歩でも半歩でも引き下がってはいけないのではないかと、非常に引かれています。なぜかこうなつたのか、非常に不満なんです。その問題についてお答えいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 昨年私どもが予算要求いたしましたときには、日本開発銀行からの出資ということ、今御提案申し上げておりますシグマ計画等を含めまして予算要求をしたわけでございます。その中の一つの事業として低利融資事業を考えておつたわけでございますが、そのときの構想は、出資をされた資金と、それから市中から借りてきた資金をまぜまして低い金利で融資するという事業をやろうということだつたわけでございますが、最終的な予算編成の過程におきまして、シグマ計画が一番重要であるとするならば、その計画についてだけ産投会計出資で行おうということで大蔵省との間で話がついたわけでございます。

そのときに、低利融資事業も非常に重要だったので、何かほかの方策はないかということをお考えのたわけでございますが、その過程で考えましたのは、出資を受けて、借りた資金で薄めてやるとい

う方式じゃなくて、むしろ一種の利子補給的な感じで、情報処理振興事業協会が持つております自己資金の中から、少し金利を安くする分については補てんするような形で事業をやれば、事業協会自身の持つていた金を使つてある程度の規模の低利融資ができるということをお考えました。したがって、低利融資の規模も当初の予想規模よりはずっと小さくなりましたけれども、情報処理振興事業協会の自己事業というふうな形でやつていこうというふうなことに方式を変えて、今回の低利融資ということになつたわけでございます。

○城地委員 その経過についてはわかりませんが、IPAの事業は、先ほど理事長、専務さんからお話がありましたように、非常に重要な役割を担つてきた、これからはますます重要性が増していくと私は思うのです。しかも、今回新規事業を取り入れて範囲を拡大していく。これはまさにソフトの危機を克服するための一つの大きな手段じゃないかと思ひます。

さういふ意味でいいますと、私は人員だけのことではありませんが、今回二名増員というお話を伺いました。どうしてこういうことになるのかなかなか理解できないのですが、新しいことをやつていく場合にはそれなりの人的な補充が必要だ。例えばある会社は、どんな不景気なときでも大学卒を五百人でも千人でも採用して五年後に備えるというふうなことを平気でやるわけですね。それが投資だと思ひます。将来を見てやる。今すぐでも事業を大きくするためにさういふことをやる。さういふ点で非常に物足りないわけでありまして、IPAの関係についてはさういふ点で今すぐというわけにはいかないと思ひます。これは年々の問題でありますから、通産大臣にもお願いしたいと思ひます。これでなければ成り立つかない、これでなければ日本全体が成り立つかない、これでなければ日本の将来にとってだめだといふようなことだとすれば、幾ら行軍で人数がどうだといつても、必要ならどこは削つてもいいんですが、必要ならどこは削つてもいい

い、事業も拡大していく、そして仕事もやりやすいような形にしていくという積極的な姿勢が必要なんじゃないかと思ひます。

時間がありませんので、そのことは要請だけにとどめたいと思ひますが、ぜひさういふ積極的な前向きな姿勢をお願いしたい。そのことについて何か御答弁がありましたら伺いたいと思ひます。

○村田国務大臣 委員御指摘のさういふ予算について、ぜひ頼む、さういふ気迫を持つて対応することが大事だと思ひます。

私は、情報化対策と技術開発、この問題はもう本当に通産行政のポイントであると思ひますので、御激励をいただきましたように一生懸命頑張りたいと思ひます。

○城地委員 では、時間がありませんので最後の質問になるかと思ひますが、ソフトウェアを保護するために、昨年プログラム権法という法律が提案されさうになつた、十分検討された。その中で、アメリカ等ではソフトウェアの開発のプログラムについては著作権法でやつていっているという凡例がたくさん出ているわけでありまして。そしてあのときに文部省の文化庁と通産省との間でいろいろなすり合わせがあつたがなかなかそれがまとまらなかつたといふこと、さういふこと、ソフトウェアを保護し、この仕事を伸ばしていくためにはやはりこれらの法律が必要であると思ひます。

このプログラム権法、著作権法の一部改正でもいいのですが、最近のいろいろな情報機関の話をお聞きすると、どうも著作権法の一部改正といふことと提案を準備されているとかいふこと、さういふ点で今のお話があるのですが、やはりソフトウェアの危機を乗り越え、さらに開発を進めていくために非常に重要な問題の一つだと思ひます。これについて現在どのようになつておられるか、どのように準備しておられるか、このことについて伺いたいと思ひます。

○村田国務大臣 この問題は御指摘のように最近非常に話題になつておりますので、私からお答え

したいと思ひます。

実は、二月九、十、十一と四極の貿易大臣會議が京都で行われました。日本で行われましたので私が議長役をいたしましたのでございますが、そのときにアメリカのプロテクト通商代表からお話がありまして、この問題についてはできるだけ長い年月を保護してもらいたい、そのためには日本が言っておるプログラム権法では非常に短い不十分である、むしろ著作権法で対応していただければ六十年という期間保護してもらえろということから、ぜひこれは国際的に見て極めて大事な問題であるので、著作権法の改正でいくような御考慮をいただけないかというお話がありました。

このブロックさんの御提案を承って、いろいろ関係各省と折衝いたしましたわけでございますが、この際は、文部省で所管をしております著作権法の改正をし、そしてその中に通産省の主張しておりますことも盛り込みましてやうていけば非常に日米間の関係も円滑にいくし、またブロックさんと私と相談したことに對するよい回答も出るであらうという判断のもとに著作権法の改正でいこうというところで今国会に提案を予定しておるわけでございます。

また、これにつきましては、ブロック通商代表、今度事務長官に転出が決定になったわけでございますが、私は非常に大事だと思ひまして親書を送りましてこのことをお伝えいたしましたところ、最近になりましてブロック通商代表から私あての返事がございまして、日本の私村田通産大臣の配慮を心から感謝をするという非常に丁寧な御返事があり、またアメリカのワシントンポスト等にもその記事が載ったところでございまして、その点、日米通商関係にも役立つ、また私どもの考え方も著作権法の中に盛り込むということに対応することができた、こういうふうにご感しております。

○城地委員 今大臣が言われた著作権法は、今国会に提案されるわけですか。いつされる予定ですか。

○木下政府委員 文化庁の方で今国会に提出すべく現在準備されていると聞いております。

○城地委員 先ほどからいろいろ質疑でただしていろいろございしますが、この情報処理の關係の法律案全体を見ましても、さらにはそれに付随するいろいろな対策にいたしましても、たくさん問題点が含まれていると思ひます。

最初に申し上げましたように、情報化の進展と第五世代コンピュータの開発も非常に重要である、そしてソフトが何とかが乗っていかなくてはならない、さらにはそれに関連して技術者の養成、これも緊急な課題である、さらに安全対策基準等についても早急にとめて法案として提出したい、さらに著作権法、プログラム権法の關係についても現在準備中である、さらにはIPAの關係についてもさらには新規事業も拡大してやるというふうな、この法案をめぐるいろいろな關係の問題点が非常に多いわけでございます。

先ほどから同僚議員の質問にもありましたが、法案の提出との関連性というのを考えますと、どうも全体的に散発的な、一つのことごとく上からこれを出すというのじゃなくて、私は申し上げませんが、総体的に例えればライパンの問題その他をめぐっても結局情報基本法といふものも必要もあるような気がいたします。これからはますます多様化していく、しかも産業的にもいろいろと課題が多い、そして六十五年度にはその生産額が二十四兆円になるという産業の育成等も考えて、今後非常にたくさん問題が残されていく。しかもまた、我々が生きていくためにぜひともそれは乗り越えていかなければならない課題が非常に多いということでございます。

それ以外でこの法案の全体について、今後のあり方について、最後に通産大臣の御決意のほどを伺って質問を終わりたいと思ひます。

○村田通産大臣 自身の考え方から申しますと、今委員御指摘になりました通産行政というのは一つの体系であって、自由主義経済社会をひと

つしかりと進展をする、そして現在の時局に對応したいいろいろな施策を回っていくという意味で全体が一つの体系でなければならぬという考え方で思想統一をしております。情報化に係る問題は広範多岐にわたっております、今委員御指摘になりましたように、それぞれにきめ細かな対応が要請をされております。

したがって、政府といたしましては必要に對して関係省庁の連絡會議の開催でありますとか内閣官房による調整などによりまして整合的かつ統一的な情報化施策の展開することが重要であると認識をいたしております。今回の法改正は関係各省庁の御協力を得まして情報処理の促進を目指すものでございまして、我が国の情報化の推進に

とって大きな前進であると認識をしております。我が国の健全な情報化に對して責任を持ってまいります私といたしましては、本法の適切な運用を図るとともに、情報化関連施策を一層充実させ、高度情報化社会の実現に向けて鋭意努力をし続けてまいり所存でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○城地委員 質疑時間若干ありますが、質疑に協力する意味で、以上で終わりたいと思ひます。

○粕谷委員 次に、西中清君の質疑に入ります。西中清君。

○西中委員 最初に、情報処理振興事業協会等に關する法律の一部を改正する法律案について、この法律案を改正しなければならぬことになった背景、これについてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○村田通産大臣 お答え申し上げます。本法が制定されました昭和四十五年以來、我が国の情報化は広範かつ急速な進展を見せておりまして、御承知のように汎用電子計算機の実働台数は実に十五万台を超えるようになってまいりました。そして、今後ますます増勢をたどっていく一途であると思ひます。しかしながら、このような情報化の進展に伴いまして従来とは異なった新たな課題に直面をいたしております。その第一は、急速な情報化に伴うソフトウェアの需給ギャップ、需要と供給のギャップが非常に深刻化してきたことと

ことでございまして。そして第二は、より効率的で開かれた産業の情報化を促進していかねばならないというところでございまして。こうした新しい情報化社会の要請にこたえることが今回の法改正の趣旨でございます。

○西中委員 この電子機器産業、情報処理産業と言われるいわゆる情報産業の成長、これは近年目覚ましい勢いでございすけれども、昭和五十八年、約十兆円、六十五年の予測では二十四兆円ぐらいいやないかという予測もされておるわけでございます。

ここで大臣にお伺ひしておきたいのですけれども、この情報産業に対する通産省としてのお考えは一体どういふところにあるのかということを確認をしておきたいということでございます。

やはり日本が、このように国民の生活レベルが上昇し、そして二十一世紀に向かって生活の安定とそして経済の安定的な持続というものを考えていく、さらにはまた高齢社会にやぶやぶに突入して、生活レベルというものを確保していくためにはそれ相当のお金がかかる、こういう背景があると私は思ひます。同時にまた、今日まで日本は家電として自動車等々、こういったいわば成熟した工業社会の産物である工業製品を輸出をして今日日本の黒字というものが生まれ、そして生活が成り立っておりますわけでございます。しかし、二十一世紀に至って、果たしてこの自動車やまた造船なり家電なりが本当に日本の経済の中核産業として力量が十分あるのかないのかという問題は非常に問題が多いと思ひます。当然これはなくなるわけはありませぬけれども、しかし、これからのそういう国民生活というものを判断していきますというところ、より付加価値の高いものを強化し、国際競争力をつけていかなければならない、私はそういう認識を裏は持っておりますわけでございます。

そこで、考えられるのは現時点において付加価値が高いといえ、宇宙産業であり、原子力産業

であり、同時にまた、この通信情報産業ではなからうかというように判断をいたしております。その他パイオニアでありまうか、さまざま新しい技術がありまうか、やはり我が国が、宇宙産業にしても原子力産業にしてもさまざまな制約がございますけれども、生きていくために一番基本となるべき中核の産業はやはり情報産業だということに判断せざるを得ないというふうに私は思います。

したがって、今、日本政府がこういった問題について民間と一緒に力をつけるのはけしからぬというふうな世界の批判もあることもまた事実でありますけれども、一面考えれば我が国益のためにはこれは一歩も譲ってはならない、私たちの子供や子孫のためにはこの線を何とか日本の基幹産業として育て、強化していくという必要があるというふうに私は思うわけでございます。

中でも、国会の法案の成立に大きなポイントとなっておりまして、今大臣も御説明がありました、日本は今日まで何だかんだ言いがらハード部門ではアメリカを追い越して、今第五世代でアメリカにまだ追いつかないという状況にあると思っておりますけれども、ほかの部門は、汎用いたしましたとしても、またスーパーにしまして、コンピュータはハードの部門では少し追いついたんじゃないかというふうな感じでございます。しかし、ソフトとなりまして、これは非常に残念ではありますけれども、五年なり物によつては十年の差があると言われるぐらいリードをされておる。とりわけコンピュータ部門でいきましたならば、IBMなんかを見ますと、これはやっぱりハードは劣っておりますソフトでリードしているだけに、機械は優秀でも出てくる答えは遅いというのが今の日本の実情だと思っております。

したがって、私はこの法律を審議いたす前提といたしまして、やはり国家利益のために通産省はこの問題についてはしっかりと頑張ってもらわなければならないし、同時にまた、本改正案程度でいいのかなという疑問も私は実は持っております。

こういう点について、この情報産業及び今回の改正の上から考えられまして、今後どのようにこの産業を育てようかお考えなのか、哲学をひとつ伺いたしたいと思います。

○村田国務大臣 大変重要な問題について御指摘になりました。

産業分野全体について申し上げますと、委員御指摘のように、例えばかつては世界を風靡した繊維産業であるとか、あるいは日本でも一時期非常に繁栄をいたしました石油の関係でございますが、いろいろな産業が栄え、そしてまた時代の要請とともにそれがLDCの国家に移るとか、そういういろいろな産業の世界での消長があるわけでございます。そういった意味ではもう時代の進展に対応できなくなつた産業については、そうしたいろいろな取束を考えながらその産業の分野の発展を今後とも図っていくかなければならない。そして新しく発展をすることが期待される産業、例えば今御指摘になりました情報産業でございますとか、そういう分野についてはこれが大いに伸びるようなことを考えていかなければならない、これは全体の産業にわたる、全部通用する哲学であらうかと私は思っております。

その対応を正しくしていけば、いわゆる通産行政というのは前向きに非常にすぐれた行政ということになるでございましょうし、そうでなくて逆のことを考えていけば、これはとんでもない通産行政ということになるんだらうと思つておる。したがって産業の進展に対する時代感覚と申しますか、これは非常に重要で、産業の選別をしてそれに對する対応を誤つてはならない。このことは委員と全く同じ感覚でございまして、その意味で、御指摘になりました航空機産業でございまして、自動車工業でございまして、情報産業でありますとか、そういうものは今非常に世界的にも注目を浴びている産業と申してよからうかと思つておる。情報産業に移りますが、いわゆるハードな面での電子機器産業、これは産業用電子機器、中はコンピュータとか通信機器とか、いろいろござい

ましよう。それから電子部品になりますと半導体その他ということになるかと思つておる。それからソフトな面での情報処理産業ということになりますればソフトウェア業、いわゆるソフトウェア開発、プログラム作成というふうなものがそれに当たりますし、また情報処理サービスでは情報処理であるとか計算のサービスであるとか、そういうものが当たるわけでありまして。情報提供サービス業になればデータベースサービス、こういったような分類がされようかと思つてございまして、委員御指摘のように、ハードな電子機器産業におきましては日本は非常な発達をしておるわけでございますが、先ほど来の御質問にもあらわれ

ておりますように、ソフト面が非常に危機に面しております。したがって、これからソフト面での情報処理産業をひとつしっかり育てなければいけないという認識を持っておるわけでございます。

今御審議を願つておる法律もそれに対する重要な施策になるわけでございますし、またいわゆる基盤技術センターの設立等の関係法律も、やはりそういった重要な面を担つておると思つてございまして、そういった考え方、哲学の上に今後の産業の進展を考えていく、情報産業の位置づけと今後の発展動向を考えていく、そういう考え方でございまして、恐らく西中委員と同じ考え方でないかと思つておる。

○西中委員 そこで、この情報産業に關しまして我が国は研究開発費をどういふふうに入れているのか、こういう問題があると思つておる。ハードとソフトに分けて、そしてまた官民比率等について御説明をいただきたいと思つておる。

○村田国務大臣 研究開発費でございますが、通信・電子・電気計測器工業分野における研究開発費は、総理府の「科学技術調査報告」によりまして五十七年度が七千九百六億圓、それから全産業が四兆三百九十億圓でございますから、約二割を占めておるわけでございます。そのうち電子計算機産業が四千九百五十七億圓ということになります。それからハードとソフトの内訳は明らか

ではございせんが、電子計算機産業においては約半分程度がソフトの開発に向けられておると言われております。これは詳細はちょっと明らかではございせん。

それから、高度情報化社会の実現を図る上で情報産業は中核的役割を担うところでございまして、この分野における政府の施策が重要な役割を演ずることは言うまでもございせん。とりわけソフトの分野については、ソフトウェア機器が社会問題化しつつある今日でございまして、その重要性は極めて高いと考えております。政府の財政事情は極めて厳しい折でございまして、通産省としてはソフトウェアに係る施策の充実をしっかりと努めてまいりたい、こういうふうに思つております。

○西中委員 何を比較して多いと言ふのか少ないと言ふのかということになるのですが、私はこの面に対する研究開発という費用がまだレベルが低いのではないかとこのように認識を強めておる。御承知のようにIBM一社を見ましても、一九八四年売り上げが十二兆二千四百億圓、その八・九割を費やしておる。金額にして一兆九百二十億圓という膨大な研究費でございまして、一社の研究費がこのような大きなものでございまして、状況としてはなかなか厳しいのではないかとこのように判断をいたしております。いずれにしても、先ほどもちょっと触れましたけれども、日米双方の例えばスーパーコンピュータを見ましても、日本の三社のスーパーコンピュータはハード面ではアメリカを抜いた、こういう感じでありまうけれども、アーキテクチャー、また利用技術の面、こういった面ではまだおくれが見られる。また、世界じゅうの汎用コンピュータを見ましても、命令というものはやはりIBMが大半を占めておる。要するに今、日本のメーカーは優秀だとか科学が進んでおるとか言うけれども、コンピュータ産業において一番の問題になるのはソフトであり、それが力なんです。この部分に力がないということはいはれず、致命的な弱点と言わなければ

ばならぬと思うのです。

ですから、日本の技術力云々という問題は、二十一世紀を展望した場合には、このソフトウェアの世界でどう戦えるのか、ここに真価が問われると思うのです。したがって、今大臣も決意を述べていたと思いますが、なお力強い施策をこの分野において展開されるように要望をいたしておきたいと思えます。もしも御意見があれば何とおきたいと思えますが。

○村田国務大臣 西中委員の御要望、極めて適切なものだと考えます。その意味でひとつしつかり力を入れてやってみようと思えます。

○西中委員 次に、この改正に当たりまして今日までの総括と言ったらおかしですが、四十五年以来今日までさまざまな施策を続けてこられたわけでありまして、その当初の法律のねらいは、平易に言えば三点ぐらいあったのではないかと、私には認識をいたしております。

その一点は、ソフトウェア会社の技術力を高めるということ、第二点は、会社の経営体質を向上させるということ、第三点はプログラムの普及促進にあったというふうに考えております。これは間違いがあればまた指摘をしていただきたいのですけれども、こういうような目的、四十五年以来今日までやられて、目的は達せられたかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○木下政府委員 ソフトウェア産業の技術力の向上、経営体質の改善等につきましては、私どもとして鋭意努力しておりますし、それから情報処理振興事業協会から、債務保証等によってその援助もいたしております。それから今御質問ありましたように、委託開発しましたプログラムを普及することによって、受託します企業は全部ソフトウェア企業でございますから、そういう企業が具体的なテーマを出してきて、それが十分協会として普及事業の開発をするに当たり先導的なプログラムであるということがわかれば、そういうものに對して資金を出して委託開発をする。委託開発をした結果、普及をした成果はもちろん協会の方に

も売り上げという形で入ってきますが、また担当しました企業にとっても、みずからが開発したプログラムをそれで広く普及販売することができるとい意味で、企業側及び協会側にとってもいいものができれば、十分にそれで成果が上がる形になるかと思えます。

○西中委員 私の申し上げました、会社の技術力を高めるとか経営体質の改善はかなりの部分まで目標を達成したのではないかと、いふように評価をいたしております。ただ、特定プログラムの普及という点では一体どうなのかということがちょっとわからぬのですが、どれくらいのお金を投入して何本のプログラムを開発されたのか、まず何とおきたいと思えます。

○木下政府委員 特定プログラムの委託開発、昭和四十五年度からの開発普及状況の全体の数字を申し上げますと、受託いたしました企業の数は延べ二百四十六、それから委託しましたプログラムの数は二百三十七でございますが、完成したものは二百二十五でございます。それで、そのために支出した額は全部で百四十一億円ということになっております。それで、その中で普及いたしましたものは、一つだけ特別に一万本以上売れたものがございまして、それを全部足しますと一万二千五百本ということになっております。

○西中委員 それに対する売上高はどうなっておりますでしょうか。

○木下政府委員 四十一億一千三百万円でございます。

○西中委員 この時点において、百億ぐらいは大體持ち出しという形になっておりますね。その点で、一つの種類が一万本以上というようなことでございまして、これが果たしてうまく普及したと言えぬのか言えないのか、ちょっと判断に苦しんでおります。いずれにしても、この普及促進ということについて、やはりこの改正に当たりまして、もう少し見直した方がいいのではないかと、う気がいたしております。ということは、これは

なかなか思うように普及しておらないのではないかと、いふように私は判断せざるを得ない。今お話がありましたけれども、投入した資金が全部回収できればそれにはいいことではありませぬけれども、でき得ればもう一歩積極的に、回収以上に利益を生んでくる、こういうところまで普及に力を入れるということも、やはり協会としての一つの仕事として考えていってもいいのではないかと、いふように思っています。

現にIPAの機構を見てみますと普及課というのがありまして、普及課は、どうもここは人数からいってもその力があがるように思えます。同時にまた、普及がもう一つ思わしくないで、ソフトウェアを開発した会社に普及まで押しつける、そういう話も聞いておられるわけでございます。どうもこの辺がもう少し、設立の目標の一つの柱であった問題でありますから、ここで一遍体制を立て直すなり、新しい組織で普及を図るなり、別会社をつくるなり、いろいろな方法はあると思えますけれども、たくさん普及しコストを下げる、同時にまた、協会としての財政を豊かにし、新しいプログラムの開発にそのお金を投入できるような体制まで持っていく。とりわけ、今財政事情が非常に厳しいところでございますから、毎年何十億というお金を投入してこのプログラムをつくるというのもそれは一つの方法でありますけれども、厳しい財政を考えたならば、協会がもう少し積極的に乗り出していいのではないかと、いふように思っております。

○木下政府委員 確かに、日本においていわれる汎用プログラムを普及するということは、ほかの国とは随分事情が違って難しいという要素が過去においてあったという事は事実でございます。そのために、特定プログラムの普及につきましては、振興事業協会が発足当初は、我が国のソフトウェア企業の汎用プログラムの作成についての技術力が十分であった、それからまた、ユーザーサイドにおいても、汎用プログラムを利用するとい

うよりむしろ個別発注によるオーダーメイドのプログラムを皆希望したという理由がありまして、制度運用初期においては必ずしも十分な成果は上げていなかったということは事実でございます。

ただ、近年に至りまして、汎用プログラムというものが一般的に見直され始めたというふうなこともあり、また、いいプログラムがたくさん出てくるようになってきたということもございまして、急速な普及件数の伸びが見られるわけでございます。先ほど申し上げました特別のマイコン用のビジネスグラフィックプログラムを除きまして、この五十七年、五十八年、五十九年ころにつくりましたプログラムで、数十件のオーダーで普及されているものがたくさん出てきているというのはお認めいただけることかと思えます。

普及いたします際には、協会自身ももちろん普及いたしますが、委託をいたしました委託先の企業がみずから普及するというようなことでやっていると、今までの努力も、私どもとしては、大いにしてもらうように指導していきたいというふうに考えております。

近年におきましては、今財政事情のお話もございましたけれども、予算として投入する金額は、十四億円ぐらゐ毎年投入しておりますけれども、普及しまして、売り上げで収入として入ってくるものは九億円ぐらゐまでになってきているというところで、発足当初に比べますと財政支出額に対する普及による成果額というものはずつとふえてきて、ほぼ一対一に近づきつつある状況であるというふうに考えております。

○西中委員 これからコンピュータも設置台数がどんどんふえるわけですから、そういう傾向にはなると思えますけれども、ここでもう一度、強化することについていろいろな施策をお考えいただきたいと要望しておきます。次に、連携指針の策定についてお伺いをしておきたいと思えます。

今回の改正の一つの柱でありますけれども、電子計算機の連携利用に関する指針の策定というところは、一体的に言うところのものを言うのか、まず御説明をいただきたいと思ひます。また、なぜこういうものが必要なか何っておきたいと思ひます。

○木下政府委員 今回の改正案の中で三条の二に「電子計算機の連携利用に関する指針」という規定がございまして、主務大臣が連携利用をうまうま進むようにするために指針を定めるといふようなことになっております。

この条項のねらいは、ある事業分野におきまます関係事業者がコンピュータを使って情報化を進めていきます場合に、場合によっては、異なる企業間で通信回線それをつなぐこともありまますし、必ずしもつながりがないでお互いに協力する場合もあろうかと思ひますけれども、そのついでで事業を行ないます場合に、異なる企業ごとと異なるシステムをたくさん導入することによってコンピュータが全体としては効率的に使われなくなるおそれがある。したがって、特定の分野において、ビジネスプロトコルと私どもは言っておりますけれども、伝票類とかあるいは商品のコードとかそういうものについて関係企業間で統一的なものを定めておけば、コンピュータ間でつなげて取引を行う場合でも、複数のシステムが交錯しないでそれをうまうま進めることができるということになり、全体としての効率性が上がるといふことにならるわけでございます。

そのようなことを進めるためには、主務大臣が指針を定めて、それで業界全体を指導していくという形の方が適当だということを考えておるわけでございます。そのような指針を進める場合の連携して行なう電子計算機の利用の態様というのは、複数の事業者が互いに連携して電子計算機の利用をする場合の事業者間の連携の仕方でございます。具体的には、コンピュータ間の相互運用性の確保された複数の企業間情報処理システムをうまうま形成する形成の仕方、あるいは共同情報

処理センターあるいは共同データベースの構築、運営等が挙げられるわけでございます。またその実施の方法としましては、具体的には、先ほど申し上げましたように、帳票やコード等のビジネスプロトコルの共通化に関する事項あるいは共同情報処理センター、共同データベースの構築、運営等のための業界のコンセンサス形成の方法等に関する事項というところが挙げられると思ひます。

それから、この条項に「実施に当たつて配慮すべき事項」ということがございまして、その中で、連携利用を行う際に事業者が配慮すべき事項として、具体的には、その際、中小企業等特定の事業者への過重な投資負担を回避するような問題、システムへの参加の不当な制限、価格等に関する情報の授受等による競争阻害の回避というふうな事項を挙げるといふようなことが考えられるわけでございます。

○西中委員 これは非常に大事な問題で、これが十分に活用されるということになれば非常に結構なことだと思ひます。しかしながら、やはり陰の部分もあるようございまして、関連企業や業界の利害が微妙に影響するといふか、そういう問題だろうと思ひます。したがって、この扱いは非常に慎重さを要するのではないかといふように考へております。

これは、電算機の利用ということはおもう時代の流れで、どの企業もいや応なしに利用していかなければならぬということでございます。心配なのは、この指針を策定されますとまず心配なのは、企業の系列化、再組織化、こういうものが避けがたいのではないか、行き過ぎが起らないかということですね。さらには、取引先が幾つかの分野に分かれておる、グループに分かれておるというふうな取引をしておりますと、ここの指針にも従わなければならぬし、ここの指針にも従わなければならぬ、プロトコルが違ふ、こうなつてきますと、両方に二重投資をしなければならぬ。それから、最近の企業は、多角経営はもとより異業

種への進出、こういういわば業域革命ともいふべき問題が顕著にあらわれてきておりました。生き残りのために大手企業があらゆる分野に出ていく。そうなることは、通産だけではなくて郵政にも農水にも厚生省にも、あらゆる省庁にまたがっての事業展開が行われる。この辺のところをどういうふうに整理をされていくのかというふうな問題が出てくると思ひます。

こういう点について、先ほどもお話がありましたけれども、中小零細企業においては力以上の設備投資をしなければならぬという問題も出てくると思ひます。ですから、この辺のところをどういふふうにするか、私には、できるだけ緩やかな形がいいんじゃないかという感じはいたしておりますが、御意見を伺いたいと思ひます。

○木下政府委員 連携利用を進めます必要性については先ほど御説明したとおりでございますけれども、連携利用を進めることによつて、むしろ各企業が持つておられますコンピュータシステムについての負担が軽減されるように持つていきたいというふうな私どもは考へております。先ほど申し上げましたように、特定の企業ごにいろいろコンピュータに入れます帳票類、コード類の打ち込み方が違つてきますと、関係企業は、複数の企業と取引しているときには全部のシステムを自分のところに入れないといふことが、ところが、もし関係企業間において合意ができておりましたらば一種類のものだけで足りるといふことになつてくるわけでございます。そういう意味での設備の負担あるいはソフトウェアの開発の負担は下がつてくるわけでございます。そういう点を私どもはねらいとしていきたいというふうな考へておるわけでございます。むしろ先生が今御指摘になる二重投資のような形になるのは、こういうふうな政策を進めることによつて避けることができるのではないかと申すのであります。

それで、最近の一つの企業がいろいろな業種分野に展開しておりますので、今先生御指摘のように、異なる主務大臣から異なる指針が出ることによつて、かえつていろいろ迷惑を受けるというふうなおそれもあるわけでございます。そういうときには関係大臣間での協議を十分に行つて、そのような不都合が生じないように持つていきたいというふうな考へております。

それから、このような連携指針をつくることによつて企業間の系列化がますます進むのではないかと申す御指摘でございますが、そのようなおそれも十分にありません。ただ、逆に、業界全体が同じような方式を採用することによつて競争がむしろスムーズに進むというプラスの面もあろうかと思ひます。したがって、私どもとしては、このような連携利用を進めますときには今先生がおっしゃいましたようないろいろの問題点を頭に置いて、余り特定の分野だけをがちりした形でそれを進めることによつて全体がぎくしゃくしないように、ソフトな形で連携利用を進めるように、これは主務大臣間での協議も十分に行つていくようにしていきたいというふうな考へております。

○西中委員 各省庁間の連絡、これは非常に大きなポイントであろうと思ひますので、十分なる注意を促しておきたいと思ひます。同時に、先ほどおもちよつと触れましたけれども、問題はやはり中小企業じゃないかといふように思ひます。指針に基づいて一つのシステムができるといふことになりますと、中核となる企業からこれで行くぞといふことになれば、その傘下にあります中小企業はそれに合わせなければならぬ。しかし、資金的に、半分ぐらいなら何とかできるけれども、これだけ大きいのはちよつと無理だといふようなことになりかねない面もあると思ひます。そういう面でも、場合によつてはこれに参画しないと取引できないぞといふ、まあほかの理由であつてもこれを理由にして、取引上不利な状況に追い込まれるということも十分考へられるわけですね。ですから、そういう点で中小企業をどう守つていくかという問題、それから、実際

に、異なる主務大臣から異なる指針が出ることによつて、かえつていろいろ迷惑を受けるというふうなおそれもあるわけでございます。そういうときには関係大臣間での協議を十分に行つて、そのような不都合が生じないように持つていきたいというふうな考へております。

同時に、先ほどおもちよつと触れましたけれども、問題はやはり中小企業じゃないかといふように思ひます。指針に基づいて一つのシステムができるといふことになりますと、中核となる企業からこれで行くぞといふことになれば、その傘下にあります中小企業はそれに合わせなければならぬ。しかし、資金的に、半分ぐらいなら何とかできるけれども、これだけ大きいのはちよつと無理だといふようなことになりかねない面もあると思ひます。そういう面でも、場合によつてはこれに参画しないと取引できないぞといふ、まあほかの理由であつてもこれを理由にして、取引上不利な状況に追い込まれるということも十分考へられるわけですね。ですから、そういう点で中小企業をどう守つていくかという問題、それから、実際

に、異なる主務大臣から異なる指針が出ることによつて、かえつていろいろ迷惑を受けるというふうなおそれもあるわけでございます。そういうときには関係大臣間での協議を十分に行つて、そのような不都合が生じないように持つていきたいというふうな考へております。

るいなる補助金を出しております。例えば新機種開発促進とか周辺装置等の開発促進補助金とか、そういう種類のものを出しておりますが、そういうものを合計しまして約六百八十六億円。それから第四世代電子計算機の基本技術開発ということ

いなかっただこと、先ほどから申し上げておりましたように、ソフトウェアに対する国民全体の評価が十分でなかったということがあって、欧米諸国に比しておかれておるといことが言えようかと思ひます。

○西中委員 ことしの二月にIBMが汎用コンピュータ、シエラを発売した。間髪を入れずに日本のメーカーがそれを上回る機械を出して、非常に力強いのですけれども、ソフト面ではいまだとIBMのオペレーションシステムの方がどちらかといえはやはり上だ、こういうような状況です。先ほど私は政府の補助をお聞きしたわけですから、私もソフトに対する通産省としての取り組みもどうもハードほどではなかったのではないかと。初期の段階ではコンピュータ本体は言うに及ばず、部品、半導体その他の問題について、どうしてもそちらの方に力が入るとい事情はよくわかるのですけれども、ちょっとその辺のかじ取りがどうだったかなという感じがもしないわけではないのですが、その辺はいかがでしょうか。

か。それから、今おっしゃっておるクライシスを回避するために十分なる機能を果たすことになるのか、この辺はどういう判断をなさっておるか、伺っておきたいと思ひます。

で昭和五十一年度から五十八年度にかけて、具体的には大規模集積回路の開発とか基本ソフトウェア技術開発及び新周辺装置技術の開発というよりなもの五百十三億円。それから光応用計測制御システムの開発、これは昭和六十年まででございますが、これが百二十四億円。それから科学技術用高速計算システムの開発、これに約七十三億円。それから次世代産業基盤技術開発制度に対して約六十三億円。それから電子計算機基礎技術開発、いわゆる第五世代コンピュータでございますが、これは三年間分を合わせまして約百三十億円、そのような金額でございます。

○西中委員 トータルをお伺いしたかったわけですが、出ないようで非常に残念であります。

○木下政府委員 現在、コンピュータに対する需要、過去五年平均いたしますと約二〇%程度の割合で伸びておりますが、ソフトウェアに対する需要は、コンピュータの設置台数の伸びよりも上回っております、毎年二五、六%の伸びということになっております。

○木下政府委員 コンピュータープログラムをつくり出すにはいろいろな過程があるわけですが、最初から設計をしましてプログラムをつくって、最後はテストをして、うまく動かさなければテストした上で、それを需要家に渡すという過程がございますが、最初の設計段階の方は、なかなかその設計段階というか、こういう仕様でつくっていくというような段階は、やはり人間が物を考えなくちゃいけない部分が多いと思いますが、あととんどこコーディングをするとか、それから、できたプログラムがいわゆるバグがないかどうかというようなテストをするとか、そういう部門になりますと、機械化が非常にできやすくなる、そういう部門の機械化をコンピュータによって進めるといことはいたしますと、私どもとしては現在よりも四倍ぐらいに生産性を上げることができるといことではないかというふうに期待しておるわけでございます。

日本ソフトウェアがアメリカに比べて非常におくれておるといことはよく耳にするし、しばしば口にもするわけでありませうけれども、一体どのくらいおくれておるのか、そしておくれた理由は一体何なのか、この辺のところをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○木下政府委員 先ほど資料を項目ごとに御説明申し上げてまいりましたが、現在まで総額として、ハード関係で約千九百億円、それからソフトウェア関係で三百億円ぐらいの補助を昭和三十年代以降しております。

○西中委員 どちらへ参りましても、この需給のギャップというものは深刻な状況でございます。それだけにやはりこのシングシステムというものが、いわば起死回生の手段として何とかこのクライシスを回避しようというあらわれだるうと思ひますけれども、これが完成という程度完成といえますか、開発されて、生産性がどれくらい上がるのか。それから、今おっしゃっておるクライシスを回避するために十分なる機能を果たすことになるのか、この辺はどういう判断をなさっておるか、伺っておきたいと思ひます。

○西中委員 そこで、この開発は極めて難しい開発だといふように伺っておりますが、先行しておる国なり研究者なり、そういうものがあるんじゃないかと思ひますけれども、その辺の事情は

それから、我が国のソフトウェア開発が欧米諸国、特にアメリカに比して劣っている理由でございますが、我が国のソフトウェア開発につきましましては、近年かなりの進展は示しておりますけれども、まだ格差があるのは事実でございます。その理由をいたしましては、我が国のコンピュータ技術の歴史が浅いということ、それから市場におけるソフトウェアに対する評価が十分に行われて

たと思ひます。

○木下政府委員 私が先ほど申し上げました数字をちょっと訂正させていただきますと思ひます。千九百億円の内訳として、三百億円ぐらいのソフトウェアの開発の補助金を出しているということでございます。したがって、この金額から申し上げますと、千六百億円がハードに行つて、三百億円がソフトウェアに行つたということでございますから、金額的には確かにハードの部分が大きかったと思ひます。

○木下政府委員 日本全体でつくられるコンピュータプログラムが、全部この情報処理振興事業協会のこのシステムを利用するということになれば、観念的には百六十万人大い必要な技術者の数が、四分の一で足りるといことになるわけでございますが、実際にはそういうことは考えられないわけでございますけれども、ただ四倍に生産性を上げることができればソフトウェアクライシスの改善には相当に役立つといふふうに考へております。

ただ、私どもとしては従来からソフトウェアの重要性というものは十分認識しておりますし、特にコンピュータ自身を動かす基本的なソフト、いわゆるオペレーティングシステムの重要性というものは認識しておりましたので、昭和五十一年度から五十八年度の第四世代電子計算機の基本技術開発というものは、このオペレーティングシステムの開発の補助金も出しておったわけでございます。

○西中委員 次にお伺いしたいと思ひます。我が国のソフトウェア技術者は四十二万人と言われておりますけれども、いわゆるプログラマーの不足、これは各方面に深刻な悩みとなっております。この需給ギャップというものは、これはどういう現状にあるのか、そして将来の予測はどのようになさっておるのか、まず伺っておきたいと思ひます。

○木下政府委員 現在、コンピュータに対する需要、過去五年平均いたしますと約二〇%程度の割合で伸びておりますが、ソフトウェアに対する需要は、コンピュータの設置台数の伸びよりも上回っております、毎年二五、六%の伸びということになっております。

○西中委員 ところで、この開発は極めて難しい開発だといふように伺っておりますが、先行しておる国なり研究者なり、そういうものがあるんじゃないかと思ひますけれども、その辺の事情は

どうなっておるのでしょうか。

それから、そういう人たちと協力してやってくるといふことも一つの手だと思つていますが、その辺のところの状況を御説明いただきたいと思つておられます。

○木下政府委員 このソフトウェア危機という問題は、単に日本だけではございませんで、世界的に危機意識というものはあるわけでございます。アメリカにおきましても、同じようにソフトウェアをつくるのに大変に人手をかけているということ、それを自動化したい、機械化したいという意欲が非常に高いわけでございますが、これは非常に特定の分野でございますが、アメリカの国防省でも、国防関係に使っておりますソフトウェアの生産性を上げるために、いわゆるスターズ計画というふうな計画を進めているというふう聞いております。

そのようなことで、日本として始めようとしておりますこのシグマ計画に対しまして、各国としては非常に関心を持ってきております。

私どもとしては、このシグマ計画を進めるのは、単に日本の企業だけで、しかも日本のためだけにやるというのを考えておりませんので、もしその必要があれば外国企業の参加も求めるということも考えておまして、今のところ、アメリカのA.T.T.がこの計画に協力したいということも申し出ておられますので、そういう意味でA.T.T.との協力も進めたいと考えておりますし、また西独の、ちょうど日本のI.P.A.に当たるような機関からも、日本と一緒にやりたいというふうなことを言っておりますので、そういう機関とどのような協力ができるかを現在検討中でございます。

○西中委員 そこで、この開発の体制でありますけれども、I.P.A.ではどういふ体制でこの開発を行おうとしておられるのか、御説明いただきたいと思つておられます。

○木下政府委員 この法律が成立いたしましたときにシグマ計画をI.P.A.でやることができましたときに

は、シグマ計画推進本部というふうな本部をつくりまして、そこで一つの別働隊みたいな形でこの計画を推進したいと考えておまして、その本部には関係、協力する会社あるいは出資をする企業等から専門家を呼出していただいて、二、三十人ぐらいの組織を進めたいというふうな考えておられます。

○西中委員 これは本部をつくられて、その中に人を集めるという形になるわけですか。というのは、このシグマ計画というものは極めて高度の研究開発でありますから、人を集めるとなると、やはり民間会社の協力を要請しなければならぬ。その場合に、技術者としてはトップクラスの人を集めなければならぬということだと思つておられます。ですからこれは民間企業にとつてもなかなか負担のかかる話だそうで、やはりこの辺のところの運営はかなり考えていかなければならぬんじゃないかと思つておられます。もう一度御説明いただきたいと思つておられます。

○木下政府委員 確かにおっしゃいますように、こういう関係の技術者というのは、民間各企業にとつても貴重な存在でございますので、その方々に全部こちらに、事業協会の方に来ていただく仕事を進めるといふのは必ずしも適切ではないのかもしれない。

今度の法律改正の中では、業務の委託ができるような規定も入っておりますので、私どもとしては本部にはできるだけ、最低限の方々に集まっていたらいい、あとはその関係企業のそういう技術者の方々に多くその企業の中でこの事業に参加していただけるような仕組みを、関係企業の方々と御相談しながら考えていきたいと思います。

○西中委員 各企業ともトップクラスの技術者を手放すというか提供するということは非常に問題があつて、自分のところの商売の方に使いたい、研究に使いたい、当然だろうと思つておられます。この辺のところは十分な配慮が必要ではないかと思つておられます。

そこで、次に融資業務について伺つておきたいと思つておられます。この融資業務は、まず電算機の「共同利用のうち事業活動の効率化に特に寄与すると認められる態様の共同利用に用いられるプログラムの開発に必要な資金の貸付けを行うこと」ということになっておられますが、具体的にはどういふ条件で貸し付けをなさるのか、お伺いしておきたいと思つておられます。

○木下政府委員 この低利融資の条件でございますが、初年度の融資規模、全体としては十二・五億円ぐらいのものを考えておまして、金利といつたしましては五％程度、期間については三、四年を考慮しております。

○西中委員 こういうプログラムの開発に充てる資金でありますから、その性格上からいいますと、やはり時間がかかるという点、そして特に、この種の事業で融資を受けようとする方はいかにいうふうに思つておられますか。したがって、今条件がございましたけれども、もう少し手厚くして、据え置きを一年なり二年なり考えていくということも大事ではないかと思つておられます。

○木下政府委員 融資期間というのは、その融資の対象となる事業がどのくらいかかるかということとの関連において決まるものでございまして、こういうソフトウェアの開発については、三、四年というものであれば私どもは適切な期間ではないかと思つておられます。

それから、融資金利の点につきましては、五％も中小企業者に対しては高いんじゃないかという御指摘もありませんが、御承知のように、中小企業金融公庫や商工中金あたりが中小企業に貸しております金利は七％台でございます。もっと高い金利でございますので、私どもとしては、五％の金利ということになると相当優遇したもので

ないかと思つておられます。

○西中委員 この種の仕事というのはやはりリスクが伴つておるわけでございますから、普通の製造業とかその他と横並びで物を考えていくということは無理があるんじゃないかという気がしないわけではない。できれば御再考を願つておきたいと思つておられます。

○木下政府委員 今回の債務保証の対象の拡大は、従来やっておりますんでした一般企業、いわゆるユーザー企業におけるシステムエンジニア、プログラマー等、プログラムの開発に関する業務を行う人たちの技術向上のための教育研修の費用の融資のための債務保証でございます。保証の範囲は融資額の九五％、保証料は保証元本の〇・七％という条件を考慮しております。

○西中委員 今御説明もありましたけれども、いわゆるプログラム開発に携わる技術者の技術の向上のために教育研修、その費用に充てるんだ、そういう条件だ、こういうお話なんです。この場合の技術者というのは一体どういふ人を指しておるかということが明確でないと思つておられます。御説明いただきたいと思つておられます。

というのは、中小企業の場合ですと、二、三ヵ月訓練してそのまま第一線にはり出すというふうな、非常にレベルの低いところからほとんど現場に出しておるといふのが実情ですね。しかし、高度なプログラム開発に携わる技術者ということになれば、これは二年、三年とやはり経験を積んで出てくる、こういう技術者ですね。ですから、技術者といつたつて、今申し上げたようにわずかな期間で教育する、こういう技術者もあるわけなんです。これはどっちの方ですか、全部ですか、対

象は。

○木下政府委員 対象としては両方考えております。一般の企業でいわゆるプログラマーを初級のところから研修していくのに約二年ぐらいかかるそうでございますけれども、そういう研修を受ける方々のための資金の債務保証もございまして、それからもっと高度になってシステムエンジニア等、高度の技術を身につけるというための研修費用、両方を対象としたいと考えております。

○西中委員 もうちょっと確認しておきたいのですが、今のお話はよくわかりましたが、あくまでもこれは研修、教育費のための債務保証なのか、人件費補助的な性格はあるのかないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○木下政府委員 人件費に対する補助的な要素は全くございません。教育研修に対してかかる費用を借りるときは債務保証でございます。

○西中委員 今日まで債務保証を続けてこられたわけでありませうけれども、その実行件数は、どちらかといえば年々減少しているような感じもしないわけではございませんか、それは一体どういう理由によるか、お伺いしておきたいと思っております。

○木下政府委員 確かに御指摘のように債務保証の実行額というのは昔に比べて少なくなっております。これは、従来金融債の引き受けといたしまして、これをやっております、その金額とリンクしております。関係は、その金融債の引き受けの規模が縮小されてきたということもあって、全体としての債務保証額も小さくなってきたということが言えると思っております。ただ、その金融債とのリンクを最近取りましたので、今後は普通の市中銀行からの融資というより形のものに対する債務保証もできるような形になりますので、今後はまたこの制度の活用がふえていくと思っております。

それからもう一つ、原因としては、保証料率もありません。保証料率と融資金利を足したものの、いわゆる広い意味での金利負担、これが高いために利用がしにくいという面があったと思っておりますので、保証料率の点についても今後もし可能で

あれば引き下げる方向も検討してみたいと考えております。

○西中委員 そういった点の改善をひとつ十分やっていたらどうかと、もう一つ、債務保証の手続が非常に煩瑣だという声があるのです。今度は融資業務も加わるわけでありませうけれども、簡素化、迅速化、これが強く望まれておられるわけでありませうけれども、これに対して対応をどうお考えか、伺っておきたいと思っております。

○木下政府委員 従来は金融債の引き受けと関連がついておりましたために、手続上、通産省に個別の案件で聞いていくような形があったために非常に手続が煩瑣になっておりました。御指摘のとおりでございます。したがって、今後金融債との関連を切った形で運用したいと思っておりますので、すべての手続はIPAにゆだねて、通産省としては個々のケースについてタッチしないという形にいたしました。手続をできるだけ簡素化し、借りやすいものにしたというふうに考えております。

○西中委員 そういった点の改善を強く要望しておきたいと思っております。そこで今度は、ソフトウェアのおくれを取り戻すという意味も含めて、さらにはまた、これからの社会がいや応なしにコンピュータのといまいますか、情報通信社会に突入をじていくという背景から考えまして、学校教育という点でやはり問題が起きていると思っております。そういう点で、今後の学校教育をどういうふうにしていったらいいのかということ、これもいろいろ考えがあらぬかと思っております。

○木下政府委員 コンピューターが社会の各方面に利用されるようになってまいりますと、先ほど申し上げましたように、コンピュータの操作に従事する人あるいはソフトウェアをつくる人というわけで非常に広い範囲で人材が必要になってくるわけでございます。それと同時に、家庭にまでコンピュータが入

るといようなことになってまいりますと、コンピュータ自身をみんなが使えるような形になっていなくてはならないというふうなこともありまして、私どもとしては、学校教育の中でコンピュータの利用が読み書きそろばんみたいな形で今後使われるようになることを考慮した学校教育をやっていただきたいというふうな感じを持っております。既に、アメリカあるいはヨーロッパ等の一部の諸国においてはコンピュータを小中学校の教育課程に入れて教えているところもふえてきているというふう聞いておりますので、私どもとしては、文部省にお願いたしましたので、文部省の方でいろいろとこういう新しいコンピュータの教育問題等を前向きに検討していただくようお願いしております。

○西中委員 これは新聞のデータでありますけれども、正確かどうかはわかりませんが、我が国の場合、公立でありますけれども、小中学校三万六千校中、設置は四校だ、高校は五千二百校中、設置は三百八十校だ、大体七割、こういうような状況です。若干数字が違いますが、思われますけれども、極めて低い設置率であることは間違いないと思っております。一方アメリカでは、一九八三年まで、公立学校八万五千校中、約七割、五万六千校に三十三万台のコンピュータが入っております。一校当たり六台平均ということですね。一両年間に全米の全教室に導入される見通しと言われております。

このような義務教育段階へのコンピュータの計画的導入ということは、アメリカのみならず、カナダ、フランス、イギリス等の先進諸国、さらには韓国、シンガポール、フィリピン、インドなどの国々も、国の発展のためには不可欠の問題であるというふうに考えておられるように伝えられております。こうした世界の趨勢から見て、日本のおくれというものは深刻な問題として認識をしておるべきかと私は思っております。

そこで、この状況に対して、文部省は一体どういう認識をし、今この問題についてどうい

取り組みをしておられるのか伺っておきたいと思っております。

○遠山説明員 情報化社会が進展してまいりまして、今後の社会がいや応なしにコンピュータとのかかわりを要する社会になるということは十分考えられるところでございます。

そのような社会におきまして、学校教育のみがコンピュータと無縁ということはできないというふうな考えをしております。ただ、学校教育、特に小中学校におきます教育といえますものは、国民として必要な資質を培うという要請がございまして、また、児童生徒の知徳体の調和のとれた教育を展開する必要があるわけでございます。そのために、教育内容も基礎的、基本的なものに精選しているという現在の状況があるわけでございます。

したがって、学校におけるコンピュータ教育がどうあつたらいかということをお考えするにつかまされて、このような学校教育の目的に照らしまして、また、児童生徒の発達段階というものを十分考慮した上で、なおかつ将来における情報社会における適応力を身につける、あるいはその社会における力を発揮し得るような知識、技術をいかに身につけさせるかということは大きな課題というふうに考えております。

このために文部省では、去る二月に情報化社会に対応する初等中等教育のあり方に関する調査研究協力者会議というものを発足させました。ここにおきましていろいろな専門家の御意見も伺いながら、今後の学校教育におけるコンピュータ教育のあり方を含めまして、コンピュータ利用のあり方を幅広く検討していただき、それにのっとり対策を立ててまいりたいというふうに考えております。

えないと思いません。しかしながら、この種の問題は二十一世紀にかけまして、我々の年代ですとかなり抵抗のある問題でありませうけれども、まず水か空気ぐらゐの感でこれを処理していけるようなことではなければ、なかなか大変なことになると思ふのです。ですから、教育効果を高める上からいっても、職業の選択の拡大という面からいってもいろいろの要素を含んでおるわけでございますから、慌てる必要はないと思ひますし、拙速に陥つたらまずいと思ひますが、しかし、反面では世界の流れが教育面でもこの問題が非常に強くなつてきておるといふことを考えたときには、当面のソフトウェアアクライシスの問題にすぐ結びつけるつもりはありませぬけれども、しかし、二十一世紀を見たときには、大きなおくれになつたときには取り返しがつかないという感じも深くいたしておるわけでございます。これはひとつ通産大臣も、文部省の問題なんといふことじゃなくて、政府として強力な取り組みをするように、ぜひ力を尽くしていただきたいと思ふのですが、いかがなものでしょうか。

○村田國務大臣 コンピューターの問題をめぐつて学校教育の問題にお触れになって御質問いただきました。先ほど来、通産省の政府委員からも、また文部省の方からお答えがあつたわけでございますが、まさに考えてみますると、私どもの子供の時代、育つた時代のいわゆる読み書きそろばん、そして今の時代のコンピュータ、非常な時代の差があるわけでございますが、人間としての適応力という意味からいいますと、今の子供がコンピュータに対しては非常に速い適応力を持つておる、そろばんに対しては我々が非常に速い適応力を持つておる。頭の中で考える場合は、むしろ私どもの子供のころの方がはるかに速かつたのではないかと、いづれにしても西中委員御指摘のように、西歐社会においても、あるいはその他の国々においても、コンピュータに対応する二十

一世紀に向かつての教育といふことは本当に大切な問題でございます。したがつて、当面、教育の衝に当たる文部省は言うまでもありませんが、内閣全般としてそういう問題は情報化社会に対応する教育のあり方というところで考えなければならぬのでありまして、通産省の場合は産業を所管しておるわけでございますから、そういった将来の産業のあり方等も考え合わせながら御指摘の点にしっかりと対応していかなければならぬ、このように考えております。

○西中委員 時間が参りまして、あとソフトウェアの法的保護であるとか安全対策とかに触れたかつたのでありますが、以上で終わりたいと思ひます。ただ、今の問題で重ねて要望しておきたいのは、これは政府挙げての施策でなければならぬと思つております。とりわけ通産省としては、所管しておるだけに、学校にこういうものを設置するならば設置する者に対しては減免措置を考へるくらの、また、非常に価格の安いものを提供させるといふ強力な支援をやつていくんだというくらいのお取り組みをいただくように要望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○粕谷委員 これにて西中清君の質疑は終わりました。続いて、草野威君の質疑に入ります。草野威君。

○草野委員 初めに基本的な問題につきまして一、二お尋ねをしたいと思ひます。高度情報化社会への対応の基本的なあり方、こういうことであります。

今日、情報化の進展は、第四世代に達したコンピュータの発達、また、光ファイバー通信回線など通信網の普及、その接合による多種多様な利用形態等によりまして極めて目覚ましいものがあるわけでありまして、コンピュータの本格的導入はほんの三十年ほど前のことでございますけれども、産業界では既に、製造部門また事務部門はも

とより、流通販売部門にも及びまして、また、中央地方の行政、社会の各部門、さらには家庭まで及びつたわけでございます。このような情報化はますます進展の度を加えて高度情報化社会が構築されていくものだ、このように認識しているわけでございますが、本日も、高度情報化社会、こういう問題につきましてあらゆる角度からの議論がございました。私どもが観念的にとらえる範囲内におきまして、家庭生活、また社会経済全般に及ぼす影響ははかり知れない、こういうものであると思つております。

そこで、我々の世代以上の者はともかくとして、これから成長してくる若い世代の人たちにとつては、人間としてのあり方にまでいろいろの影響が出てくるのじゃないか、重大な影響があるのではないか、このように思われるわけでありまして、もちろんこうした問題は通産省だけの問題ではないと思ひます。しかし、通産省といたしましても、第五世代コンピュータの研究開発とかまたソフトウェア技術の開発、ネットワーク化の推進、高度情報化社会の構築への取り組みに当たりまして、常にこういうことを問題意識として持つて対処することが非常に重要ではないか、このように思ふわけでございますけれども、大臣の御見解をまずお尋ねしたいと思ひます。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○村田國務大臣 基本的な問題でございますからぜひお答えを申し上げたいと思ひます。今の時代を一体どういふ時代と考へるのかという問いかけに対して、例えば情報化時代だ、インフォメーションエイジだ、それからまた、電子工学時代だ、エレクトロニクスイアである、そういう規定の仕方があります。また、デジタルもしております。まさに私は考へるのでございませぬが、ジェームス・ワットが蒸気機関を發明して産業革命が西歐社会を基点として起こつた。考へてみますると、それは十八世紀の後半でありまして、から今から二百数十年前のことであります。そ

して近代国家が世界にたくさん成立をいたしました。ここへ来てまた世界を一変させるような新しい時代が到来しておる。それは何かと言へば、今申し上げたような電子工学時代であり、情報化時代である。まさに委員が御指摘になられましたように、二十一世紀まであと十数年でありませぬけれども、電子工学あるいはエレクトロニクス、情報化産業時代、こういう新しい時代の到来によつて地球の様相が一変しようとしておる、人間生活が一変しようとしておる、そういう印象を我々も肌で感じて居るわけでございます。

日本の場合は明治以来、農業社会に新しい近代国家としての工業が発展してきたわけでございますけれども、戦後四十年の発展というものは、昭和以前の発展を全く一変させるような形が出てきたわけでございます。したがつて、この高度情報化社会においては、社会のあらゆる分野を有機的に結合する情報システムが構築されておる、そして多様なサービスが提供されるなど、非常に大きな恩恵が期待されるわけでございます。

しかし、その実現のためには、ソフトウェア危機への対応でございますとか、電子計算機安全対策の推進などの解決しなければならぬ問題がたくさん存在すると同時に、情報化に対する国民的なコンセンサスの形成というものも不可欠になつてまいるのでございます。したがつて、御指摘のように、これは通産省だけで対応する問題ではございませぬけれども、通産省は特に産業社会というものに対応するといふ意味で極めて重要な役割を持つておる、そういう使命感を私は持つてございませぬが、今申し上げましたような認識の上で立つて今後とも健全な高度情報化社会の円滑な実現、国内そしてまた国際社会に向かつて努力をしてまいりたい、こういうような考え方でございませぬ。

○草野委員 情報化社会を迎えるに当たりまして数々の問題点を含んで居る、このことにつきまして大臣からも今お話があつたとおりでございますが、私はこういう観点からお尋ねをしたいと思ひ

ます。

それは、我が国の情報化は電子計算機の急速かつ順調な進展とは別に、従来とは違った異質の問題を今いろいろと抱えている。例えば、今お話のございましたソフトウェアコストの増大とか情報化社会の脆弱性の増大とか、また電子計算機の高度かつ多様な利用展開に伴う問題等、こういうものが挙げられているわけでございます。これらの諸問題は火急の対応を要するものばかりでございますが、従来とは異なった新たな視点に立った総合的な施策の展開が極めて重要なもの、このように指摘されているわけでございます。

このような状態で現状をそのまま放置しておく、高度情報化社会の実現の隘路となるおそれのあることは御承知のとおりでございますが、今日のような状況は情報化の初期の段階から既に予測をされて、またその対応について指摘がされてきたところでございまして、今日このような事態に至った要因等につきまして、政府のお考えを伺いたいと思っております。

○木下政府委員 ソフトウェア危機という言葉自身は、コンピュータを使い始めて割に初期のころから言われていたこととございまして、それは、コンピュータを動かすためにはどうしても人手をかけたプログラムをつくっていかなければいかぬということがあって、そういうようなことを言われておったわけでございます。

ただ、現実的な問題として危機の問題が、大きく取り上げられるようになりましたのは、一九七〇年代の後半ぐらいからかと思っております。そのころからコンピュータの利用がオンラインというところで通信回線を通じて広範に利用されるような事態ができてまいりまして、そのようなときからこのソフトウェア危機の問題というものが出てきたわけでございます。

通産省といたしましては、そういう問題意識は既に当時から持っておったわけでございます。ソフトウェアの流通促進というところで汎用プログラムの

流通促進あるいは技術者の養成というような施策を講じてきておりましたし、また第五世代コンピュータの計画自身も、第五世代コンピュータがソフトウェア危機に対応するコンピュータであるという認識のもとにそういう第五世代コンピュータの開発も始めてきたわけでございます。

ただ、最近に至りましてコンピュータが急速に社会各層で利用されるようになってまいりまして、ソフトウェアの需要が爆発的に増加しているというところ、それから反しましてソフトウェアの生産工程の自動化、機械化が不十分である、したがって、生産性も上がらないというような情勢ができてきておりまして、従来観念的に言われておりましたソフトウェア危機という問題が現実的な問題になってきたというふうな私どもも認識しております。したがって、それに対する対応策もできるだけ早く講じなければいかぬということになってきておると考えております。

○草野委員 そういう中で今回いわゆるシグマシステムがスタートしたわけでございますが、IPA協会はこのソフトウェアの振興の分野で唯一の国家的な機関でございます。民間の創意と自主性を十分に取り入れて昭和四十五年以来今日まで数々の事業を行ってきたわけでございますが、その業務の実績につきまして政府としてはどのような評価をなさっていらっしゃいますか。また関係業界のIPAに対する評価、こういうものにつきましてもどのように受けとめられていらっしゃいますか。この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○木下政府委員 情報処理振興事業協会は、ソフトウェアの開発あるいはソフトウェアの普及、それからソフトウェアをつくり出す企業に対する債務保証というような事業を行うことによつて、専ら情報処理の分野におけるヘッドではないソフトウェアの部分を担当してそれを助成、促進する役割を担って活動してきたわけでございます。それで、法律ができて十五年たつわけでございます。例え汎用ソフトウェアの開発についても二百一

十五本というものを教えておりますし、最近におきましてはその開発されましたソフトウェアの普及も徐々に率が上がってきているというふうな状況でございます。

ただ、発足当初、汎用プログラムというものの焦点を置いてやりました開発事業、普及事業というものは、汎用プログラム自身に対する世間の評価がまだ十分ではなかったというふうなこともあり、またソフトウェア会社のプログラムの開発についての技術力が十分でなかったというふうなこともありまして、できたものは十分に普及されないう時代が続いたわけでございますが、最近に至ってはそういう汎用プログラムの有用性が十分に認識され、また十分に価値のあるプログラムがどんどん開発されてきているというふうなことが水準の向上には大きく貢献しているというふうな考えております。

○草野委員 この信頼性の問題とか技術開発の問題でございますけれども、非常に向上してきて、また汎用プログラムの流通のおくれにつきましても、従来に比べるとこれも非常によくなつてきておる、こういうような今お話をございまして。しかし、これらの問題についてはまだまだ力を入れて取り組んでいかなければならない部分がたくさんあるかと思っております。特に今回のシグマシステムの中で、ソフトウェアの上級技術者の育成、これに力点が置かれていないか、このように思いますけれども、この技術者の養成の問題につきましても情報処理技術者試験制度、これが行われておるわけでございますが、現在ではどのような形でこれが行われているか。また第一線の技術者が合格しにくいとか、また合格後のフォローがないため、せっかくの技術試験が陳腐化するとか、このような問題が指摘されているわけでございますけれども、これらについてはどのように対処されようとしておりますか。

○木下政府委員 現行法におきまして、情報処理技術者試験を政府が行うというふうな規定がありまして、それに基づきまして昭和四十五年から毎年試験を行ってきておるわけでございますが、最近においてはその情報処理技術者試験に応募する人の数も非常にふえまして、五十九年度では十七万五千人、前年度比二〇・七％という大幅な増加を示してきております。累計といたしましては、四十五年以来九十七万四千人の人が応募してきております。

合格者でございますが、実際業務に従事しておる人たちがこの試験を受けるのは非常に難しいじゃないかという御指摘でございますが、最近合格率が約一五・六％というふうなことでございまして、五十九年度の合格者は二万人、累計の合格者は十万人というふうなことでございまして、昨年の合格率は、その応募率が二〇％の増に対して合格者の伸びは三四・八％ということでございます。この試験制度に対する関心が高まると同時に、やはりその技術力を高めている技術者が全国的に広がってきているということが言えるのではないかと申し上げます。現在、試験しております場所は九カ所でございますが、六十年度以降は希望が非常に多ございまして、地方都市にも試験の場を多うございまして、各地におけるそういう技術者の方々の便宜を図り、この制度の充実を図っていきたいというふうな考えております。

○草野委員 この試験制度の現状につきましては今局長から御説明があったとおりであろうと思っておりますが、問題点として第一線の技術者が合格しにくいとか、その合格後のフォローがないためにせっかくの技術、知識が陳腐化する、こういう問題が指摘されているわけですね。この点のお答えがなかったようですので、もう一度ひとつお願いいたします。

○木下政府委員 確かに合格率が一五・六％というところがございますから、現場で従事している人だから受かりにくいということじゃなくて、全体として非常に試験の合格率が低いということではないかと思っております。私どもとしては、やはりある

レベル以上の技術を持った方じゃないと、合格率を上げるために試験の制度をやさしくするということも適当ではないと考えておりますので、現在の技術水準を維持しながら別途教育等も実施して、その合格する人たちの努力に報いるような形に今後持っていきたいと考えております。

情報処理開発協会におきまして研修センターというのがございますから、私どもとしては、そういう研修センターを利用していただいで大いに技術の向上に努めていただく、あるいはそれ以外の各種の専修学校等で最近ではコンピューターの技術者の養成等もやっておりますので、そういうところでできるだけ系統的に勉強していただいで高いレベルの技術を習得し、この試験に合格していただくように持っていきたいというふうに考えております。

○草野委員 じゃ今度は、ソフトウエア危機という問題につきまして先ほど来いろいろと議論がございました。

通産省の予測によりますと、ソフトウエアに対する需要が年率二六%増加するにもかかわらず、供給の方はせいぜい一七%ぐらいの伸びしか期待できません、こういうふうになっているわけでございます。そして六十五年度には六十万人の技術者が不足する、まさにソフトウエア危機である、このように指摘されているわけでございますが、このようにな状況を生じた背景には我が国のコンピューター業界の特殊な事情がいろいろと存在するものと思うわけでございますが、いわゆるソフトウエア危機を招いた背景、こういうものについて通産省はどのように考えておられますか。

○木下政府委員 ソフトウエア危機等の問題というのは単に日本だけの問題ではございませんで、アメリカを初めとして世界各国において同じような問題点が指摘されておるわけでございます。したがって、コンピューターが今のようになコンピューターである限りにおいては、コンピューターの利用が高まっていけば当然ソフトウエアに対する需要も高まって、そのソフトウエアの生産が

うまく自動化できない限りにおいてはそこで人手が足りなくなるといふ問題は必然的に起こってくる問題かと思っております。

最近特に日本においてこの問題が深刻に受けとめられ始めましたのは、具体的にコンピューターを注文し、ソフトウエアを注文しても二年くらい待たないと実際にソフトウエアができてこないというふうな事態もよく指摘されるようになってまいりましたし、またコンピューター会社あるいはソフトウエア会社で人を集めようと思ってもなかなか必要な若い人たちが集まらないという事態になってきたということもあって、そういう点の認識が急速に高まってきていると思っておりますが、これは反面、今先生の御指摘にありましたように、コンピューターの利用が毎年二〇%という非常に高いペースで高まってきているということが根本にあるかと思っております。したがって、今のようなままではいけば、ソフトウエアの面から供給がなかなか難しくなると、全体としての情報化のペースをおくらざるを得なくなるといふことになるのではないかと考えております。

○草野委員 この問題は日本だけの問題ではない、世界的な問題であるということでございますが、先日の資料の中で、米国のBWBチームの研究によりますと、八五年にはソフトウエアの割合は八割に達する、このようになっていくわけでございます。我が国の場合、この比率は将来どのようになりか、このように予測をされていらっしゃいますか、この点が一つ。

それからもう一つは、汎用ソフトウエアの普及率は日本は五%である、アメリカの場合には五〇%、このように言われているわけでございますが、今後はこれがどのように変わっていくか、この二点についてお尋ねをいたします。

○木下政府委員 アメリカにおいて情報処理コストの中で占めるハードとソフトの割合が徐々にソフトの割合が高まる方向に向かうという図は非常に世間で一般に使われておるものでございまして、これは一方で、ハードウエアの方が半導体のコ

スト低減によって値段が下がっていくということに反しまして、ソフトウエアの方は人手を使うために人件費が上がればコストはどんどん上がっていくというところの結果と、それからもう一つは、コンピューターのシステム自身が非常に複雑になってまいりますと、機械をつくるよりもむしろソフトをつくるためにますます手間がかかるようになってくるという事情を反映したものだと思っております。

それから、そういうようなことでアメリカではソフトの割合が八割に達していると言われておりますが、その八割に達しているものの中でもいわゆるユーザーサイドでメンテナンスのために必要なコストがまたその六、七割に達しているということもございまして、ソフトウエアの負担は単にメーカーやそのソフトウエア産業の問題だけじゃなくて、ユーザーにおいても大きな負担になってきております。これは現実には、日本においても銀行等においてそういう関係が非常に大変になってきたという認識が高まってきているのはそれをあらわしていると思っております。

ただ比率的に見まして、日本とアメリカと比べてどうかという御質問でございますが、日本の方がまだややソフトのウェイトが低いということはあるのじゃないかと思っておりますが、それでも三分の二くらいは既にソフトのウェイトになっておるかと考えおきいただいでよろしいかと思っております。それから、汎用ソフトウエアの比率でございますが、アメリカの場合には五十数%がいわゆるパッケージソフトということ、汎用ソフトウエアでございます。ところが日本では五%に満たないということをお尋ねしております。この事情は、日本においてはコンピューターを導入する人たちは特別な目的を持って導入するものですから、したがってソフトも注文生産によってつくったものを使いたがるという傾向が従来からずっとあったわけでございます。ところがアメリカの場合には、比較的他の会社で使っているものであっても、それが非常に有効であれば自分のところで使

う。しかもその方がはるかに安いということであればそちらの方に向かうわけでございますが、日本の場合にはコンピューターというのは何か非常に特殊なものと考えられていたために、いわゆる注文生産のソフトウエアが非常に高かったわけでございます。しかし、ソフトウエアの生産コストが非常に高くなってまいりますと、今後はソフトウエアの利用も、従来型のオーダーメイド型から汎用型にどんどん変わっていくのは必然の趨勢ではないかと思っております。

○草野委員 協会の理事長さんにおいてをいたしておりますので、若干質問をさせていただきます。IPAでは、今もお話ございましたように先進的、汎用的プログラム、これを三月末までに二百二十五本開発してきた。今までの開発費用は百四十一億ですかに上るといふお話も先ほどございました。

そこで、大変具体的な問題で恐縮でございますがお尋ねをいたします。一本当たりの開発費はどのくらいになっておりますか、また最高、最低、平均、これはどのくらいになっておりますか。

○安達参考人 申し上げます。

御質問の一本当たりの開発費でございますが、これは五十七年度から五十九年度まで三カ年間の平均で出してみましたが、特定プログラム一本当たりの開発費は四百六十万円でございます。同時にそのときに中小企業向けのプログラムは二百六十万円になっております。

それから、最高開発費でございますが、特定プログラム一本につきましては一億二千二百万円、中小企業向けのプログラムにつきましては五千四百万円でございます。

それから、最低開発費は一本の特定プログラムで千三百万円、中小企業向けのプログラムで千二百万円となっております。

○草野委員 平均はどうですか。

○原田参考人 お答え申し上げます。

平均は、この最近三年間の平均で申し上げます

と約四千万円でございます。ただ中小企業向けのソフトウェアにつきましては五十八年度から別な形でやっておりますが、その中小企業向けのものだけを取り出しますと平均二千六百万円、そういう状況になっております。

○草野委員 中小企業向けの割合はどのくらいになっておりますか。

○原田参考人 五十八年度から新しくできた制度でもありませんが、まださほど大きなウェイトを占めておりませんが、全体の開発本数の中で約三割程度のウェイトを占めております。

○草野委員 二百二十五本、二百二十五テーマといいますが、これを現在まで開発をされてきたわけでございますが、この二百二十五のうち何テーマぐらい現在まで販売といえますか普及といえますか、されたのですか。

○原田参考人 現在まで二百二十五テーマ完成したわけでございますが、そのうち、まだ開発したばかりで販売活動に入っていないものもございまして、それを差し引きますと現在までに販売されたプログラムの本数は百八十八テーマでございます。

それから、先ほど私、中小企業のウェイトを三割と申し上げましたが、大変失礼申し上げました。中小企業向けの開発本数は三十本でございますが、したがって二百二十五本中約一三％でございます。

○草野委員 それから債務保証業務につきましてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来いろいろ質疑がありまして、手続が非常に複雑であるとか、もっと簡素化できないかというふうな議論もございましたので、まずその点が第一点。それから保証料を含む金利は市中金利と余り変わらないというように指摘されているわけでございますが、その保証料につきましても現在引き下げの検討をされているようでございませうか、どのくらいまで下げる予定でございませうか。

○原田参考人 まず債務保証関係の手続でござい

ますが、私も、債務保証を行う場合に実態を見ておきますと、ソフトウェア業者に対するいろいろな指導面がどうしても出てまいります。そういう点も含めて手続が複雑と申します。そういう程度の手続が必要になってくるわけでございます。すけれども、今後とも諸手続の簡素化につきましても、例えば必要な書類につきましても本場に必要書類、ぜひとも必要な書類に限定するとか、いろいろ工夫を凝らしまして、なるべく手続を簡素なものにしていきたいと思っております。

それから保証料の引き下げの問題でございますが、これは協会の収入といった問題も片やあるわけでございますが、これは通産省ともよく相談をして今後どの程度の保証料の引き下げが可能になるか、よく検討してまいりたいと思っております。

○草野委員 保証料の問題につきましては、先ほど通産省の方で保証料の引き下げを検討しているというふうなお話もございましたのでお尋ねしたわけでございますが、ぜひとも早急に検討していただきたい、このように思うわけでございます。

それから、新規事業として資金の貸付業務を開始されるわけでございますけれども、この貸付業務はどの部門でやりになるわけですか。

○原田参考人 現在信用保証を担当しております信用保証部で担当することになると思っております。

○草野委員 このIPAの組織を見ますと、総務部、開発振興部、信用保証部、技術事業部、職員部の数は全部で四十六人になってるわけですね。新規の貸付業務でございますけれども、信用保証部におきましては役付の方が三人、業務第一課、第二課で合わせて五人というふうな陣容になっておられると思うのです。このくらいの陣容で果たして新規の貸付業務ができるのかな、大丈夫かなという気がするわけでございますが、この点はいかがでしょう。それからもう一つは、委託業務にしてもよかったですのじゃないかな、このようにも思った

わけでございますが、委託業務にしなかったその理由もあわせてお尋ねしたいと思います。

○原田参考人 従来から私も信用保証業務を十数年実施いたしております。したがって、融資に関する審査業務につきましても相当の実績、経験を持っております。私も当面は、一応新規事業全体につきましても二名程度の増員が認められているわけでございますが、その範囲内で十分に対応できるのではないかと思っております。なお、今後この業務が拡充していきます場合には、当然その体制の整備強化につきましても私も努力をしていくつもりであるわけでございます。

それから、委託か直接かということでございますが、私も是非こういう非常に政策的に申し上げますが、政策的に強い融資につきましても直接に融資をする体制をとった方がよろしいのではないかと考えております。

○草野委員 シグマシステムがスタートするわけでございますけれども、IPAとしてこのシステムがスタートした場合どんな形でこれを進められるのか。それから当然これは企業からの研究員の派遣という問題もあると思えますし、企業からの出資、出資金という問題もあると思えますけれども、この辺は今の段階でどのようにお考えになっておりますか。

○原田参考人 このシグマシステムは関係業界の総合的な力を結集いたしましたので、できるだけ立派なものをつくっていきたいと思っております。そういう意味におきまして、この協会の中に開発本部といったようなものを設置いたしました。そこには関係の業界からできるだけ優秀なスタッフに意向していただきまして、そこが核になりまして基本的な計画をつくったり全体の作業の進捗の管理を行う、こういったような体制を進めてまいりたいと思っております。

また、出資、出捐につきましては通産省ともよく相談しながら進めていくわけでございますけれども、ユーザーあるいはソフトウェアあるいはハードメーカー、なるべく広い業界から御協力を

得たいと考えております。

○草野委員 今の研究員の問題と出資、出資金の問題につきましても通産省からお答えいただいたと思っております。

もう一つ最後に伺いたいことは、六十五年度から運用が開始されるわけでございますが、そうするとIPAの中央処理センターと全国のネットワークが端末で結ばれます。その場合、例えば六十五年度なら六十五年度の場合、予想される端末機の数はどのくらいか。それから、その際の使用料はどの程度になるのだろうか。この辺の見通しについておわかりでしたら御説明いただきたいと思っております。

○木下政府委員 六十五年度から構築されましたシグマシステムの運用が始まるわけでございますが、当初私どもとして端末として予想してありますのは五千台ぐらい、将来はそれを一万台ぐらいの規模まで広げていくとも考えております。

シグマシステムの使用料につきましては、まだ具体的にシステムができておらない段階でございまして検討もしておりませんが、端末機器一台当たり百万円を超えるようなことにはならないようにしたいというふうに考えております。

それで、使用料の取り方でございましてけれども、加入料に相当する固定料金と、それからシステム使用料に相当する従量料金との組み合わせになるというふうなことで考えておまして、最初うらと電話と同じような格好で固定料金をいただき、あるいは度数料金を時間に応じていただくというふうな形で運用していくことになるのではないかと考えております。

○草野委員 じゃ、次の問題に移りたいと思えます。参考人の方、どうぞ、結構でございます。

次に、政府は産業の情報化につきまして、本改正案の成立によりましてビジネスプロトコルの統一だとかデータベースを含む共同企業間システム構築に積極的に対応を現在しようとして

わけでございますが、そこではきはきは参考までに伺いたいわけでございますが、政府の各省庁また地方公共団体、こういうところでも現在コンピュータの利用が急速に進んでいるわけでございますが、情報処理コストも当然急増化しているわけでございます。そういう中で、プロトコルの統一だとかまたプログラム等の統一、基準化、こういうことも当然考えていらっしゃると思っておりますけれども、これらにつきまして現在どのようになっているか、また中央省庁におけるアプリケーションプログラムの保有数、こういうものもおわかりになりましたらひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○浦野委員長代理 安達参考人には長時間にわたり御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

○木下政府委員 昭和五十九年度におきまして、地方公共団体で電子計算機関係に要しました経費は約二千億に達しております。非常に広い範囲でコンピュータを使った情報処理が行われていると考えられます。

それから、中央省庁でアプリケーションソフトがどのくらいあるかという御質問でございますが、ちょっと私も手元にその資料を持っておりませんので今すぐにはお答えできません。

○草野委員 自治省においでをいただいておりますので、若干質問をさせていただきます。地方公共団体におけるコンピュータの利用状況、その概要につきまして何点かお尋ねをさせていただきます。

まず第一点は、利用団体数それから利用台数それから経費、職員状況及び最近の利用態様の特徴などにつきましてまず承りたいと思っております。

○後藤説明員 コンピュータの利用状況につきまして、昭和五十九年四月一日現在における全地方公共団体、都道府県四十七市町村三千二百七十八でございますが、それを対象にいたしましたコンピュータ利用状況調査によりましてお話し申し上げたいと思っております。

まず、利用団体でございますけれども、都道府県は全団体が導入利用団体になっております。市町村の場合には、導入利用団体が千四百八十八団体、委託利用団体が二千八十一団体、合わせまして三千二百六十九団体が利用団体になっておりまして、全市町村の団体数に対して九五％を超える現状になっております。

それから、利用台数でございますけれども、現在二千二百七十三台、大型が二百六十五台、中型が七百五十五台、小型が七百三十九台、超小型が五百五十四台でございます。ここ一年間で三百二十二台、一六・五％の伸長を示しております。

それから、経費でございますけれども、五十九年度の当初予算額で申し上げますと、千九百二十六億八千四百万円になっておりまして、前年度に対して一五・三％の伸びになっております。

それから職員数でございますけれども、所属職員数が九千四百二十二名、それから委託先であるソフトウェアハウス等からの派遣要員、これが二千三百八十六名でございます。合わせて一万一千八百八十八名となっております。

それからアプリケーションプログラムの数でございますけれども、都道府県の場合には、五十九年三月三十一日現在でございますけれども、十八万三千五百二十九となっております。市町村の場合には六十万二千九百九十でございます。合わせまして七十八万六千五百九十九になっておりまして、ちょうど五十八年度中の一年間で十一万八千九百二のアプリケーションプログラムが増加しております。

それから最近の傾向でございますけれども、統計とかあるのは税務事務とか、こういった大量定型業務、これは都道府県の場合にはほとんど全部手がけております。市町村の場合にはほとんどの市町村でこれを手がけておりまして、最近におきましては財務管理等のいわゆる管理的業務です。ね、そういう方向に処理業務の対象が移ってきております。それからオンラインシステムとか、いわゆるデータベースシステムあるいは漢字情報処

理システムといった電算機の高度利用、こういうものを図る地方公共団体が増加する傾向になってきております。

○草野委員 私どもは日常例えば区役所へ参ります。住民登録票だとかそれから印鑑証明だとか、こういうものももう場合が多くあるわけでございますが、何しろ昔と違って最近では、もう行けば窓口ですぐ渡してもらえ、こういう状況に今なっているわけですね。今のお話を伺いまして、これはやはり地方公共団体のほとんど全部が、九十何％だというお話でございますが、ほとんど全部が今コンピュータを利用して、この結果

だろうと思っております。

そこで例えばアプリケーションプログラムです。ね、七十八万、都道府県と市町村で現在持っているというところでございますが、ともかく地方公共団体が処理すべきこととされている事務の多くは、全部これは法律で定められているわけですね。したがって、その業務内容というものはほとんど似ているわけですね。印鑑証明一つもらっても、全国どこへ行っても大体同じようなものがもたえるわけでございますが、違うのは判が右に押してあるか左に押してあるかくらいの違いでございます。ほとんど同じようなものが統一されているわけですね。しかし実際にそこで使われているコンピュータのソフトウェアだとかプログラム、これはもう全然ばらばらである、こういう現状ですね、たしか。そこでいろいろ問題もあらうかと思っておりますけれども、このソフト、プログラム等につきましては、やはりこれから早急に統一化また基準化、こういうものを推進をして、地方公共団体におけるいわゆる二重投資、こういうものを避けるべきじゃないか、こういう方向で検討すべきじゃないか、このように私は思いますけれども、いかがでしょうか。

例えばこういうこと、推進が地方自治体に対する中央政府の介入、こういう問題になるのかどうか、また業界の利害関係にも大きな影響を及ぼすようなことがあるのかどうか。さらにまた、私は

こういう問題につきまして、これは地方行革の推進の立場から検討すべきじゃないか、こういう考え方も持っているわけでございますけれども、そこら辺につきましてあわせて御答弁をいただきたいと思っております。

○後藤説明員 先生御指摘のとおり同種の地方公共団体、都道府県なら都道府県、市町村なら市町村でございますが、同種の地方公共団体におきましては、その人口規模等にかかわらず、ほぼ同様の行政事務を行っておるわけでございます。したがって、地方公共団体が使用するコンピュータのソフトウェア、プログラムにつきまして、各団体の計画に基づいてそれぞれ独自に開発しているといったような問題もございまして、標準的に規格化されたものを普及することによりまして、できる限り二重投資を避けることというように検討をしまして、経費節減を図るというように検討する必要があるものと思っております。このように見地から御指摘の御趣旨に十分留意いたしまして、最後に御指摘ありましたような地方行革等の問題もございまして、今後とも地方公共団体の事務処理の効率化、情報管理システムの構築等、経営の近代化、効率化といったものに一層努力してまいりたいというふうに考えております。

最後にありましたような、地方自治に介入するようにならぬかということでございますけれども、こういった技術的なことにつきまして標準化等をして、その経費節減に配慮できるように協力していくということにつきましては、そのようなことではないかというふうに思っております。

○草野委員 これは大臣にお尋ねする問題じゃないと思っておりますけれども、地方公共団体だけではなくて中央省庁という問題も当然出てくると思っております。そういうことで、もしこの問題について何か御感想がございましたらひとつお答えいただきたいと思っております。

○木下政府委員 情報処理の問題は、今先生から御指摘ありましたように単に企業の問題だけじゃ

なくて、コンピュータを使っております地方自治体あるいは中央官庁の場合も同じ問題があるかと思ひます。今自治省の方からお話ございましたけれども、同じような仕事をやっています、プログラムが別のプログラムであるためにプログラムの開発費が二重、三重になっているんじゃないかという御指摘は、確かにそういう面もあるかと思ひます。これは一般産業についても同じようなことがあるわけでございますし、また中央官庁についても場合によっては、似たような仕事をやっているのに別々の役所が別々にコンピュータ会社プログラムを要求してそれをつくらせているということもあろうかと思ひます。それはすべて重複投資の問題とも絡む問題でございます。私どもとしてはその汎用プログラムの普及という精神は、こういう官庁のコンピュータシステム、あるいはプログラムを導入する場合においても同じように生かされていくべきだし、生かすことによつて地方、中央を通じて経費の節減を図っていくという事は極めて重要なことだと思ひます。したがって、今後通産省といたしまして、コンピュータやソフトウェアを担当している役所といたしまして、こういうプログラムの汎用利用というものを大いに進めるようにいろいろと施策を考えていきたいと思ひます。

○草野委員 最後に、ソフトウェアに対する法的保護の問題につきまして若干お尋ねをしたいと思ひます。
この法的保護の問題につきましては、過日、通産、文部両省は著作権法改正ということで基本的な合意を見た、このように伝えられているわけでございます。文部省にお尋ねをしたいと思ひます。著作権法の改正法案につきましては今国会に提案をする用意があるのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○岡村説明員 コンピュータープログラムの著作者の権利の保護のあり方につきましては、通産省とお話し合いを続けてきておたわけでございますが、このたび、著作権法による保護でいくという

こと、及び今国会にそのための著作権法の改正案を提出するということにつきまして御理解をいただいた次第でございます。私どもとしては急遽の作業ということになるわけでございますが、全力を尽くしまして今国会に提出したいというところで今立案作業を進めている最中でございます。
○草野委員 この問題をめぐりましてかなりのいろいろな議論があったわけでございますが、これは国際問題とも非常に重要ななかり合いを持っておりまして、きょうはその背景などについてまず通産省にお尋ねをしたいと思ひます。
このコンピュータのソフトウェアのいわゆる「ユネスコ合同専門家会合」につきまして、その結果では、このソフトにつきましては著作権で対処する、これが世界の大勢になっている、こういうような報道がなされているわけでございます。しかし通産省からいろいろいただきました資料を読んでみますと、世界各国確かに著作権を認めている国がたくさんございますけれども、著作権法による保護を認めつつも、それで対処できない問題を指摘する国がかなりあった。このようになっているわけでございます。

そこで我々、ユネスコとして世界のはとんどの国が、大勢が著作権を認める、こういうふうな報道されている面、それから、しかしそういう中で著作権を認めつつもそれで対処できない問題もかなりあるんだという通産省の意見、こういうところを含めて、この背景等につきまして通産省の御見解をひとつ承りたいと思ひます。
○村田国務大臣 コンピュータープログラムの法的保護の問題は、昨年四月二十七日の経済対策閣僚会議における「より良い権利保護の在り方につき、国際的調和にも留意しつつ更に調整を進めるものとする」という決定を受けまして、通産省としては、本問題に係る国際的秩序形成に我が国が積極的に貢献するという立場に基づいて、内外関係者との調整を精力的に行つたわけでございます。このほど、WIPO、世界的所有権機関に

おける検討状況等に留意しながら、本問題の処理の緊急性にかんがみ、次のような対応を図ることとして文部省とも合意に達したわけでございます。
その一つは「コンピュータプログラムのより良い権利保護の在り方については、今後とも中長期的観点から両省で協力して、国の内外の場において検討を続ける」ということ。それで、特に使用についての権利保護、保護期間の問題等があった。それから二に「当面の対応としては、著作権法の改正によりコンピュータプログラムの保護を図ることとし、著作権関連条約の範囲内で通産省の主張を極力盛り込むこと。」、こういうことで合意をしたわけでございます。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕
実は、ことし二月十日、十一日と京都で開かれました四極貿易大臣会議のときに、この問題に關しましてブロック・アメリカ通商代表から、ぜひ著作権法の改正でいってこれという強い御要望がありました。そして、これは委員御指摘の点とまさに一致すると思うのでございますが、著作権法で保護される期間が非常に長いわけでありまして、五十年であります。コンピュータ法だと言期間が短いわけでございますので、そういうブロック通商代表とのバイラテラルの会議、私非常にこれを重要視いたしました。文部省との対応その他につきましても、先ほど申し上げたような決定で結論を出しまして、そしてブロック通商代表とも連絡をとりまして、アメリカとしても日本のその決定に非常に感謝いたしますという親書が私のところへ参りました。

これはアメリカの対応でございますが、先ほど申し上げた世界的所有権機関のいろいろな検討状況その他から見ますと、やはりこの方法で現在はいくのが正しい考え方であるということで、先ほど文化庁からもお答えがございましたが、決定を見、この国会に著作権法の改正を出す、こういうことになっておるわけでございます。
○草野委員 時間も参りましたので、通産省にまだいろいろお聞きしたいのですが、これで終わり

にしたいと思ひますが、ただ文部省に最後に一点だけお尋ねをしたいと思ひます。
定義の問題でございますが、この著作権法が保護してきた著作物ですね、著作者の思想また感情が他の人間に知覚され、その精神活動に影響を与えるような表現を持ったものである、我々としてはこういうような考え方を持っているわけですね。この定義について、これから当然その改正法案の中で定義というものがきちっとされると思ひます。この定義というものが明確でなければ、これからのいろいろな面で混乱のもとになると思ひますので、この定義というものがきちっと明瞭に定めていただきたいと思ひます。
そこで、本日に恐れ入りますけれども、きょうは、最後にこの点だけお答えいただきたいたいと思ひますが、例えば、コンピュータソフトウェアを構成するものもろの要素がございませうけれども、その諸要素の定義についてどのようにお考えになっておるか。また、広義の意味におけるコンピュータプログラムの、三つのカテゴリーに分かれておると思ひますが、その三つのカテゴリーにつきましてどのような御見解を持っていられるか、これについてお答えをいただきたいたいと思ひます。

○岡村説明員 定義の点につきましては、先生の御指摘も踏まえまして、できるだけ紛れのないような定義にすべく、今全力を挙げて立案作業に取り組んでおるところでございます。
なお、三つの要素ということにつきましては、ちょっと私理解しかねる点がございませうものですから、恐縮でございますが、三つの要素というのは何でございますか。

○草野委員 時間も過ぎましてあれですから、きょうはこれでやめたいと思ひますけれども、この定義についてやはり明確にしてみらなければ、本日にいろいろな面で混乱すると思ひます。恐らく今国会で改正案を提出ということになりますと、文教委員会でも当然この問題についての議

議

論がされると思ひますので、またその場を利用させていだいて質問をしたいと思つておりますけれども、この問題については、ひとつ十分に慎重に取り組んでいただきたい、このことを要望いたしまして、質問を終わりにさせていただきます。

○粕谷委員 これにて草野威君の質疑は終了いたしました。

続いて、宮田早苗君の質疑に入ります。

○宮田委員 まず最初にお聞きいたしますのは、この法律は情報処理振興事業協会等に関する法律ということになっておりますが、内容を見てみますと、振興事業協会の事業そのものが相当重要視されておるにもかかわらず、協会はのけて、情報処理の促進に関する法律、こういうふうに改められたわけでございますが、その理由をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○木下政府委員 四十五年はこの法律が制定されましたときに、今御指摘のような名前が法律ができたわけでございますが、内容は、法律をこらへになりましておわかりのように、情報処理振興事業協会の業務、組織等を決めました部分が後ろの方にございまして、その前に、電算機の高利用等と、電算機の利用に関する計画をつくる部分等があるわけでございます。

○宮田委員 次に、法律の条文について二、三お伺い申し上げます。

○木下政府委員 昭和四十五年この法律が制定されたときに、電算機の利用を大いに進めるべきだという意識では今と同じであつたわけでございますが、利用が非常に限られた範囲内で行われていたこと、利用の促進をすゝめたい、促進そのものが必要であると考へられたために、「電子計算機の利用」という言葉を使つたのだと私も考へております。

○木下政府委員 昭和四十五年この法律が制定されたときに、電算機の利用を大いに進めるべきだという意識では今と同じであつたわけでございますが、利用が非常に限られた範囲内で行われていたこと、利用の促進をすゝめたい、促進そのものが必要であると考へられたために、「電子計算機の利用」という言葉を使つたのだと私も考へております。

このたびの改正案におきましては、三条の二の規定を入れまして、「電子計算機の連携利用に関する指針」を追加することになつたわけでございます。また、その従来からありました「電子計算機利用高度化計画」という規定と相まって、今後の情報処理の促進を図る上での指針をつくりたいという意味で、電子計算機利用高度化計画のつくり方、当然この連携利用の指針を頭に置いたつくり方になつてこようというふうなことで

でございます。これらの改正を考慮いたしますと、従来の題名が必ずしもそれにそぐわなくなつたという面がまずあるかと思ひます。

それと同時に、法律制定された後十五年間における情報処理の進展に伴ひまして、電子計算機利用高度化計画あるいは情報処理技術者試験の制度というふうなもの役割が高まりまして、そういうふうな施策自身が定着化してきたというこ

とでは言えると思ひますので、従来の「等」ということだけで読み込むことには必ずしも不十分だといふ感じがいたしました。今回、情報処理の促進に関する法律ということの名前を変えさせていただきますというふうな考へて、そのような御提案をした次第でございます。

○宮田委員 次は、法律の条文について二、三お伺い申し上げます。

第一は、この法律の「目的」において、電子計算機の利用の促進が電子計算機の高利用の促進、こういうふうな改められたわけでございますが、まず、この理由について御説明願ひたいと思ひます。

○宮田委員 電子計算機利用高度化計画についてお聞きするわけでございますが、一つは、この計画はコンピュータハードに関しては、法制定時、昭和四十五年には、普及を促進する上で意義を持つものであつたと思ひますが、ハード面における現在の高度化計画の内容についてどうなつておるかということ、もう一つは、設置目標の意義と効果がどうなつておるか、お考えを聞かせていただきます。

○木下政府委員 電子計算機利用高度化計画を書いておきます第三條では、二つのものについて決めることになつております。一つは電子計算機自身についての計画と、それからプログラムについての計画ということになつておまして、その二項において、「計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。」ということになつております。

そういうことで、ハードである電子計算機の設置につきましても現在目標が定められておまして、汎用計数型電子計算機の設置の目標として、規模別の設置目標額でその目標を示しております。昭和五十六年七月に策定された本計画の目標年度である昭和六十年年度末における汎用計数型電子計算機の設置目標は合計で八兆三千億円となつておまして、これが昭和五十八年度末で五兆九千億円に達しているところから見られるとおり、目標に向けて確実に普及が進んでおると認識いたしております。

実は、コンピュータの値段は性能に比べて大幅に下がつてきておるので、実質で言つて、本当はこの目標に相当近いところまで行つておるといふことは言えるのかもと思ひます。また本計画につきましても、政府における所要資金の確保努力と相まちは、我が国の情報処理能力を計画的に高めていく上で効果があつたものと考へておられますけれども、昭和六十一年度から適用される新計画におきましては、先ほど申し上げましたように連携利用というふうなことも頭に

置きまして、情報処理の質的側面にも十分配慮した新しい情報化時代にふさわしい計画を策定すべく、鋭意準備、検討してまいりたいと思ひます。

○宮田委員 次に、次回改定時における考へ方をお聞きするわけですが、目的が利用促進から高度利用促進に改定されたわけでございますが、次回の見直しに対する対応を考へておいでになるならば、御説明願ひたいと思ひます。

○木下政府委員 「電子計算機利用高度化計画」には、先ほど申し上げましたように「情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機」の設置の目標と、それから「情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある」かつ、広く利用される種類のプログラム」の開発の目標について定めることとしております。本計画は、電子計算機の連携利用のための指針を定めるに当たつても勘案されるということになつておりますので、今後策定される計画には、知識情報処理や共同利用等、電子計算機の高利用に係る事項を加えるなど、電子計算機の利用に係る質的な側面にも留意いたしまして、電子計算機の高利用の促進に関する目標を定める所存でございます。

○宮田委員 さきの答弁にもございましたように、第三條の二「電子計算機の連携利用に関する指針」において「計画を勘案して」という字句が入つておるわけでございますが、今後におきまして策定される計画は、どのように関連づけておいでになるか。その点もどうぞ願ひいたします。

○木下政府委員 ただいま御指摘のように、三条の二では「計画を勘案して」という字句が入つておるわけでございます。したがつて、本計画を見直して六十一年度以降改正するに際しましては、今次法律改正の趣旨を踏まえて、電子計算機の高利用の促進も含め、今日段階における情報処理の現状、今後の技術革新の展望等を踏まえました電子計算機の設置及びプログラム開発の目標を定めるつもりでございます。その際、各事

業所管大臣がそれぞれの事業分野についての連携指針を策定するに当たって十分考慮するに足る事項、いわば政府として情報化施策を講ずるに当たっての基本的な事項、例えば知識情報処理や共同利用等、電算機の高度な利用に関する目標についても定めていきたいというふうに考えております。

○宮田委員 次に、シグマ計画の問題について伺いをいたします。

ソフトウェア生産工業化システムについて、いわゆるソフトウェアライシスが提起されて久しいわけですが、いまだ具体的に顕著な社会現象が生じているとは言えないと思います。しかしながら、ソフトウェアにおきます需給ギャップは現に存在するところでございます。ソフトウェアの生産力不足が社会の発展の妨げになる可能性は大いと言えざるを得ないと思います。このような問題を解決するための方策として、生産効率化、品質の向上を図る必要性は大きいものと考えられますので、まず、シグマ計画の概要について御説明をしていただきたい、こう思います。

○木下政府委員 現在ソフトウェアの注文をいたしましたも二三年ぐらいたないといけないというふうなケースが出てきていることは、言われておりますソフトウェア危機が現実にならぬという形であらわれつつあるということが言えるのではないかと、このように感じますが、このような状況が続きまして情報化の円滑な進展を図る上のボトルネックとなること、私どもとしては非常に危惧している点でございます。そのような意味で、ソフトウェアの生産性の向上あるいは信頼性の向上というものは喫緊の課題であるというふうに考えております。

私どもがシグマ計画ということでソフトウェアの生産を自動化し、工業化する計画を進めようとする趣旨は、今申し上げたようなことを解決するためのものであるということ、御理解いただきたいと思いますが、具体的にそれじゃどのようにその計画を進めていくかと申しますと、電子計算機

のプログラム自身を今人手を使ってつくっているというところで、その電子計算機のプログラムを電子計算機を利用して効率化するようなプログラム、プログラムのプログラムをつくっていくというふうなことが一つ必要かと思えます。それと同時に、プログラム作成の効率化に資する情報を情報処理振興事業協会に集めまして全国のプログラムの作成者に提供していくというふうなシステムをつくり上げて、そういう情報をオンラインを通じて各ソフトウェア企業あるいはコンピュータ企業、あるいはコンピュータのユーザーというところとつなげて、プログラムの作成をできるだけ人手を使わないで自動化していくようにしていきたいというふうに考えております。

○宮田委員 次に、ソフトウェアの生産工程は現在ほとんど手作業というふうにならざるを得ないと思っております。

○木下政府委員 ソフトウェアのプログラムをつくっている現場にいらつしやるとおわかりかと思っておりますが、手作業といつても、自分の手で書いてあるわけじゃなくて、コンピュータにいろいろ打ち込んでみて、それで出てくるものをいろいろ見ながらそれを直すというふうなことで作業をやっておられるわけですが、ソフトウェアを生産いたしましたときには、まず最初にユーザーの要求提議がどういふものであるかというところから始まりましてソフトウェア全体の設計をする。それからコーディングというところで、プログラムを一定の表記法に従って記述するようないふことが必要になります。でき上がったものをまたテストする。それから、プログラムの中間記述ミス等がたぐさんございますので、テストした結果記述ミスがあればその記述ミスを直す。というように各段階が分けられるわけでございますけれども、後者のコーディングとか記述ミスを直す部分はある程度現在でもコンピュータ化されておりますけれども、それ以外の部分は技術者の個人的な経験や能力に基づいていわゆる手作業によって行われてい

るといふのが実情でございます。それで私どもの計算では、日本におけるソフトウェアの自動化率というのはいまだ一〇〇程度ではないかというふうな考えております。ちなみにアメリカでは三、四〇〇のものがあるというふうな聞いております。

○宮田委員 ただいまの答弁に関連するわけでございしますが、このシグマ計画におきます自動化、機械化の目標、さらに計画達成の見通しについて御説明をお願いします。

○木下政府委員 実は産業の広い部分におきまして、コンピュータを使って同じようなことをやっている部門があるわけでございます。例えば自動車なら自動車を設計するときに、設計自身を、従来は全部手で線を書いてやっていたものを、最近ではコンピュータを使って設計作業をする、それをコンピュータ・エディット・デザインというふうなことで言っておられるものがあるわけでございますが、不思議なことにコンピュータ産業の中ではソフトウェアをつくるのがコンピュータを使って余り進められていない。言ってみれば紺屋の白ばかまみたいな感じになっておられるわけでございます。したがって、そのようなコンピュータ・エディット・デザインというふうなことが現にほかの分野において行われておられるわけでございますが、コンピュータのソフトウェアをつくり上げればプログラムの作成の自動化というのはいかぬというふうなことに我々は考えております。

それで、先ほど申し上げましたように、現在の自動化率は一〇〇程度でございますが、もしこれがぐうまく成功すれば自動化率は八〇〇ぐらいたる向上することは可能かというふうに考えております。

○宮田委員 さらにシグマ計画の認識のために伺いしておきたいことは、現在コンピュータメーカー等はソフトウェア生産に独自の自動化、機械化システムを構築しているようですが、

現状のこのようなシステムの評価について、まず今おっしゃいましたようなことなんでしょうが、自動化、機械化の達成状況、二つ目に開発期間、開発、保守の経費の問題について、さらにプログラムの生産における効果の問題、もう一つは既存のシステム、プログラムの利用の可能性の問題について、以上四つ質問をいたします。

○木下政府委員 御指摘のように、現在コンピュータメーカーにおきましても、ソフトウェア開発の生産性向上のためのシステムを構築しているものもございしますが、それで自動化を図っているわけでございますが、ただ、これらのシステムは非常に限定された分野のプログラムの開発にしか適用できない、かつその会社のコンピュータ向けのプログラムの開発のみしか使えない。したがって、ほかの会社の部分、ほかの会社のコンピュータのプログラムのためには必ずしも使えないというふうな限定があるわけでございます。

このようなシステムの概要につきましては、システムごとには差があるので一概には言えませんが、一例を挙げますと、例えばそういう自動化することによって生産性を上げ得た部分は非常に限定された分野のみでございますけれども、それを使わない場合に比べて二倍から五倍ぐらいい、それから開発期間が二倍から五倍ぐらいい、それらから開発期間が二倍から五倍ぐらいい、開発経費はそういう限られた分野についてのみでございますけれども、五億円から十億円ぐらいい、かかっているというところでございます。もちろん、このような各社で開発された自動化のプログラムの中で、もし私どもがやろうとしておりますシグマ計画に活用できるものがあれば、それは大いに活用させていただきますと思っておりますが、ただシグマ計画でやろうとしておりますのは、日本にありませんコンピュータプログラムのどのプログラムにも適用できるような標準化されたものをつくりたいというふうなことを考えておりますので、標準化されたものになり得ないようなもので、私どものこのシグマ計画にはなかなか使わせてい

度なシステムエンジニア的な仕事をやることのできるようになってくると考えられます。

我が方がプログラマーの人たちの雇用問題等で一番心配しておりますのは、年齢が若いときでないところから仕事をできないというところで、年をとってこれたらその方々はどういう仕事の可能性があるかというところを心配しておるわけでございますが、むしろ、こういうシグマ計画のようなものができれば、そういうだんご状態の割合若い層の技術者の人たちだけでやらなくてはいけないということにならなくて済むという意味で、雇用関係にもプラスの要素になると我々は考えております。

○宮田委員 ソフトウェア生産においてこの技術者の量の確保の必要性は大きいと思っておりますが、ある程度は生産性の向上によって対応する、こう思います。しかしながら、技術者の能力差はかなり大きいと思われる。この質の確保も重要なものがあると思っておりますが、当局の認識、さらに、育成等についてどのようなお考えを持っておいでになるか、お聞きします。

○木下政府委員 情報処理技術者につきましては、四十五年はこの法律をつくりましたときから技術者試験制度というものを導入して、高いレベルの技術者がたくさん出るような、それを促進するような制度をつくってきております。それ以降、通産省といたしましては、研修センターというようなものをつくって、技術者の研修も大いに進めるといようなことをやってきております。したがって、私どもとしては、今後とも質の高いソフトウェア技術者を確保するという意味から、今申し上げましたような施策に加えまして、情報処理振興事業協会による技術者の研修資金借り入れに対する債務保証というような事業を行うというところで、今後とも技術者の質の向上には各般の施策を講じてまいりたいと考えております。

○宮田委員 プログラムの委託開発事業の概要についてこれからお伺いをいたします。

まず第一に、公募の方法、そしてその応募数、

プログラム専門委員会の構成、さらには選定方法、この件についてお伺いします。

○木下政府委員 特定プログラムの委託開発制度は、情報処理振興事業協会がソフトウェアの企業等に対しましてテーマの公募を行い、この中から先進性のあるもの、汎用性のあるもの等の要件を満たすテーマを選定して、応募ソフトウェア企業等に対してその開発を委託する制度でございます。その委託して開発された結果のプログラムにつきましては、IPA自身が広く一般に対する普及に努めると同時に、その開発に当たった企業も大いにそれを普及していくことをやって、汎用プログラムの市場の確立を目指すことになるわけでございます。

テーマの公募は、毎年二回、四月と十月に行われておりますが、昭和五十九年度におきましては八十二件の応募がありまして、そのうち採用テーマ数は三十一件ということになっておりました。採用テーマの選定に当たっては、応募テーマに対する書類審査や応募者との面接審査のほか、学識経験者、ソフトウェア専門家、ユーザー関係者から成りますプログラム専門委員会において十分な審査を行って選定しておるわけでございます。

○宮田委員 次に伺いますのは、これまでの実績についてお伺いをいたします。

まず一番が、完成プログラムの本数それから概要。次にお伺いいたしますのが、作成費。これは最高、最低、平均ですね。三番目に、不評、好評のプログラムの例がありましたら例示していただきたいということ。それから四番目に、この収益の状況、使用料の決定方法、テーマによります採算動向、この四つについてお伺いをいたします。

○木下政府委員 現在までに特定プログラムとして開発した本数は、六十年二月末現在で二百二十五本でございます。分野別に見ますと、約八割が種々の業務を行うための応用プログラムでありまして、経営計画関係、流通サービス関係等々でございます。

それから、特定プログラムの開発費でございますが、これは物によって違いますが、これまでで開発した開発費は平均いたしました約六千万円でございます。最も開発費がかかったものは生産財総合流通システムというプログラムでございます。これには約三億八千万円かかっておりますし、最も安かったものはCOBOLフローチャータというものの機能強化のプログラムでございます。約三千万円でございます。

今まで開発したプログラムのうち特別に好評だったもの、不評だったものの例でございますけれども、特別に好評であったものはマイコン用のビジネスグラフィックプログラムというものでございまして、五十七年度に完成したものでございまして、開発費が約三千万円、今まで普及した本数は実に一万六百五十九件ということで、ほかのプログラムに比べて極めて普及本数が高いものでございます。その他の例としては、企業財務分析診断システムというふうなものもございまして、それから不評であったものという点でございますけれども、四十年代から五十年代初期に開発されたものの中には、汎用プログラムを利用することが一般化されてない時期であったために、開発されても余り利用されなかったものが幾つかあったということでございます。

最後の御質問の、特定プログラムの普及に当たっての使用料の決定あるいはその使用料収入や採算状況でございます。

使用料は、プログラムの性格に応じて多少の差違がございますけれども、基本的には開発者が普及に関する権利を得る際にIPAに支払う料金と開発者が当該プログラムを一本普及することにIPAに支払う料金とから構成されております。また五十八年度の採算状況でございますが、総開発費十三億四千万円に對し普及による収入が六億六千万円というところでございまして、五十九年度においてはその比率はもう少しよくなって九億くら

○宮田委員 パソコンの普及に伴いましてこのク

ラスにおきます優秀なプログラムへのニーズも高いと思われませんが、対応状況はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○木下政府委員 今御質問のパソコンにつきましては、過去数年間、毎年倍々ゲームというふうな形で売り上げが伸びてきておりまして、昨年は百数十万台売れたと言われております。

ただ最近、新聞紙上で言われておりますけれども、パソコンの売り上げの伸びが急激に鈍ってきたと言われております。これは、一つは、使いたい人たちの間に一応初期の普及が済んだということもあるかと思っておりますが、もう一つの理由としては、ソフトウェアの量の問題、質の問題があるかと思っております。パソコンを利用するためには優秀なソフトウェアが大量にあることが必要でございますが、この点について関係企業も相当努力しているらしいものを出してありますけれども、まだまだソフトウェアの供給の方が足りないということもあって、パソコンの普及に最近ややブレーキがかかっているというのが現状ではないかと考えられます。

○宮田委員 さらに、関連がございましてからお聞きするわけですが、パソコン普及とユーザー保護の必要性についてお聞きしたいわけですが。

最近のハード、ソフト両面の技術進歩を受けて、パソコンの技術的進歩も著しいものがあるわけですが、既に実用にも十分使用できる段階に達していると言われておるわけですが、大企業、中小企業はもとより家庭にも広く普及しているところがございます。

問題になりますのはパソコンのソフトウェアでございます。パソコンソフトにおいては、アプリケーションプログラムの使用が中心となっております。比較的廉価なものが主体ではございまして、現状は玉石混交でございます。かつ購入前には内容が判断できないものが多いと言われております。

そこで、パソコンにおける流通ソフトの現状と当局の認識について、どのようなお考えを持っ

おいでになるか、聞かしていただきたいと思いま

す。
○木下政府委員 パソコンを利用する人たちは、自分でプログラムをつくるより、むしろつくられたプログラムを買ってきていろいろな形で利用するところがあるわけでございますので、ユーザーという消費者にとっては、そのソフトウェアがどういふものがあるか、またその内容が適当かが非常に大きな関心事になるわけでございます。

現在、パーソナルコンピュータ用のソフトウェアの多くは、フロッピーディスクやテープ等の記憶媒体に記憶されて、それをパッケージにしてユーザーに渡されているわけでありまして、ユーザーが内容がよくわからないということがあります。買って使ってみたら余り大したことはありませんが、買ったというところもあるわけでございます。私どもとしては、その供給者の方がソフトウェアの内容表示の充実を図るようになすべきだと思います。それから、パソコンショップの店頭におきましてソフトウェアをデモンストレーションさせるというふうなことで、ユーザーがソフトの中身を実際に見て買うことができるような制度もできるだけ普及させるようにしたいと考えております。

○宮田委員 さらに、関連するわけでございますが、ユーザー保護の必要性について、現在は購入して使用してみなければ自分の業務に適合するか判断できないわけですね。返品できない等の状況があると思います。そこで、使用の機会を拡大すべきじゃないかと言われてもおりますが、どうか。もう一つは、現在は専門誌等の評価記事を参考にしていくものが多いわけですね。公正な第三者機関における性能評価、製品の紹介等をもって普及を図る必要があると思えますけれども、その辺はどうですか。さらに、ソフト業界の対応状況についてお伺い

いたします。

○木下政府委員 パソコンソフトにつきましては、一度買ってしまったら返品できないというところもございますので、通産省といたしましては、できるだけその内容がわかるような表示をさせることと、可能であれば店頭においてデモンストレーションさせて、内容を見て納得した上で消費者の方に買っていただくというのをいうように指導しているわけでございます。そういうようなことで、日本パソコンソフトウェア協会という任意法人がありますので、私どもとしては、そういう業界団体を使いまして業界内の内容表示の基準の検討等を行わせております。

それから、ソフトウェアにつきましては、性能評価を適正に行うことが非常に難しいということも確立された評価手法は存在しないわけでございますけれども、ソフトウェアの流通が順調に進むように適正な性能評価を行うことは重要でありますので、そのための研究もあわせて情報処理振興事業協会等で行わせていきたいと考えております。

○宮田委員 中小メーカーが多いために購入後のサポート体制が不十分と指摘されておられるわけですね。プログラムの誤りの訂正、機能強化のためのバージョンアップ等の対応、こういう現状の認識、何らかの対応が必要ではないかと思っております。その点はどうか。

○木下政府委員 ソフトウェアをいわゆる注文として委託開発させた場合には、注文主から生産者に対して、契約に基づいてそのプログラムにミス等があった場合にはそのミスを修正するというようなサポート業務を当然受けることができるわけでございますけれども、汎用プログラムを購入しました場合にはサポートに関する責任関係が不明確であるというふうな問題があります。したがって、購入者がそのために不利な影響を受けたということもあつたわけでございますので、通産省といたしまして、ユーザー保護の観点から、内容表示等においてサポートに関する責任関係をはっきりさせるというふうなこと、あるいはバグ

といえますかミスが見つかった場合においては、誠意をもってそれを修理してやるというふうな条件を入れさせるような形で普及というか販売条件を指導していきたいと考えております。

○宮田委員 プログラムの権利保護が明確化されていないこともありまして、ソフトに対してコピー防止のためのプロテクトがかけられる例が多くなつておる。しかしながら、ユーザーにとつてみますと、万一システムプログラムを入れたフロッピーディスクが破損した場合、業務の中断を招く等の弊害も生じると言われております。そこで、何らかの調整策が必要と考えられますが、この点はどうですか。

○木下政府委員 確かにおっしゃる問題がございます。メーカーの方としては、つくったプログラムを勝手にコピーされてそれを転売されるというふうなことがあつてはまずいので、そういうコピーができないようにコピー防止のための特別の措置をフロッピーディスクに講じておられるわけでございます。ところが、ユーザーサイドにおきましては、フロッピーディスク等が破損いたしますとそのプログラムを使えなくなつてしまつたというふうなこと、予備のフロッピーディスクを持つておきたいという要望があるわけでございますが、コピーができないようになっていくからユーザーの方でその予備を持つておきたいというふうな面があるわけでございます。したがって、この問題に対処するためには、そのような措置を講じたフロッピーディスクを売るソフトウェア生産者側は、通常コピー防止措置を講じた場合にはユーザーに対して予備フロッピーディスクと一緒に渡すというふうなことで指導いたしておりました。そのようなユーザー側の不便を解消するようになつたというふうなことを考えております。

○宮田委員 ソフトウェアの権利保護の必要性についてお伺いいたします。ソフトウェアの問題解決への対応策として、シグマシステムの構築のように生産性の向上を図ることが重要であります。ほかにもソフトウェアの流通を促すことによつてソフトウェアの利用効率の向上も重要であると考えます。そのためにソフトウェア製作者の権利を明確化することは重要であると思えますが、その辺はどういうふうな考えですか。

○木下政府委員 現在の情報処理振興事業協会等に関する法律によりまして、権利の売り渡しというふうなことが法文上書いてあるわけでございますが、その権利の内容が今までははっきりしないままですと推移しておつたわけでございます。今度シグマシステムを情報処理振興事業協会で構築するに当たりまして、つくったシグマシステムを料金を取つて利用者に利用してもらうことになるわけでございますから、当然その関係の権利関係もはっきりしてはならないというところは我々としても十分認識しております。

それで、先ほどから別の先生の御質問のときにもお答えいたしましたわけでございますが、ソフトウェアの権利の保護につきましては、従来通産省というふうな法律で保護していった方がいいのではないかと、世界の情勢が当面著作権法で保護するのが適当だというふうな動きも強まつてきております。中長期的にはコンピュータプログラムの性格に応じた権利の保護の仕方を研究していく必要がございますが、当面いろいろとその権利の保護の必要性が叫ばれるようになってきておる要請に應ずるために、文部省の方と相談いたしました。文部省の方が著作権法の改正でコンピュータのプログラムの保護をやつていくことにつき、文部省と通産省の間で意見が一致いたしましたので、現在文部省の方でその法案の提出を準備されているところでございます。

○宮田委員 次の安全問題についてお聞きいたします。まず電算機システムの安全対策について、政府は安全対策基準を一本化する方向で検討されているようですが、この件について御質問をするわけ

承知をしております。

それから西ドイツにおきましては、一九八〇年にドイツ工業規格によるVDTの規格、それから作業環境について定めているというように聞いております。

それから、さらにカナダにおきましては、一九七八年にカナダ防衛・民間環境医学研究技術報告書が発表されておりますが、これはカナダの政府機関で用いるディスプレイ装置の選定基準設定の参考とすることを目的として作成されたものであり、このように承知をしております。

このほか、スウェーデンにおいてもVDT作業についての指導要領が出されておりますけれども、これらのいずれの国におきましても、政府等の公的機関より出されたものは法的拘束力を持たない勧告あるいは指導指針になっているように承知をしております。

○宮田委員 さらに、人材派遣についてお伺いたします。

聞きますと、人材派遣業の法制化が言われておられるようですが、これに対する経緯をお聞かせ願いたいということ、また派遣上の対象業務について、コンピュータソフトウエアの關係が考えられると思えますけれども、その点はどうかということ、同時に、対象の予想業務としては、どういう対象業種を考えておいでになるか等等をお聞かせ願いたいと思えます。

○齋藤説明員 お答えをいたします。

最近の技術革新の進展あるいは女子の職場進出、そういうようなものを背景にいたしまして、労働力の需要供給の面でもいろいろな変化が起ってきており、そこを背景といたしまして、自分が雇用している労働者を他の企業に派遣をしましてそこで就業させるといふ、いわば労働者派遣的な形態の事業というものがまた増加してきておるわけでございます。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

このような形態の事業を見てまいりますと、労働基準法等の労働者保護法規の適用に当たりまし

て、使用者責任をどこに負っているのか、そういう点で非常に不明確な場合が間々ございます。また現在、職業安定法の四十四条では労働者供給事業というのを禁止しております。この関係でも問題と思われる事例も間々見受けられます。

そういうような観点から、私も似たしましては現在の経済的あるいは社会的状況を踏まえまして、こういうようなところで働いておられる労働者の保護を図る、あるいは雇用の安定というものを図るために一定のルールを決めて、このルールのもとに働いていただく必要があるのではないかと、こういうことで従来から検討を続けてまいってきたわけでございますが、ほぼ関係審議会等あるいは関係者の御議論も終わることができましたので、今国会にこの労働者派遣法を御提案をいたしまして、これから今国会で御議論をいただきたい、こういうふうに思っております。

それからもう一つ、このような形態の事業は、自分が雇用する労働者を他人の指揮命令のもとに就業させる、こういう形態でございますので、やはり必要な分野に限ってこういう形態の事業を認めるべきではないかという観点から二つの基準、すなわち専門的な知識、技術あるいは経験を必要とするような業務、それからもう一つは特別の雇用管理の行われているような業務、この二つの業務について対象として認めようではないかというふうに思っております。

具体的には、法律が通りました後で政令によって定めるというように形になっておるわけでございますが、今先生御指摘がございましたコンピュータ関係の業務につきましては、この問題につきまして長年御議論をいたしましてまいりました職業安定審議会の議論の中では、検討の対象として十分考えるべきではないかという御指摘もいただいたわけでございます。私も似たしましては、法律が通りました後で政令で定めるということになっておりますので、関係各省、通産省とも十分御相談をいたしますし、また関係業

界等の御議論も十分伺った上で、どのようにするか決めさせていただきます、こういうふうに思っております。

○宮田委員 ただいまの人材派遣の關係についての質問に関連するわけでございますけれども、職業安定法というのがありますね。職業安定法と人材派遣という關係はどういうふうになるのか、ちょっと私も重複してわかりにくいところがあるわけですが、私も、解釈をひとつ説明していただきたいと思えます。

○齋藤説明員 先ほど申し上げましたように、現在職業安定法四十四条では労働者供給事業というのは禁止されておるわけでございます。したがって、現在ではそういうような形態のものは許されておらない、こういうことになっておるわけでございます。したがって、先ほどいろいろ労働者派遣の事業と申し上げましたのは、現在行われておりますのは請負の形態をとって行われておるものと我々は理解しておるわけでございます。法律違反的なものにつきましては私も、御相談したりいろいろ指導をして請負の形態に直していただく、要するに法律に違反しないような形態でやっていたらどうかという指導しておるわけでございます。

ところが、先ほど申し上げましたように、いろいろ問題があることも事実でございますので、現在禁止されております労働者供給事業のうち一定のものにつきましては、必要なルールを定めた上で認めていこうではないか、こういうのが今回国会に御審議をお願いしております法案の内容でございます。

○宮田委員 労働省の方に対する質問はこれで終わりますが、ただ、一つ要望がございますのは、さっきの通産省の方に質問いたしましたソフト生産が五年後に八〇%になる、それに対しましてこの要員をどんどん養成をしていく、したがってして過剰人員になりはせぬかという懸念が別な面から生まれてくる。これは通産省の方の説明では、そのことなら大丈夫だとおっしゃっておるわけ

です。しかし、労働省といたしましては大丈夫のようには十分に対策を立てていただかなければならぬと思えますし、またこの關係については、中高年のソフトウエア技術者の問題にも非常に大きく波及して行くのではないかと思えますので、その辺を十分にお考えをしておいていただきたいということ、要望を申し上げます。

最後でございますが、通産大臣に決意のほどをお伺いしておきますのは、朝から質疑がずっと続けられておるわけでありまして、聞いておる範囲の中で、いよいよ我が国も情報化時代に突入した、こういう感じがするわけでありまして、大臣もあらゆる場面でおっしゃっておるとおりでございます。したがって、今日の我が国の経済社会は従来と異なった新しい課題に直面をするというふうに思いますが、これに対する対策が、この種の一部改正ということだけではまだまだというふうに思っています。しかし、情報化ということになるとそれぞれの関係省庁にかかわるわけでございますが、何はいたしても通産省がリードということではないといけないというふうに私は思っています。したがって、大臣の指導性というのが非常に大きな影響を持つんじゃないかと思っておりますので、この際、大臣ははっきりとした決意のほどをお伺いをして、質問を終わらせていただきます。

○村田国務大臣 宮田委員の先ほどの御質問をこちらで拝聴いたしておた次第でございます。情報化時代というのは、まさに私は、技術開発とともに二十一世紀に向けて一番大切な、時代の要請であろうと思えます。したがって、こうした時代の要請というものを行政の上でしっかりと先取りをいたしまして、時代の進歩方向に向けて国民生活というものを考えていかなければならぬ。特に、通産省は産業部門全般を持つ役所でありまして、そういう意味でのカバールをする範囲は国民生活全般に及んでおるわけでございます。したがって、先ほど来委員の御質問の御精神も承っておたわけでございますが、まさに同感であり

まして、情報化時代に対応するいろいろなソフトウェア対策でございますとか、あるいは産業全般のいろいろな問題でございますとか、広範にこれを考えまして対応をしてみたい、このように決意を固めておられる次第でございます。

○宮田委員 終わります。

○田原委員長代理 野間友一君。

○野間委員 この改正案が出たんですが、この経過についてはいろいろ紆余曲折があったことは私もさまざまな報道等で承知しておりますが、特に郵政省の電気通信高度化法案との絡みもありましたね。しかし、こうやって改正案を見ておると、特にタイトルというか法案の名前を、装いをこころと変えたと申しますか、情報処理促進法ということにしたわけですね。大臣にお伺いしたいのは、今後の高度な情報社会化に向けての基本的なものとしてこれはお考えになっておられるのか、その点……。

○村田國務大臣 この法律はもちろん通産省が対応いたします最も基本的な法律の一つでございますが、全般的な施策の面で情報化社会に対応してやっていくという意味で今回の改正は非常に重要な意味を持っておると思っております。

○野間委員 確かに、現行法の役割もありまして、情報化は急速に進んだと私も思います。ただ、最近における情報化社会の要請にこたえるため、これが改正の理由になっておりますが、しかし考えてみますと、今当面します重要かつ緊急の課題が山積みしておるといふふうに私は思うので

衆議院商工委員会調査室の「要点及び問題点」を見ましても、いろいろ書いてありますが、例えば「産業の系列化・再組織化が進む」とか「企業間格差が拡大し、大企業と資金力等において対応しきれない中小企業等の間に格差が拡大する恐れがある」あるいは「中核企業が取引関係上劣位にある中小企業等に対し、過重な投資負担を強制したり、それに応じない企業との取引を拒否したり」云々というのは確かに今深刻だと思えますし、あ

るいは先ほどから論議されておりますコンピュータセキリティの確保の問題、さらには管理社会化の弊害とかプライバシーの確保の危惧、さらに雇用問題、これもいろいろ論議がありましたけれども、人材派遣の問題あるいは健康障害、さまざまな情報化のいわば表と裏の関係、陰の部分で相当深刻な事態が今進行しておるといふことは大臣も御承知だろうと思っております。

ところが、今回の改正法は、私はどう考えても、産業の情報化ということだけが法案に盛り込まれて、非常に重要な、今申し上げましたような点がすべてネグられておるといふところに今度の法案の大きな欠陥と申しますか、問題点があるといふふうに言わざるを得ないと思っております。特に中小企業問題に関して言っても、例えば中小企業白書、あるいは情報化の進展と産業組織に関する研究会の報告、それから公正取引委員会の企業間データ通信システム、あるいはPOS、販売時点情報管理システム、これらについての実態調査結果などがいろいろ出されております。ここで大体共通して強調されておりますのが、大企業と、先ほど申し上げた中小企業との格差の拡大あるいは大企業の中小企業への支配の強化、こういう危険性の指摘ですね。私もいろいろ聞きまわりましたけれども、将来の問題でなくて、現在相当深刻に、特に運送あるいは製造業というところでは影響が出ておるといふふうに私は思うので

ところで、白書によりますと、コンピュータの導入企業、これが大企業では七二・六%、中小企業の場合には一八%、こういうのがありますね。コンピュータの単体の利用の、今申し上げました比率とか度合い、これだけでもこれだけの大きな深刻な事態が生まれておるといふところが、今後オンライン化あるいはネットワーク化というものがずつと進みますと、一層深刻な影響がさまざまな形で出てくるということは避けられないと思っております。

したがって、改正案の提案の理由として大臣も言われました、情報化社会の要請にこたえると言

われるなら、既に現在緊急かつ重要な、深刻な問題に対応する施策が、あるいは法的な措置が当然必要であった。とりわけ大企業への規制とか歯止め措置というものが、調査の結果よく言われておるにもかかわらず、なされてない。どういふわけでこういうものが盛り込まれなかったのか、その点お答えいただきたいと思っております。

○本下政府委員 コンピューターの利用が進みますと今までは違った取引の形態があらわれるというふうなことで、企業間の関係にもいろいろな影響が出てくるのは先生のおっしゃったとおりで

ただ、中小企業白書の例をお挙げになりましたけれども、確かに中小企業関係のコンピュータの利用の度合いは大企業に比べておけるといふのは事実でございます。最近のコンピュータというのは、御承知のように十年前のコンピュータでは大型のコンピュータと言われておりましたが、机の上に載るパソコンで十分の能力を発揮できるように変わってきております。コストも非常に安くなってきております。したがって、十年前に比べてますとコンピュータを利用して

できる範囲ははるかに拡大して、中企業、小企業あるいは個人に至るまでもコンピュータを容易に利用できるような状況になってきているわけでございます。したがって、通産省といたしましては、そのように発展してきましたコンピュータシステムをできるだけ社会各層において有効に利用していただくような施策を進めていく必要があるだろうということ、従来からもそういう施策を講じてきておりますし、今後ますますその施策を進めていきたいというふうに考えてお

したがって、コンピュータの利用が直ちに大企業と中小企業との格差につながってしまうということはないわけでございます。先ほど先生から御指摘のありました情報化の進展と産業組織に関する研究会の報告を見ましても、今のオンライン等によるコンピュータの利用が直ちに産業組

織的な面で企業に格差を生み、あるいは競争を制限することには必ずしもならず、むしろ競争を促進し企業間の格差を縮めるのにも役立つ可能性がありますということをおっしゃるわけでございます。したがって、そういう格差を縮める方向に進む可能性のある情報化の進展をうまく進めるように通産省としても施策を進めたいというふうに考えてお

今回の改正案の中でも、三条の二で、電子計算機の連携利用に関する指針を主務大臣はつくることのできるようになっておりますけれども、それでも二項におきまして関連中小企業者の利益が不当に害されることのないように配慮しろというふうなことを言っておられるように、中小企業対策というのは十分に配慮した案を我々は考えておるわけ

コンピュータセキリティの問題とか、プライバシーの問題等いろいろ情報化に伴って起こってくる問題があるのは御指摘のとおりでございますが、この問題は私どもとしても、この法案の体系の中で処理できるものであればそういう案も考え得たのでありますけれども、必要性は十分各省で認識しながらも、その法益が少し異なるというふうなこともありまますので、私どもとしては各種の立法の中でそういう問題を解決していくようにしたいというふうに考えてお

○野間委員 今のお答えの中で二点ばかり気になるのです。一つは、中小企業との格差とか競争制限と配慮の問題とか、これはもしそれが事実ないというふうな認識に立っておられるならば、これは大きな誤りで、そういうふうな認識で法律をつくり、あるいは運用されるということになれば、これは大変な問題だと思えます。これは時間がありませんから、この点また後でもし必要あれば触れたいと思

○木下政府委員 五十一年度以降、プログラムの生産技術開発あるいはプログラムの保守技術開発ということ、委託開発事業を協会の特別開発事業費ということでやっておりますが、これらはいずれも委託開発でございますので、企業に対して注文を出していただくわけでございます。具体的には、今先生がおっしゃいましたようなコンピュータメーカーがございませぬが、ソフトウェアの生産に従事しているメーカーに委託をいたしております。

○野間委員 これは全部ハードメーカーの系列でしょう。

そこで、この自動化について今までもずっと取り組んでこられた。この自動化がどのような取り組みをされてきたのかということ、これまた若干調べてみたわけですが、いわゆる機械法ですね。これが改正されて機械法になりましたが、これに基づいて一九七八年十二月二十一日告示のソフトウェア業の高度化計画というのがあります。これは江崎通産大臣のところであります。この告示によりますと、「生産体制の高度化」すなわち「ソフトウェア生産工程の省力化、自動化等を促進し、供給するソフトウェアの質の向上」、これは第二番目として挙げられております。さらに、「プログラミング支援技術」あるいは「デバッグテスト技術」それから「自動プログラミング技術」この実用化の目標まで具体的に定められております。

こういう経過から私は考えてみますと、要するにソフトウェア生産の自動化あるいは機械化、工業化ですね。こういうことは今急にぽつと出てきたというものではなくて、これまでもコンピュータメーカー中心にして一貫して取り組んできた課題だし、これに対して委託なり補助なりそれなりに助成措置も講じてきたわけですね。結局考えてみますと、このシグマシステムというものをこれは新たに導入された。これは結局ハード面ではIBM等へのキャッチアップが実現しつつある。今度はソフトだということで、思い切つて今まで

のような補助金、助成金、こういうものを大幅に拡充する第一歩になるのじゃないか、私は、おんぶにだっこじゃないかという感じがするわけですね。この点については、私、言い過ぎでしょうか。私はそう思えてしょうがない、思わざるを得ないと思うのですが。

○木下政府委員 プログラムの生産技術、あるいは保守技術等を改善する必要性というのは、先生おっしゃいましたように、従来からもその必要性が認められてきておったわけでございます。だからこそ、いろいろな形での予算を使つていろいろな事業を従来からもやつてきておったわけでございます。それで、機械法に基づいて計画をつくりますものも当然そういうような考え方に基づいて、その必要性があるからこそ、そういう計画をつくつてやつてきたわけでございます。

ただ従来のプログラムの生産性向上施策というのは、どちらかというと、個々の企業ベースの話になつてきたわけでございます。全国的につくり上げたそういうプログラムをそのすべての種類のコンピュータとつないで、すべての種類のプログラムの作成に使えるような形でやつてきたわけではございませんで、特定の機種についての特定の分野における生産技術あるいは保守技術の開発ということ、それなりに十分意味があり、それなりにいろいろな方面で利用されておりますけれども、そういうような形でやつてきたものでございます。

今回私どもが考えておりますのは、そのような体制とそのような実績を踏まえて、むしろそのような実績の中で取り入れられるものは全部入れて全国一本のシステムをつくり上げ、それを大企業だけではなく、中小企業、中小のソフトウェアメーカー等が比較的低コストでどんどん利用できるようなシステムをつくり、全体としての日本のプログラムの生産性の向上に役立てようというふうな計画でございます。もちろんソフトウェアというのは非常に重要な要素でございますから、今後いろいろな施策を講じていく必要はあ

ります。今回のものを契機に急速にそういう予算的措置を拡大しようというほど日本の財政事情も豊かではないというふうな考えでございます。○野間委員 相当はうり込んでいますし、これからもはうり込もうとしていますよ、後で触れれます。

そこでお聞きしたいのは、これは先ほど同僚議員の御質問にもお答えがあったと思いますが、一九六二年の高性能大型電子計算機開発から現在の第五世代電子計算機開発、あるいは科学技術用高速計算システム開発、新機能素子開発、ここに至るまで一体コンピュータ関係の開発についての補助金、委託費ですね、これらの名称と、当初予算ベースで結構ですから、金額をぜひ聞かせていただきたい、こう思います。

○木下政府委員 昭和三十年代以来通産省といましてはコンピュータ情報処理関係のいろいろな施策を講じてきておるわけでございます。その予算の総額は千九百億ぐらいになるわけでございます。そのうちソフトの関係が約三百億ぐらいに使われているということになるわけでございますが、そのような施策をいろいろ講じてきた結果が、最近におけるエレクトロニクス、あるいは特に情報処理関係機器の非常に世界と肩を並べるような高水準の機器がどんどんできるようになった背景になったと我々は考えておるわけでございます。

そのような予算の中で主なものについて申し上げますと、三十年代は高性能大型電子計算機の関係で四億、四十年代に入りまして超高性能電子計算機の開発百億、それからコンピュータの貿易自由化対策というふうなことで、各種の施策を講じたのが約六百八十六億、それから五十年代に入りまして第四世代電子計算機の基本技術開発として補助金で出しました金額が五百十三億、それからいわゆるスーパーコンピュータと言つております科学技術用高速計算システムの開発七十三億、光応用計測制御システム百二十四億、それから第五世代コンピュータ百三十

億、こういうふうなものがその内訳でございます。○野間委員 それに先ほど挙げましたソフトウェアの生産技術開発、あるいは保守技術開発、これも入れましたら、これは二千億をオーバーするわけですね。もう相当な金が使われておるといふことだと思つておるのです。これは一九五七年制定の電振法から七一年に改正された電振法、それから七八年から今日に至る機械法ですね、そして七〇年に制定され今に至るIPAですね。この二つの法律体系を軸に情報産業企業に対して二十数年間にわたつてこれだけ大きな金がつぎ込まれてきたというところだと思つておるのです。このほかにも開銀の融資等、金融上の措置あるいは税制上の措置、これも相当大きく政府は施策をとつてきた、こう思うわけでございます。

それで、振り返つてみますと、なぜこんなにうんと金が投入されたのか、いろいろな措置がとられたのかということですが、これも、一九七〇年に産業技術会議が発行しました「情報産業の施策と動向」というのがございませぬ。これは八月二十日に出したものであります。私はコピーをここに持っております。この本に、一九六九年一月、これは自民党の情報産業振興議員連盟が橋本登美三郎さんを会長として発足して以降の活動が詳しく紹介されております。そのうち、六九年四月十八日の振興議員連盟の二回総会で奥村綱雄さん、当時経団連の情報処理懇談会の委員長ですね、この方が、「ソフトウェアの開発についてはチビチビとカネを出していただけたのでは育ちませぬ。政府の方で大量のカネを出していただかないととも育たない」、こういうことを言つておられるわけですね。それから加藤三郎さん、経団連の情報処理懇談会の委員長ですね、この方も、「民間だけではどうしていただけないことが多い」「政府もすっかり助成していただけない」、こう言つておられます。このほかいろいろ読んでおられますと、財界の方からうんとこういう要請が強かった。そして法律が今申し上げたように体系がすつとできてきて、この中

で、振り返つてみますと、なぜこんなにうんと金が投入されたのか、いろいろな措置がとられたのかということですが、これも、一九七〇年に産業技術会議が発行しました「情報産業の施策と動向」というのがございませぬ。これは八月二十日に出したものであります。私はコピーをここに持っております。この本に、一九六九年一月、これは自民党の情報産業振興議員連盟が橋本登美三郎さんを会長として発足して以降の活動が詳しく紹介されております。そのうち、六九年四月十八日の振興議員連盟の二回総会で奥村綱雄さん、当時経団連の情報処理懇談会の委員長ですね、この方が、「ソフトウェアの開発についてはチビチビとカネを出していただけたのでは育ちませぬ。政府の方で大量のカネを出していただかないととも育たない」、こういうことを言つておられるわけですね。それから加藤三郎さん、経団連の情報処理懇談会の委員長ですね、この方も、「民間だけではどうしていただけないことが多い」「政府もすっかり助成していただけない」、こう言つておられます。このほかいろいろ読んでおられますと、財界の方からうんとこういう要請が強かった。そして法律が今申し上げたように体系がすつとできてきて、この中

で今通産省が言われるだけでも千九百億円で上が投入された。そして、ソフトウエア、ソフトウエアと言われますけれども、今に始まったことではなくて従前からいろいろな手厚い施策がなされてきた、こういう経過をたどっておるといふふうには私に思ふのです。

これは社会全体の要請だと言われるかも知れませんが、おかれては云々と言われるかも知れませんが、おくれいでも、二十数年前にわたってこれだけ手厚い手当をしてきたのは我が国が異例だと思ふのです。これはほかの諸外国ではないと思ふのです。これはやはり、もっともとやらなければならぬ冒頭に申し上げましたような施策がありながら、こういうところにも金をつぎ込む。これはうんともうけている企業です。自力でも当然できるわけですから、やる必要があるのに、私はどうもこの点については不可解だと思ふます。この点、いかがですか。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○木下政府委員 コンピューターというか、情報産業というのは先進各国とも国の命運にもかかわる産業だといふことである。手厚い施策を講じているのは御承知のとおりでございます。アメリカにおきましてはNASA等の計画すべてコンピューターの計画となつていまして、国防関係でも講じている施策がコンピューターの開発、素子の開発にそのままなつていまして、この状況であるのは御承知のとおりでございます。またヨーロッパにおきましても、コンピューター産業自身の育成ということで、日本と同じように従来から施策を講じてきておたつたわけでございます。日本においても同じような考え方で、将来の社会経済を担う情報産業をほかの国の産業と肩を並べるところまで持つていくために、いろいろと施策を講じる必要があるといふことで、二十数年来にわたつてそういう施策を進めてきたわけでございます。今やつと少しづつその成果があらわれてきたといふことは言えると思ふます。ただ、先ほどからも御説明申し上げております

ように、ハードの部門においてもまだ劣っている面はたくさんございますが、ソフトウエアあるいはデータベースといふような面になりますと、まだまだ日本は劣っている面があると思ふます。で、それらの施策は今後とも十分続けていく必要があるといふふうにお考えしております。これは国民経済全体のために役に立つものであるからこゝろ通産省は進めたいと思ふます。

○野間委員 欧米の例を今言われましたけれども、ちょっと調べてみますと、例えばアメリカの場合、これは異例なんです。国防総省を中心としたVHIC計画あるいはスターウォーズ計画、これは軍事目的との関係で行われていまして、だから、こういうものを比較の対象にされることはおかし。それともアメリカと同じように軍事目的でうんとつぎ込めといふことならともかくとして、おかしと思ふますし、ヨーロッパの場合も調べてみますと、ECのESPリ計画に見られますように、むしろ我が国がうんと政府の金をつぎ込む超LSI開発などに見做つて近年スタートしたといふことは局長もつとに御案内のとおりだと思ふのです。ですから私は、こういう諸外国の例から考えてもやはり異例だといふことはぬぐい去ることはできないと思ふわけではあります。

とにか、二十数年来法律の上でも予算の上でもあるいは金融、税制の上でも、こんなに総合的に手厚く特定の企業に対する補助金や助成金、こういうものをやりまして育成を図つてきた例はないと言わざるを得ないと思ふのです。しかも、先ほど言いましたように空前の利益をそれぞれの企業は上げていられるわけですから、そういう点は通産省としても政府としてもきつちりするべきじゃないか。

一方、中小企業の倒産が戦後最悪、通産大臣も、中小企業大臣でなければならぬと言われたわけでありまして、非常に厳しい。同時に、コンピューターメーカーが五年、十年とずつと増収増益を繰り返しておりますのかかわらず、後でまた工藤議員の方からお話があると思ふます

が、そこで働く労働者あるいは関連中小企業のソフトウエア労働者、これは本場に奴隷的な労働で非常に深刻な事態を今強いられておられるわけであり。ですから、こういうところからやはり光を当てることが大事でありまして、私からすればどうも政府が今やつておられる施策、政策は、本来当てなければならぬところはネグって、そうでないところには厚い手当をするといふふうに行つておると考へざるを得ないのです。

もつとも、情報処理技術の進歩、これは国民生活や安全の向上あるいは障害者の社会参加、医療、福祉の向上、災害の予防、こういう点に大きく貢献する要素はもろろありますし、また活用しなくちゃならぬ、これは当然のことでありまして、冒頭に戻りますけれども、そういう点で当面非常に大事で本当にやらなきゃならぬ課題が山積みしてありますから、その点についてやはり積極的にきちつと法制化もやつていく、私は、こういうことを除いては、提案理由にありますが情報化時代の要請にこたえていふことにはなり得ないと思へて仕方がありません。

時間があるまいのでこれで終わりますけれども、私はそういう点で、これは非常に大事な点が欠落した法案だと言わざるを得ないと思ふます。つけ加えまして、質問を終わりたいと思ふます。

○粕谷委員長 これをもちまして野間友一君の質問は終わりました。

引き続いて、工藤晃君の質疑に入ります。工藤君。

○工藤(晃)委員 通産省のこれまで発表した文書などを見ますと、情報産業ないしは情報関連産業はいわばこれから一層発展する成長産業である。あるいは知識集約型産業である、リーディングインダストリーである、そういうような位置づけをやっていられると思ふます。ところで、先ほど大臣も言われましたように、通産省としてこういう情報産業をどうするかというときに、ただそこで投資がどんどん行われるようにするといふだけでなしに、全国民生活のなだりを持った視野で進めな

ければならぬという考えも持っていると言われましたが、果たしてそうでしょうか。大臣、お願いします。

○村田国務大臣 この法律が初めて制定されましたのは昭和四十五年でございますが、我が国の情報化といふのは広範かつ急速な進展で進んでおります。約十五年を経過して、今日電子計算機の実働台数が十五万台に達した。また、我が国情報産業は十兆円産業と言われるまでに成長した。これは民間事業者のたゆまぬ努力のたまものであると同時に、本法を初めとする各種の情報処理関連施策の成果であると考えております。そして情報化、技術開発といふのは、今工藤委員がリーディング産業であるといふ御指摘をなさつたように、まさにこれからの世の中の進む方向の中で一番大切な産業であると思つておりました。そういう意味では日本の国民生活を豊かにし、そしてまた経済を一部国家にまで進めるための大きな寄与をなしてきておられる、これからも進められていければならない、こういうふうにお考えしております。

○工藤(晃)委員 本来リーディングインダストリーであるとか知識集約型であるとか、そういうこととは最初私もちょっと言いました、大臣の全国民生活の立場といふことからいえば、当然そこで一番進んだ労働条件とか労働の環境だとか、そういうものができなければおかしと思つたわけであり。特にソフト産業、ソフトハウスなどの賃金水準については大体どういふ状況にあるか、これは労働省よりも通産省の認識を伺いたたいわけではあります。○木下政府委員 ソフト産業における技術者の方の給与水準はほぼ電機労働連盟だといふふうになっております。

○工藤(晃)委員 残業を百時間も二百時間もやって高くなるかどうかといふことも含めて答えなければだめですね。

それで、電算機関連労働組合協議会、以下電算労と私申しますけれども、その最近のアンケートを見ましたも中位数、大体半分になるところの数が残業とかああいふものは除いて十六万台から十

五万円台ということですが、特に見てほしいんですが、日本興業銀行の「興銀調査」八五年No.1というのがあります。コンピュータにもいろいろかわりがあるからよくおわかりだと思っておりますけれども、この中で特にプログラマーにしろ、システムエンジニアにしろ、情報処理産業の方が今言った電機関連のメーカーの中にあるプログラマーとかシステムエンジニアと比べて、プログラマーで一九％低い、システムエンジニアで一四％低い、こういうことも書いてあります、それから同じ調査で七七年から八二年、ソフト産業でソフトウェア技術者の定例給与は五年間で年間五％上がったにすぎない、これはむしろ民間企業の定例給与の六％上昇よりも低いんだ、こういう事実さえ挙げられておりますね。

それからもう一つ、これは私びっくりしたのですけれども、同じこの調査の中の公認会計士の団体であるTKC経営指標というのを見ますと、特にソフトウェア業の付加価値生産性とか売上高経常利益率を見ますと、付加価値生産性、つまり月一人当たり何千円かというのを見ますと、ソフトウェア産業と消費業、自動車整備業、旅館業、電気修理業、写真業とを比べると、ソフトウェア業の方が低いですよ。それから売上高経常利益率に至っては、さっき言ったようなもの、あるいは美容業、飲食業、そこらにはば並ぶぐらいであって、およそ知識集約型産業とは言えないということがこの興銀のレポートには書いてありますね。これは百九ページです。もしあったら見ておいてください。

ですから、さっき私が問題提起したのは、リーディング産業である、一番新しい未来のある明るい日の当たった産業であるところで働く人たちの労働条件が、実は日が当たらないという問題については深刻に考えなければいけない、これは産業政策の進め方として考えなければいけない、こういうふうに思うわけなんです。

そこで、以下ちょっと労働者に何うことになるわけですが、先ほど来ここでいろいろ問題

題になっておりました人入れ稼業、労働者派遣業は職安法四十四条で禁止されている。それから労働法では中間搾取が禁止されている。ところが、先ほど私が引用しました電算労働のアンケートを見ますと、「現在あなたは派遣されていますか。」「はい」と三二・六％です。「はい」と言った人で期間について一年以上が五八・〇％、三年以上は二四・三％、五年以上は九・八％。派遣先の勤務形態はどうか、「派遣先の会社に従っている」が六四・四％ですね。ソフトウェア産業の中には今の職安法で禁止されている労働者派遣業が明らかにあるのではないかと。この点について、どうでしょうか。

○菊地説明員 答えました。

労働者派遣的な実態があるのではないかと御指摘でございますが、私も派遣事業法の立案の関係もございまして、関係業界からヒアリングをしたり、あるいは個別事業場に対する指導等によってある程度の実態は把握してございます。いずれにしろ、現在は職業安定法で言う労働者供給事業の違反にならない形で、一定の要件のもとで請負という形で実態を指導している状況にございます。

○工藤（見）委員 業界の人を呼んで聞いたって実態はわからないですね、もっとまじめに調べないと。今のいわゆるソフトハウスというのは、私もいろいろ調べましたけれども、三種類なんですね。一つは、実際に技術を蓄積しながら小さいながらもやっていっている。確かにあります。それからもう一つは、ソフトを販売する、こういう業態もあります。三つ目は、これは明らかに人の派遣が目的ですね。だから実際にそんな施設とか設備とかなくて、狭い社長室があって、あと下宿屋のあれで若い労働者を泊めて派遣に応じてどんどん出していくというやり方ですね。

これは興銀の調査を見てもいろいろ書いてあります。一人当たりの売上高とか見ると物すごく少ない、人件費すれすれじゃないかと思うようなところがいっぱいありますね。そこで本場に設備を

持ってソフトの仕事をやっている時々派遣されるというようにとやなしに、もう明らかに派遣そのものが目的で人を集めているという実態があるわけなんです。だからこそ、さっき言った答えの中にも、向こうへ行つて向こうの会社の労働者と一緒にいって、その指揮系統に従って仕事をするといって、いわゆる請負者が請負して、請け負ったところの会社が行つてそこで指揮をしながらとか監督を受けながらとか、そういう形でないところがあるわけなんです。だから通産省としてもそういう実態をぜひ調査しないと、これから大変なことになります。どうでしょうか。

○木下政府委員

ソフトウェア企業の場合に、ユーザーとの間で契約を進めていくためにはユーザーの持つておきますコンピュータ等のプログラムをつくるわけでございますから、どうしても現場に派遣されて仕事をせざるを得ないという実情があるわけでございます。そういうことでございまして、請負形式というように実際にユーザーのもとに行つて働いているというケースがあるのは確かだと思っておりますけれども、これはあくまでもソフトウェアをユーザーのためにつくる過程においてそういうようなことをやっておられるわけでございます。そういうものが即禁止されているような労働者派遣事業をやっているということはずいぶん言えないのではないかと、いろいろ考えられます。

ただ、ソフトウェア業自身がみずからの技術力をもつて個性を持った経営をやっていくということとは非常に重要でございますので、私どもとしても、個々の企業がソフトウェアの開発技術をさらに改善して、それをベースにユーザーとの間で取引を行つていくような体制に持つていくことは重要だということは認めておられて、そのための施策をいろいろ進めておられてございます。

○工藤（見）委員 今の認識は大変不十分だと思つて、さっき言った、私がわざわざ三つの形態といたことを挙げたのは、明らかに一部分にもう人入れ稼業そのものを目的にした形態があるから言

つているわけで、私も調査をしながら言っているわけがあります。

そこでもう一つ労働者に聞いておきたいのですが、先ほどから労働者供給事業的だとか、あるいは法律違反的だとか「的」という言葉でいろいろ言っていたのですが、「的」と「違反」とどう違うのか。実際違反しているのはあるわけでしょうか。それで、もっと言うならば、大体今度の人材派遣ですか、労働者派遣法という法案をつくり出したのは、そういう実態があるからそれを合法化するためじゃないのですか。実態がないものにわざわざそういう法の改正をやるのですか。そういう点で、違反的であるとか、いわゆる労働者派遣事業的であるとか、「的」じゃないに実態があるのだから、労働者としてもっとまじめに調査するべきじゃないですか。そのことを私は言っているわけです。

○菊地説明員

職業安定法の施行規則の四条に具体的な要件が明定されておまして、請負契約によりまして受注の範囲を明確にしまして、受注者は業務の遂行についてすべての責任を持つというのが第一点です。それから、雇用する労働者に対しては、発注者側において個々の労働者の作業上の指揮監督を行うものではないこと、このような要件も労働者供給事業でないという形で指導しているところがございます。しかしこの要件が、昨今の状態を見ますと要件に欠くおそれが出てまいりましたので、派遣事業法制という法律を制定いたしました。雇用した事業主以外の派遣先の事業場で働いてかつ派遣先で一定の責任を明確にするというルールを確立したいということを考えている次第でございます。

○工藤（見）委員 今言ったように大変抽象的に、要件を欠くものがだんだんふえてきた、そういうことじゃないですか。今言った幾つかの要件だつて、五年も派遣されていってどうしてもどの会社も責任を持つていことになるのですか。ならない

でしょう、そんなこと。しかもAという会社に行
つてからBへ派遣される、BからCへ派遣され
る、こんな実態があるんじゃないですか。だから、
今私がおこではっきりさせなければいけないの
は、情報産業、ソフトウェア、大変新しい産業な
んだけれども、そこで驚くべき前近代の労働条件
の実態があるということを、これは通産省も、そ
れから労働省もはっきり認めて実態を調査しなけ
ればいけないということなのです。そういうこと
なしに、今度は派遣業を法律でつくって認めまし
ょうということになれば、まさに今までに違法の
限りを尽くしたことを合法化することじゃないで
すか。ですから、我々はそういうやり方に反対し
ているわけなのです。

それからもう一つ、労働省に聞きたいことなの
ですけれども、労働時間の問題なのです。これ
はやはりソフト産業の労働者の問題で、過去一年
間月間最高残業時間は六十時間以上というのを三
六%が答えております。もちろん中には百時間以
上、二百時間以上というのがあるわけですが、で
すから、いわゆる三六協定を超える残業については
組合でぜひ規制してほしいという要求が大変強く
出されているわけなのです。

ところで、労働省としてはこれまでこの三六協
定につきまして月五十時間以上を超えないように
する、こういう指導をやっているわけですね。そ
れで、三月で百五十時間以上を超えてはならな
いと言っている。それにもかかわらず、さっき言
った三六%の人が六十時間以上というふうに答
えているわけですから、この実態が正しいとする
と、その労働省の通達というものは全くなきに等
しいわけなんです。

そういう点で一つ伺いたいのは、電算労働の林書
記長が「労働の科学」という雑誌に書いてること
でありますけれども、ある大手コンピュータメ
ーカが下請のソフトの会社に対して「貴社の三
六協定申請内容のうち延長することができると
を一日につき一三時間、一月につき一〇〇時間
に変更したうえで協定書の写しを送付願いま

す」といって一斉にそういう百時間に変更した協
定書を送れ、こういう事実を指摘されておしま
す。これがもし事実だとすると、労働省としては
当然そういうやり方に対して一定の行政指導をす
ると思いますが、その点どうでしょう。

○菊地説明員 先生御存じのことかとは思いますが、労働基準法は、三六協定を結びますと、その協定した範囲内で時間外労働をすることを認めて
いるところがございます。御指摘の行政指導は、
いわゆる目安時間という形で行政指導という次元
で指導している点でございます。その行政指導の
対象に新技術、新商品等の研究開発の業務等とい
うものを除いております。御指摘の業務がそれ
に該当する限りでは行政指導の除外業務になると
いう観点もござりますが、いずれにしても、
この通達を出した趣旨は過大なあるいは過重な残
業時間を出さなければならぬという方針に基づい
てでございます。御指摘のようなことが事実
であるとしても、我々としては指導を進め
たい、かように考えております。

○工藤委員 商工委員会が労働省ばかりを相
手にやりたくはないのですけれども、しかし、こ
の指針そのものが大変よくないのですよ。よくな
いのだけれども、少なくとも五十時間にとどまら
ないと言っているときに、百時間にしなさいとい
う命令を出す大手のコンピュータメーカーがあ
る。そして、ソフトの労働者の労働条件がますます
悪化するということをいろいろ理屈をつけて見
過ごすようなことに対しては、私は黙っているわ
けにいかないのですね。聞いてたわけでありま
す。

それでもう一つ非常に大事なことは、プログラマ
ーの人はなぜ三十五歳で自分たちはもうやめたい
と言うように大勢の人がなっているのか。この問
題は大変深刻だと思っておりますが、これは大臣、ど
うお考えでしょうか。

○木下政府委員 コンピューターのプログラマー
のやっております仕事は非常に最新の技術を使っ
たものでございまして、非常に根の要る仕事だと

いうことで、若い年齢の方々の方が仕事に向いて
いるというような感じがありまして、それで比較
的若年層の方々がたくさんこの仕事に従事してお
るわけでございます。現実四十歳を過ぎますと、
プログラムをつくるということが自身につい
て、肉体的にも精神的にもそれがなかなか難しく
なってくるというふうなことがあって、ほかの仕
事に移られるというケースが多いように伺ってお
ります。例えば、私もしもコンピュータのプロ
グラマーを今から勉強してやるとしてもなかなかで
きないものが、若い十代あるいは二十代の前半の
人たちがあれば簡単に覚えることができるという
ような感じの仕事でございます。そのコンピ
ューターのプログラマーをつくる仕事自身の性格か
ら、そのようなことが起きているのではないかと
いうふうに考えられます。

したがって、私どもとしては、自動化を進めよ
うというのはいささか配慮してのことでもあ
るわけでございます。自動化を進めてコンピ
ューターでできるだけ機械を使ってやれることがで
きれば、将来はプログラマーの人たちはもう少し
高度な仕事に移っていくことができるというよう
なこと、全体としての雇用構造も安定したもの
になることになると我々は期待しておるわ
けでございます。そういう意味で、仕事の内容が
若い人だけでなくはいけないような仕事にしな
いように、少しコンピュータの導入等で改善を
していきたいというのが我々の考え方でございま
す。

○工藤委員 いささか最後の答弁は我田引水
になつたんじゃないかと思つてます。
そこで、私、ソフトクライシスということにつ
いて少し伺つてみたいのですが、ソフトクライシ
スで、今までソフトの需要が二十数年伸びた
ということだと、ソフトウェアの技術者が年々
一五%とか一六%伸びていて将来六十万足りな
くなるということなんです、これもちょっとつ
きさき言いました興銀の調査の中で、ソフトク

ライシスというのは神話じゃないかとかかなり批判
しておりますね。何となれば、さっき言った二十
数年ふえたというのはいわゆるソフト産業の売り
上げとか需要がふえたのであつて、もっと大勢の
ソフト産業で働く人というのは、全体のソフトの
仕事をやる中の二十%でしよう。コンピュータ
メーカー、ユーザーが大勢いますね。新日鉄な
んか随分大勢いるはずですよ。そういう中の二十
%の人が働いている、その売り上げが二十%ず
つふえたというのであつて、全体としての伸びは
それほど大きくない、それほど緊迫してない、せ
いぜい十数%である、そういうことも言ってお
ります。また、ソフトウェア労働者の伸びも過去
年々一六%というけれども、そういうコンピュータ
メーカーだと大きなユーザーなんかを全部
総合して見るならば、せいぜい九%くらいであ
る、こういう見方をしています。何よりも痛烈な
のは、もし本当にソフトがそんなに緊迫してい
たら、なぜソフトウェア労働者の賃金が上がらな
いのか、労働条件はよくなるのかと書いてあり
ますよ。興銀はIPAにも参加しておりますから
よく聞いてほしいのですけれども、私はいささか
誇張していると思つてますが、こういう実態があ
るのです。

もう一つ、これは私の意見としてぜひ聞いてい
ただきたい。今認められましたが、三十五歳
になつたらもうとても働けないような労働が現
にやられているというところは、大変なことだと思
うのです。残業に続く残業、しかもほとんど職
場を転々として移らなければならぬ、賃金も安い
という、本当に労働を搾り取られるような状態が
あるからこそ、また長く働けないというわけであ
つて、私に言わせれば、今情報産業で起きている
のはソフトクライシスじゃないにヒューマンク
ライシスである、人間の危機である、こう思いま
して、こういうことを解決していかないと、自動
化を進めたって何したってよくならないと僕は思
います。
それは、自動化の一番進んだ製造工場へ行つた

って、なるほど楽になった労働はあるかもしれないけれども、逆にロボットに使われるような労働者はいっぱいふえていくわけですからね。自動化になればすべて楽になりますなんていうのは大変のんきな話なんで、そういうことで、やはり一番進んだ労働の環境、労働条件が生み出されるべきリーディング産業の中で一番劣悪な、ある意味で言えば前近代的な、人入れ稼業なんていうたらひどいものですか、そういうものさがある。ここにメスを入れていかないと、自動化をやったって何やっただけで決まってしまう、こう思います。この辺、大臣どうでしょうか

○村田国務大臣 先ほど来工藤委員の御質問、こちらで拝聴いたしておりました。私の認識といたしましては、情報産業分野は技術革新の著しい分野であって、通産省としては、民間事業者の創意と活力が最大限に発揮し得るような環境基盤を整備していくことが最も重要である、こういう認識を持っているわけです。

そうして、情報化の進展は、競争の活発化、労働時間の短縮、労働災害の防止、単純繰り返し作業からの解放などの面で重要と考えておりますが、ただ一方、大企業と中小企業との間で情報化格差、ひいては経営力格差が拡大したり、労働条件の変動が生ずるなどの影響を懸念する向きがあることも事実だと思えます。通産省としては、情報化の進展がもたらす経済社会への影響については引き続き十分注意いたしまして、適時適切な対応を図り、そしてまた労働省とも連絡をとりまじり、情報化による便益を国民一人一人が享受し得るようすることが重要である、こういう認識を持っております。

○工藤(光)委員 時間がかなりなくなりましたので、最後の一件はIPAの組織について伺いたいのですが、IPAは役員のほかには評議員会というのがありますね。今十九名ですか、十九名で例えればシグマ計画なんかも評議員会で最後のには決めるのか、決めるのかどうか知りませんが、ともかくここで審議をするということだと思っております。

この顔ぶれを見ると、どう見ても銀行の代表、あるいは財界団体の代表、あるいは業界団体、企業団体、財界が後ろにいる調査機関、その顔ぶればかりで、これからのいろいろコンピューターのソフトの計画をつくるとか協議をするには、学術的な要素とか科学者とかいろいろが大変少ないように思いますが、十九名のうち一何人が学者ですか、ちょっと答えてください。

○木下政府委員 情報処理振興事業協会の評議員会は定款によって置かれていたものでございまして、情報処理振興事業協会の重要な事項について意見を聞くという機関になっております。それでその評議員の方々は、それぞれ各界を代表して、情報処理振興事業協会の運営について、その各界の立場から意見を述べられる方々をお選びして評議員になっていただいております。もちろん重要な事項については評議員の意見は聞きましても、最終的には、例えばシグマ計画の資金計画、事業計画等は通産大臣の認可を受けるということになっておりますので、政府の規制はそういう形で受けることになっております。

それで、学者の先生あるいはそういう専門家の方々の意見は聞かないのかという御質問でございませうけれども、IPAにはたくさん委員がございまして、それぞれの委員会の中には学者の先生、専門家の方々にたくさん入っていただいております。例えばプログラム専門委員会の委員長は東京大学の名誉教授である渡辺茂先生がなっておりますし、それから汎用プログラム登録審査委員会では筑波大学の西野教授がなっております。ということで、各般の学者、専門家の方々に入っていたらこの事業を遂行していただくわけでございます。

○工藤(晃)委員 時間が来たということですが、要するに、一番大事な問題をここでいろいろ審議するという評議員の中に、学術的な要素を代表するような人というのはほとんどいなくて、さっき言ったように渡辺さんは入っていますけれども、それを除いてはなくて、言ってみればみんな財界人の代表みたいなので、私はこんな集まりであつたらシグマ計画やなんかはうまく進められないと思えますよ、利害代表者ですから。それがどうしてこう長期的に計画的なものを練っていかれるか、そういう疑問を出したいわけなんです。まして二百五十億というお金をどうするかというようなことを、こういう一番利害を持つて、その分野で商売をやつてもうけている人たちの代表みたいなのが多いような評議員会とかなんとかでは、とても国民の期待に沿うような方向でやれないという疑問を持たざるを得ないので、時間が来ましたので、この意見だけ述べて終わります。

○粕谷委員長 以上をもちまして、本案に対する質疑は終了いたしました。原田参考人には、本委員会に長時間にわたり御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

○粕谷委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありませんので、順次これを許します。浦野君。

○浦野委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、本法律案に賛成の討論を行うものであります。

御承知のとおり、我が国の情報化は、一九六〇年代後半から一九七〇年代にかけて、産業界を中心とした第一次情報化革命と呼ばれる時代を経て、現在、第二次情報化革命ともいふべき新しい発展段階にあります。

すなわち、最近における情報化の波は、情報処理技術と通信技術の飛躍的発達及びその結合によるネットワーク化の進展によりもたらされたものであり、産業界は言うに及ばず、地域、広範な社会活動、さらには家庭生活へと広がりを見せる面の展開が急速に進展しつつあります。

さらに、情報化の内容も質的に複雑、高度なものになりつつあります。このような情報化を今後とも円滑に進展させ、健全な高度情報社会を構築するためには、解決を迫られている課題も少なくないことも事実であります。

その第一は、急速な情報化に伴うソフトウェアの需給ギャップの一層の深刻化であります。現状を放置いたしますならば、五年後の昭和六十五年には約六十万人の情報処理技術者の不足が見込まれていくこと。さらには、ソフトウェアコストが今後とも増大していく傾向にあり、ソフトウェアコストの急増が情報化の進展を阻害することが懸念されているところであります。

第二は、最近の産業分野における情報化は、従来の企業内システムから企業間システムへと大きな変化を見せつつあり、今後、ネットワーク化が本格的に展開を遂げようとする段階にあります。これを事業者間の連携によって、効率的かつ開かれた形で進展させていくためには、帳票、コード等のビジネスプロトコルを統一していくことが喫緊の課題となっております。

以上のような最近における情報化社会の要請にこたえるため、本法律案が提出されたものと理解をいたすところであります。

本法律案によって、現在、労働集約的な作業によって行われているプログラムの開発を、その工程を自動化、機械化し、その生産性を向上させるためのソフトウェア生産工業化システムの開発が推進されることとなっております。それにより、その開発の成果は、中小規模の情報処理事業者等に広く提供されるとともに、情報処理技術者が単調、煩雑な作業から解放される等労働環境が改善されることとなります。

なお、このソフトウェア生産工業化システムの開発計画が計画的かつ着実に実行できるよう、所要の事業資金が十分に確保されるよう、政府として万全を期すよう強く求めるものであります。また、電子計算機の連携利用に関する指針が策

定されることにより、事業者が広く連携してその事業の分野における電子計算機の効率的な利用が図られることになるわけであります。

このような内容の本法律案は、情報化の促進を図るための施策の重要な一環をなすものであり、私どもは、本法律案に賛成をいたす次第であります。

なお、一言付言いたしますならば、高度情報社会の実現を円滑に促進するためには、電子計算機システムの安全対策、地域における情報化の促進対策、情報関連機器間及びシステム間の相互運用基盤の確保策、あるいはまた、情報化の進展に伴うプライバシーの確保への危惧、新たな健康障害の増大及び雇用問題への影響等、いわば情報化の陰の部分に対する適時的確な対応が求められる等、直面的課題も少なくありません。

これらの問題につきましては、今後、政府として、真剣に取り組みことを強く要請しておきます。

以上で本法律案に対する賛成の討論といたします。(拍手)

○粕谷委員長 浦野君の討論は終わりました。

野間友一君。

○野間委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正案に反対の討論を行います。

今日、我が国のコンピュータ利用は、産業から国民生活に至るまで急速に進む一方、雇用、労働問題の深刻化や大企業と中小企業間格差、地域間格差の拡大、プライバシーの侵害など新たな社会問題を生み出しています。

我が党は、かねがねコンピュータによる情報処理技術が経済や科学技術、国民生活に与える影響の重大性を指摘し、国民の利益に全面的に奉仕する方向で、量的にも質的にも進歩発展させることの重要性を強調してきました。

我が党が本法案に反対する理由の第一は、大企業への恩恵的施策をさらに拡大しようとしていることです。ソフトウェアライセンスなる虚構のもの

とに進められるプログラム作成効率化のためのソフトウェアシステムの開発は、総額二百五十億円もの資金をコンピュータメーカーや大手情報処理業者、ユーザーである大企業などの要求に沿って注ぎ込み、一層大企業奉仕を強めるものであります。

第二は、大企業と中小企業の格差を一層拡大することです。

今日、大企業と中小企業の情報化格差は歴然たるものとなっており、情報処理産業の中でも、メーカー系や大企業系と独立系中小業者間の格差が拡大しております。新たに設けられる連携利用制度は、開銀融資による大企業援助にとどまらず、帳票の統一化など、連携利用に名をかりた行政指導、オンライン化で、セメント業界などの整理合理化、家電流通業界の中小零細業者切り捨てによる産業再編成を進める危険性を強めるものであります。

第三は、劣悪化する労働者の雇用、労働条件への対策が放棄されていることであります。

大企業のFA化、OA化が人減らし、合理化を進め、職業病を深刻化させており、情報処理産業の場合は、人貸しともいうべき人材派遣、低賃金、超過勤務の常態化、職業病の多発など、労働者はまさに使い捨てになっております。ヒューマンライシスともいふべきこの異常な事態を放置する本法案では、状況悪化は必至と言わざるを得ません。

第四は、我が国独自の技術開発をおおざりにし、対米技術依存を強める可能性があることであり、我が国の情報産業は、ソフトウェアを中心としますアメリカへの技術依存を強めております。

AT&T・UNIXへの依存を基本にした本法のシステム開発では、我が国独自の技術研究開発がおおざりになる可能性がますます高まると見ておそれ、アメリカに追随するのみではなく、自主的立場を踏まえ、大学や国、公立機関での基礎研究を重視しつつ、国民生活の向上と安全の確保に役立つ

たせ、調和のとれた情報産業と技術の発展をこそ目指すべきであります。

以上、主要な問題点を指摘し、反対討論を終ります。(拍手)

○粕谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○粕谷委員長 これより採決に入ります。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○粕谷委員長 この際、本案に対し、渡辺秀央君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。城地豊司君。

○城地委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (案)

政府は、本法施行に当たり、最近における目覚ましい情報化の進展に適切に対応するとともに、健全な高度情報社会の実現を円滑に促進するため、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 電子計算機の連携利用に関する指針の策定に当たっては、業種間の整合性の確保に努めるとともに、異業種間の連携利用の進展に十

分留意し、その対応に遺憾なきを期すること。

二 電子計算機の連携利用の拡大に伴い、競争秩序に悪影響を生じないよう独占禁止法の運用に留意し、関連中小企業者及び一般消費者の利益の保護に配慮すること。

三 ソフトウェア生産の効率化、高度化については、ソフトウェア生産工業化システムの開発を中核として一層推進するとともに、情報処理技術者試験の充実を図る等、情報処理技術者の育成・確保に積極的に取り組むこと。

四 電子計算機の正常な機能を維持し、情報処理の適確な実施を確保することは、情報化社会の極めて重要な課題であることにかんがみ、電子計算機システムの安全対策のための法的整備について、早急に政府部内の調整を図ること。

五 地域間の情報格差を是正し、地域における情報化を促進するため、政策的支援を積極的に展開するとともに、必要に応じ、法的措置について検討すること。

六 情報関連機器間及びシステム間の相互運用に係る技術開発並びに第五世代コンピュータ等の開発を一層推進すること。

七 情報化の進展が円滑に促進されるよう、高度情報社会を展望した基本法制について早急に検討するとともに、当面、関係法律及び諸制度等の見直し、検討を可及的速やかに行うこと。

八 情報化の進展に伴うプライバシーの確保への危惧、新たな健康障害の増大等に対し、適切な対策を講ずるとともに、雇用問題への影響について十分配慮すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

渡辺秀央君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通産大臣。

○村田國務大臣 たいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、本制度の運用に万遺漏なきを期してまいり所存であります。ありがとうございます。

○粕谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粕谷委員長 次に、内閣提出、基礎技術研究円滑化法案及び貿易研修センター法を廃止する等の法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。村田通産産業大臣。

基礎技術研究円滑化法案

貿易研修センター法を廃止する等の法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村田國務大臣 基礎技術研究円滑化法案につき

まして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

一九八〇年代も半ばに至った今日、世界経済は技術革新の胎動期を迎えております。とりわけ、新素材、マイクロエレクトロニクス、電気通信などの基礎技術分野における技術開発は、国民生活や国民生活の基礎の強化に大きく寄与するものであり、二十一世紀における新技術文明の幕あけを告げるものであります。このような分野における技術開発を積極的に推進し、その萌芽を将来に大きく開花させていくことは、我々の世代の責務であります。

我が国は、戦後四十年間、比較的恵まれた国際経済環境のもとで欧米諸国から先進的な技術を導入し、国民のたゆまざる努力によって今日の経済的繁栄を手にすることができました。しかし、かかる繁栄を次の世代に引き継いでいくためには、みずからの創造性に富む技術力が充実強化されなければなりません。同時に、国際経済社会の有力な一員となった今日、我が国としてもこれまでの蓄積を生かし、ニューフロンティアの開拓に努力し、広く人類の福祉向上に貢献していくことが、諸外国からの期待にこたえる道でもあります。

現在、欧米諸国は、国を挙げて先端的な技術開発に取り組んでおります。これまで我が国は、ともすれば、欧米諸国に比べ基礎、応用段階の技術開発の取り組みが必ずしも十分でなかったのが現状であります。しかし、みずからの創造的な技術力が育ち、我が国産業活動や国民生活が一層充実したものとするためには、波及効果も大きい基礎技術分野における基礎、応用研究段階の技術開発に格段の努力を払っていくことが重要であります。

基礎研究、応用研究等を推進していく上で、国の果たすべき役割が大きいことは申すまでもありませんが、同時に、民間企業が我が国全体の技術開発費の約七割を支出している現状を考えますと、民間企業が基礎技術分野の技術開発に向けてその活力を最大限に発揮し得るようその環境条件

の整備を図ることこそ、まさに喫緊の課題であります。

政府は、かかる認識のもとに、民間において行われる基礎技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基礎技術の向上を図るために、国の財産を弾力的に活用し得る道を開くほか、民間において行われる基礎技術に関する試験研究の推進機関として、基礎技術研究促進センターを設立することなどを内容としたしまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、国有試験研究施設等の積極的活用についてであります。

政府は、基礎技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、基礎技術の向上を図るため特に必要があると認めるときは、その施設を廉価で使用させることができることとしております。

また、政府は、基礎技術に関して外国政府等と共同して行った国際共同研究の結果として国有となった特許権等について無償または廉価で通常実施権を許諾できることとしております。

第二は、基礎技術研究促進センターについてであります。

基礎技術研究促進センターは、民間活力を最大限に活用して民間において行われる基礎技術に関する試験研究を推進するための機関であり、民間の発起により特別認可法人として設立するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいませようお願い申し上げます。

次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

ただいま議題となりました貿易研修センター法を廃止する等の法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

貿易研修センターは、昭和四十二年に貿易研修センター法に基づく特別認可法人として設立され、以来、静岡県富士宮市の施設を中心に、我が国と外国との間の経済的交流促進に資するため、貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対し、専門的かつ効率的な研修等を実施することにより、我が国の国際化に大きく貢献してまいりました。

このような研修は、世界経済の相互依存関係の高まりの中で、今日ますますその重要性を増しておりますが、一方で、複雑化、多様化する国際経済情勢に円滑かつ機動的に対処していくためには、民間活力の一層の活用を図ることが必要となつてきております。

このような状況にかんがみ、政府といたしましては、昨今の行政改革の要請をも踏まえつつ、これら研修事業の実施について民間活力の一層の活用を図るといふ観点から、貿易研修センター法を廃止するとともに、貿易研修センターの民法上の財団法人への組織変更を可能にするための措置を講ずることとし、ここに貿易研修センター法を廃止する等の法律案として提案した次第でございます。

次に、この法律案の内容の概要について、御説明申し上げます。

第一に、貿易研修センター法は、この法律の施行の際に廃止することとし、その際、現に存する貿易研修センターにつきましては、一定期間内は経過的な措置として旧貿易研修センター法は、な

おその効力を有することといたしております。

なお、昭和六十一年三月三十一日を経過するときに、貿易研修センターが存在する場合、昨年十二月に閣議決定された「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」を踏まえまして、これを解散させることとしております。

第二に、貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間に、その発意に基づき民法による財団法人に組織変更できることとし、民間の創意を生かしつつ、業務を引き続き行うことができるようにいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

次回は、明二十七日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十二分散会

基盤技術研究円滑化法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 国の財産の利用等(第三条・第五条)
- 第三章 基盤技術研究促進センター
 - 第一節 総則(第六条・第十四条)
 - 第二節 設立(第十五条・第十九条)
 - 第三節 管理(第二十条・第三十条)
 - 第四節 業務(第三十一条・第三十三条)
 - 第五節 財務及び会計(第三十四条・第四十二条)
- 第六節 監督(第四十三条・第四十四条)
- 第七節 補則(第四十五条・第四十七条)
- 第四章 雑則(第四十八条)
- 第五章 罰則(第四十九条・第五十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るための措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資するとともに、国際経済の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「基盤技術」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送業(有線放送業を含む)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいう。

第二章 国の財産の利用等

(国有施設の使用)

第三条 政府は、政令で定めるところにより、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合で、民間の基盤技術の向上を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(国際共同研究に係る特許発明等の実施)

第四条 政府は、外国の政府若しくは公共的団体又は国際機関と共同して民間の基盤技術の向上に資するために行つた基盤技術に関する試験研究の成果に係る国有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

(政府の責務)

第五条 政府は、前二条に規定するもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ない。

第三章 基盤技術研究促進センター

第一節 総則

(目的)

第六条 基盤技術研究促進センターは、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第七条 基盤技術研究促進センター(以下「センター」という)は、法人とする。

(数)

第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第九条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十条 センターは、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分移転の對抗要件)

第十一条 出資者の持分の移転は、取得者について第四十五条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十二条 センターは、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に基盤技術

研究促進センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第十三条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十五条 センターを設立するには、基盤技術について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。

(設立の認可等)

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣及び郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十七条 通商産業大臣及び郵政大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業の運営が健全に行われ、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定による認可があつたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、センターの設立の時に於いて、それぞれ第二十三条第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとす。

(事務の引継ぎ)
第十八条 前条第二項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引継ぎなければならぬ。

2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込を求めなければならぬ。

(設立の登記)
第十九条 会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理
(定款記載事項)
第二十条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)
第二十一条 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)
第二十二条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、センターの業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)
第二十三条 会長、理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員任期)
第二十四条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)
第二十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)
第二十六条 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに不適当と認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 一身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 会長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(代表権の制限)
第二十七条 センターと会長、理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、会長、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(評議員会)
第二十八条 センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、基盤技術について学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。

4 会長は、評議員を任命したときは、その任命の日から二週間以内に、通商産業大臣に届け出なければならない。

(職員任命)
第二十九条 センターの職員は、会長が任命する。

(職員任命)
第三十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務
第三十一条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 民間において行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 政府以外の者に対し、基盤技術に関する試験研究を国の試験研究機関と共同して行うこと。

三 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。

四 海外から基盤技術に関する研究者を招へいすること。

五 基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

六 基盤技術に関し調査すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 センターは、前項第八号に掲げる業務を行うおととするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)
第三十二条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(センターの自主性の尊重等)
第三十三条 政府は、センターの事業に関しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。

第五節 財務及び会計
第三十四条 センターの事業年度は、毎年四月一

日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十五条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣及び郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣及び郵政大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第三十七条 センターは、第三十五条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八条 センターは、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

2 センターは、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の積立金を減額し

て整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十九条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第四十条 センターは、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債その他通商産業大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有
- 2 資金運用部への預託
- 3 銀行その他通商産業大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 4 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十一条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令、郵政省令への委任)

第四十二条 この法律に規定するものは、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第四十三条 センターは、主務大臣が監督する。主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告を

させ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第四十五条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

(出資者の持分の移転の場合には、その年月日)

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十六条 センターの解散については、別に法律で定める。

(協議等)

第四十七条 通商産業大臣は、次の場合には、郵政大臣に協議しなければならない。

- 1 第十七条第二項の規定による指名をしようとするとき。
- 2 第二十三条第一項の規定による任命をしようとするとき。
- 3 第二十三条第二項、第二十六条第三項又は第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 4 第二十六条第一項又は第二項の規定による解任をしようとするとき。
- 5 第三十二条第二項の規定により通商産業省

令を定めようとするとき。

6 第四十一条の規定による承認をしようとするとき。

2 通商産業大臣は、第二十八条第四項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、郵政大臣に通知しなければならない。

3 郵政大臣は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。

- 1 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 2 第三十二条第二項の規定により郵政省令を定めようとするとき。
- 4 通商産業大臣は、第四十一条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 5 通商産業大臣及び郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

1 第九条第二項、第三十五条、第三十八条第二項若しくは第三十九条の規定による認可又は第三十六条第一項の規定による承認をしようとするとき。

2 第四十条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

3 第四十二条の規定により通商産業省令、郵政省令を定めようとするとき。

6 主務大臣は、第三十一条第二項又は第三十二条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 通商産業大臣及び郵政大臣は、第三十五条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 主務大臣は、第三十二条第一項の規定による認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四章 雑則

(主務大臣等)
第四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員その他管理業務に関する事項
(次号に掲げるものを除く)については、通商産業大臣

二 財務及び会計に関する事項については、通商産業大臣及び郵政大臣

三 第三十一条第一項各号に掲げる業務であつて、鉱業及び工業の技術に係るものに関する事項については、通商産業大臣

四 第三十一条第一項各号に掲げる業務であつて、電気通信業及び放送業(有線放送業を含む)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術に係るものに関する事項については、郵政大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項に関し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第四十九条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十八条第四項の規定に違反して届出をしないとき。

四 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一条 第十二条第二項の規定に違反して基

盤技術研究促進センターという文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてゐる者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(工業技術院設置法の一部改正)
第五条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 基盤技術研究促進センターに関すること。

(郵政省設置法の一部改正)
第六条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号中「及び放送大学学園」を「放送大学学園及び基盤技術研究促進センター」に改める。

理由

最近の飛躍的な技術革新を契機とした産業社会の変革の兆しに適切に対応し、我が国経済社会の新たな発展と国際経済社会への積極的貢献を図る観点から、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与する技術に関し民間において行われる試験研究を円滑化し、民間の当該技術の向上を図るため、これに必要な国の財産の利用に関する

特例措置を講ずるとともに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案

貿易研修センター法の廃止
第一条 貿易研修センター法(昭和四十二年法律第百三十四号。以下「旧法」という)は、廃止する。(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する貿易研修センター(清算中のものを含む)については、旧法は、当該貿易研修センターが解散により消滅する時(第四条第一項の規定によりその組織を変更する場合にあつては、その組織変更の時)までの間は、なおその効力を有する。

(貿易研修センターの解散)
第三条 昭和六十一年三月三十一日の経過する時に現に存する貿易研修センターは、前条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第二十二條の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、同条第一項第三号に掲げる事由による貿易研修センターの解散及び清算の例による。

(財団法人への組織変更等)
第四条 貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される財団法人(以下単に「財団法人」という)になることができる。

2 前項の規定により貿易研修センターがその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による組織変更は、前項の認可があつた時にその効力を生ずる。

4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

5 第二項の規定による財団法人への組織変更に伴う貿易研修センターの登記について必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第七項までの規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前(第二条に規定する貿易研修センターについては、同条の規定によりなお効力を有することとされる旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
3 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表貿易研修センターの項を削る。

(法人税法の一部改正)
4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表貿易研修センターの項を削る。

(登録免許税法の一部改正)
5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中二十八の項を削り、二十七の項を二十八の項とし、二十六の二の項を二十七の項とする。

(地方税法の一部改正)
6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易研修センタ

「」を「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」に改める。

第七十三条の四第一項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十二号の二を第二十二号とする。

第三百四十九条の三中第二十五項を削り、第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百二条第二項中「第三十項」を「第二十九項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

理由

国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について民間活力の一層の活用を図るため、貿易研修センター法を廃止し、貿易研修センターの財団法人への組織変更を可能にする措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第三号中正誤

ペシ 段行 誤

六二 二 下なる

三三 末九 ありますけれど

三三 末六 弊害

同 第四号中正誤

ペシ 段行 誤

八三 末六 官公省

九一 末七 だけ抱えて

四五 四末八 実施

三三 二五 売掛金、債権

三三 四一七 説によります

六二 二 取引先

六二 二 売上げ

正

下になる

けれども

弊害

正

官公署

を抱きかかえて

実施

売掛金債権

一説によります

取引先

売上げ

昭和六十年四月三日印刷

昭和六十年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C